

一橋大学審査学位論文

博士論文

境界を超える女性たちと近代
——海外日本人娼婦の表象を中心として——

嶽本新奈

一橋大学大学院言語社会研究科博士課程
LD071009

Women beyond the Boundaries of Modern Japan:
A Historical Analysis of the Representation
of Japanese Prostitutes Overseas

TAKEMOTO, Niina

Doctoral Dissertation
Graduate School of Language and Society
Hitotsubashi University

目次

序章 「からゆきさん」研究の諸相および問題の所在

はじめに

第1節 「からゆきさん」研究の諸相

- (1) からゆきさんが考察の対象となるまで——「底辺女性史」という提起
- (2) 先行研究のまとめと問題点

第2節 問題の所在と本研究の目的

第3節 本論文の構成

第1章 身売りの歴史とその思想——近世から近代に連続するもの

はじめに

第1節 近世までの身売りとその思想

第2節 明治政府の対応とその思想

第3節 海外出稼ぎの歴史的・地理的条件——長崎における外国人との雇用関係

第4節 明治10年代における民衆にとっての海外出稼ぎと明治政府の対応

- (1) 民衆にとっての海外出稼ぎ
- (2) 上海での雇用関係の変化と明治政府の対応

小括

第2章 「芸娼妓」をめぐる言説の変化

はじめに

第1節 民衆の性意識——外国人が見た日本

第2節 存娼派の芸娼妓への処遇——福沢諭吉と『時事新報』の場合

第3節 廃娼派の芸娼妓へのまなざし——日本キリスト教婦人矯風会の場合

小括

第3章 海外出稼ぎの渡航幫助者のジェンダーと役割——「密航婦」記事を手がかりにして

はじめに

第1節 「誘拐者」と「密航婦」の内実

第2節 女性の渡航幫助者の役割とジェンダー

(1) 女性の幫助者の役割——周旋人、宿泊提供者

(2) 〈女性〉であることが機能する役割——「からゆきさんあがりの誘拐者」、
縁故

小括

第4章 日本の海外膨張と海外日本人娼婦

はじめに

第1節 明治政府の外交政策転換

第2節 海外膨張と海外日本人娼婦言説

(1) 存娼派の言説

(2) 廢娼派の言説

小括

第5章 分断される「女／性」——愛国婦人会芸娼妓入会をめぐって

はじめに

第1節 愛国婦人会による娼婦の国民化

第2節 愛国婦人会・奥村五百子の芸娼妓観

第3節 『婦女新聞』の性格——創刊の動機と福島四郎

第4節 「近代家族」の性規範

小括

第6章 優生思想と海外日本人娼婦批判

はじめに

第1節 優生思想の流入

(1) 日本における優生思想の歴史

(2) 優生思想の観点

(3) 廢娼運動と優生思想

- (4) 海外日本人娼婦と「民族衛生論」
- 第2節 民族衛生論の帰結
 - (1) シベリア視察報告
 - (2) 天草・島原調査報告
- 小括

終章 「からゆきさん」とは誰なのか

- 第1節 各章のまとめ
- 第2節 補論：森崎と山崎の比較を通じて

主要参考文献

凡例

1. 漢字は、原則として新字体を使用した。但し、引用文は、原文を基本とし、異字体を通用の字体に改める等の若干の変更を加えた。
2. 引用文中、筆者による捕捉を [] で表示した。
3. 引用に際して、振仮名を省略した箇所がある。歴史的仮名遣いを現代仮名遣いとした。

序章 「からゆきさん」研究の諸相および問題の所在

はじめに

江戸幕府が開国を承諾して以降、人々は様々な理由で日本から海外へと移動をしていった。欧米の知識を吸収するための旅行や留学も理由のひとつであったが、多くは労働力の需要に応えての移動であり、出稼ぎや移住をその目的としていた。海を渡った人々の中には、渡航先で売春を経済的営為としていた女性たちも含まれていた。今日一般に「からゆきさん」¹という名称で知られる女性たちである。そのからゆきさんという言葉を広める端緒ともなった『サンダカン八番娼館——底辺女性史序章』(1972)²を著した山崎朋子は、からゆきさんを以下のように説明する。

〈からゆきさん〉とは、「唐人行」または「唐ん国行」ということばのつづまったもので、幕末から明治期を経て第一次大戦の終わる大正中期までのあいだ、祖国をあとに、北はシベリアや中国大陸から南は東南アジア諸国をはじめ、インド・アフリカ方面にまで出かけて行って、外国人に肉体を鬻いだ海外売春婦を意味している。³

本来は、九州の北西部地域で使われていたからゆきさんを上のように定義した『サンダカン』とは、からゆきさんの聞き書きをしたいと望んだ山崎が天草へ渡り、元からゆきさんのおサキの家に、素性を隠し来島の目的を告げぬまま、3週間寝食を共にし、おサキからからゆきさんとしての過去を聞いていくという内容であった。3週間後、山崎は東京で自分を待つ娘と夫の元に帰るため、おサキに自分が来た理由を涙ながらに告白して東京に戻り、『サンダカン』を書き上げ出版する。本書が73年に大宅壮一ノンフィクション賞を受賞し、翌年に映画化もされたことが人々の間に、からゆきさ

¹ 煩雑になるためこれ以降「」を外し、からゆきさんと表記する。

² 山崎朋子『サンダカン八番娼館——底辺女性史序章——』筑摩書房、1972年。以後、『サンダカン』と記す。

³ 山崎、前掲書、7頁。

ん＝海外売春婦であるとの認識が膾炙していく大きなきっかけになったともいえるだろう。

さらにその4年後に、森崎和江がタイトルそのものを『からゆきさん』(1976)とする本を出版している。50年代から筑豊の炭鉱町で谷川雁らとサークル運動をしていた森崎は、『からゆきさん』出版以前にも、自身の植民地朝鮮に生まれ育った経験に根ざしつつすでに数多くの著作を発表していた。森崎の思想的軌跡を理解するために『からゆきさん』以前の主だった著作をいくつか列挙すれば、炭坑労働者たちの精神世界を描いた『まっくら——女坑夫からの聞き書き』(1961)や、女性の疎外の状況と問題を理論化した『非所有の所有』(1963)、女性ふたりの往復書簡の形をとって女性に特有とされる問題の吐露から同性間にある分断と亀裂への思索を綴った『第三の性——はるかなるエロス』(1965)、他方で、民衆の異集団との接触の思想を描いた「民衆における異集団との接触の思想——沖縄・日本・朝鮮の出逢い」(1971)といった作品があり、文筆活動と生活実践をとおして、常に日本の近代化を問い直す作業をしてきた作家・運動家である。『からゆきさん』以前の著作では、時にその内容が理論的で難解であるとの評価を受けることもあったが、『からゆきさん』では抽象的な言葉遣いを避け、森崎自身が見聞した複数人のからゆきさんの経験や歴史、からゆきさんと縁のある人物との交流を平易な言葉で綴ったこの作品は、『サンダカン』と同様に多くの読者を獲得し、広く読まれることとなった。

本論文の大きな目的のひとつは、この「からゆきさん」と呼ばれた女性たちを取り巻く言説とまなざしの変容を、時代を追って検討していくことである。以下、からゆきさん研究の諸相として先行研究のまとめと問題点を指摘することで、より詳しく本論文の目的とするところを明らかにしたい。

第1節 「からゆきさん」研究の諸相

(1) からゆきさんが考察の対象となるまで——「底辺女性史」という提起

まず、『サンダカン』と『からゆきさん』というどちらもからゆきさんを対象としたふたつの著書を、歴史学及び隣接分野ではどのように受容したのか、ここで簡単に整

理をしておきたい。というのも、『サンダカン』と『からゆきさん』が出版される以前にからゆきさんを史的考察の対象とした研究はほぼなかったといってよいからである。戦後のからゆきさん関連の著作を概観すると、森克己『人身売買——海外出稼ぎ女』（1959）、谷川健一編『日本残酷物語 第一部 まずしき人々のむれ』（1959）、谷川健一編『女性残酷物語』（1968）、谷川健一編『ドキュメント日本人 5 棄民』（1969）、本田三郎『ものいわぬ群れ』（1971）、牧英正『人身売買』（1971）などがある。人身売買の歴史を法制史の観点から記述した牧の『人身売買』を除き、著作の多くは、50年代後半から70年代にかけて続々と刊行されたルポルタージュのシリーズ本である。これは、戦前から戦後における「日本人」⁴が体験した数々の物語の記録を集めた構成となっており、からゆきさんの体験もその一つとして所収されている。

実のところ、山崎の『サンダカン』執筆の契機となったのは、上に挙げた『ドキュメント日本人 5 棄民』に収録された森崎和江の「からゆきさん——あるからゆきさんの生涯」であった。後に『からゆきさん』に「おくにことば」というタイトルで所収されるこの小話は、天草出身でからゆきさんとなったおヨシの人生を伝記的にまとめた物語である。当時、「底辺女性史」の題材を求めている山崎は、森崎のこのエッセイを読み、からゆきさんを「底辺女性史」の主題と定めたのだった。

『サンダカン』の副題に「底辺女性史序章」とあるように、山崎はそれまでの女性史がエリート女性史であることに不満を抱いていた。エリート女性を対象とした従来の女性史では真の女性史と評価することができないため、「それでは、どのような存在がエリート女性史への強力なアンチテーゼとなり得るのか。そう考えたときわたしの脳裏に浮かび上がってきた女性像こそ、ほかならぬ〈からゆきさん〉だったのである」⁵と『サンダカン』冒頭で述べている。からゆきさんと同じく、女工や農婦、炭鉱婦、女中なども同じく底辺に呻吟して生きた女性たちとみなしてよいとするが、山崎にとって「売春婦」とは、「もともと人間の〈内面の自由〉に属しているはずのセックスを、金銭で売らなければならなかった存在である。労働力をひどい低賃金で売って生きる生活と、セックスまでも売らざるを得ない生活と、どちらがいつそう悲惨であるか！」⁶と強調するように、他の職業に比べて「売春婦」がより悲惨であるとし、その「売春

⁴ 「在日朝鮮人」のエピソードも収録されている本もあるが、多くは「日本人」の記録である。

⁵ 山崎、前掲書、8頁。

⁶ 山崎、前掲書、11頁。

婦」の中でも、国内の公娼や私娼に比し、「日本の国土をあとにして海外に連れ出され、そこで異国人を客としなければならなかった〈からゆきさん〉」こそが「もっとも悲惨であった」と山崎は考えたのである⁷。

『サンダカン』には、こうした山崎の意識とからゆきさん像が通奏低音として流れている。「良心的」な山崎の眼差しは多分に語り口調に反映されているが、素朴ともいえるそうした売春への思い込みは時代によって大きく規定されたものであることも、近年の研究によって明らかにされてきている。ともあれ、「底辺女性史」を提起した山崎によって、からゆきさんが歴史学やその隣接分野の考察の範疇に組み込まれた側面はあったといえるだろう。

さて、売春体験を悲惨である——とりわけ「異国人」が買春相手の場合——と捉え、そのイメージをからゆきさんに投影した『サンダカン』の一方で、森崎は、『からゆきさん』において二人の対照的なからゆきさんとの出会いを描いている。『サンダカン』の4年後に出版された『からゆきさん』は明治、大正時代の『福岡日日新聞』など当時の新聞や文献を森崎自身が丹念に読み込み、からゆきさんを多く出した天草、島原の風土的な性格と合わせてからゆきさんを描き出した本である。一人は森崎が天草の道端で会い、南洋に出稼ぎに行っていたことを話す老女である。老女は「働きにいったちゅうても、おなごのしごとたい（傍点原文——引用者）」⁸とあつけらかんと告げて森崎に鮮やかな印象を残す。もう一人は、〈出稼ぎ〉の経験によって精神的な病を抱えるおキミであった。

二人のからゆきさんに象徴されるように、一口に「からゆきさん」と言っても、〈出稼ぎ〉の経緯・経験は当然のことながら異なり、一括りにできるものではない。森崎は二人に象徴される〈出稼ぎ〉経験の差異を、日本の近代化に伴う「ふるさと」の意識の変化と、日本の植民地主義の暴力の連鎖に巻き込まれた経験を持つか否かという出稼ぎ先の影響に求めた⁹。このふたつの原因はどちらも時代的な変化を前提とするものである。しかし、森崎が提起した〈出稼ぎ〉経験の差異が時代的背景に規定されたものであるという問題意識は、その後のからゆきさん研究において十分に引き継がれたとは言いがたい。以下、これまでの先行研究を大きく四つの流れで整理しながら合

⁷ 山崎、前掲書、11-12頁。

⁸ 森崎、前掲書、19頁。

⁹ 森崎、前掲書、48頁。

わせて問題点もみていきたい。なお、山崎と森崎の間にある差異については、本論文の終章で再度取り上げたい。

(2) 先行研究のまとめと問題点

まず、からゆきさんに関する著作でよくみられるのは、〈出稼ぎ〉経験をもつ女性個人に焦点を当て、個人の経験の聞き書きや残した資料から個人史という形で再現する形式である¹⁰。山崎や森崎の著書もこの形式に属するものである。個人に即した記述は、個別具体例としてより〈リアル〉な描写を可能とするが、他方で、出身地や出稼ぎ先、あるいは出稼ぎに行った時期、帰国するまでの経験全てが異なる個人史は、相互の連関がみえにくいため、歴史的に膨大な女性たちの〈出稼ぎ〉事象が発生し、それが長期にわたって継続した背景に存する構造が不明瞭になりやすいといった問題点が挙げられる。

次に、80年代後半から90年代にかけて、からゆきさんに関する著作を4冊出版した倉橋正直の研究も成果として大きい。倉橋は先に挙げた70年代の山崎と森崎の両書を「すぐれた研究」と認めながらも、両書とも感性に鋭く迫ってくるがゆえに客観的な歴史の見かたに欠けると述べ¹¹、新聞資料を駆使しながらシベリア、中国東北部地方のからゆきさんの実態を描いた。倉橋の研究は、多くの地下水脈にあった資料を紹介している点で重要だが、「売春はたしかに道德の問題であるが、しかし、他方でそれは何よりも経済の問題であった」¹²という固定観念が散見される。山崎と森崎の著作を情緒的だとして一括りにしてしまう認識もさることながら、この観点では、森崎が提示した〈出稼ぎ〉経験の差異や「ふるさと」の意識の変化を探るという、社会規範

¹⁰ たとえば、山崎朋子『サンダカン八番娼館』(1972)、『あめゆきさんの歌——山田わかの数奇なる生涯』(1978)、森崎和江『からゆきさん』(1976)、大場昇『からゆきさん おキクの生涯』(2001)、宮崎康平『からゆきさん物語』(2008)など。なお宮崎康平の『からゆきさん物語』は島原出身の元からゆきさんから聞き書きした話を基にした小説である。

¹¹ 倉橋正直『北のからゆきさん』共栄書房、1989年、15-16頁。(「両書(『サンダカン』と『からゆきさん』——引用者)とも涙なしには読み通すことが困難なぐらい、よく書かれていて、胸うたれる、すぐれた研究である。しかし、読むものの感性に鋭く迫ってくるという長所が、他方では短所になっているように思われる。たしかに、この問題は辛く悲しいものであるが、しかし、やはり客観的な歴史の見かたがこの場合にも求められよう。その意味で、従来の研究は、残念ながら感性に訴えることを強調するあまりに、この点が多少欠けていた」)。

¹² 倉橋、前掲書、16頁。

の史的可変性と、日本の植民地主義の問題にからゆきさんを位置づけることがやはり困難となってしまう。

三つめは、移民史研究の中から、これもまた山崎が描くからゆきさん像は「悲惨さ」が過度に強調されたものであり、より「客観的」にからゆきさんを論じるべきだとの指摘がなされている。からゆきさんは売春婦という点を強調されることによって、「リアルな問題＝移住現象の一つとしては処理されて」おらず、そうしたからゆきさんイメージによって「いまでも「からゆき」という明確に区別される女性たちの集団は明治以降の日本人の海外進出、または歴史学の外側に置きつづけられるテーマになっている」というのである¹³。こうした問題意識をもつ論者たちは、「からゆきさんは移民であり、売春は職業の1つであるという立場に立ち、論を進めていきたい」¹⁴というスタンスをとる。だが本論文でも検討するように、他方で、売春という職業ゆえに国外にいるからゆきさんの存在が問題視され、明治政府がその対応を迫られるといった事態が生じたり、あるいは日本の対外膨張政策に組み込まれていったことを鑑みれば、売春がもった当時の社会的意味もやはり考察の対象としなければならないだろう。また、売春と売春をする女性へのまなざしがどのように変容したのかも、上のスタンスでは浮かび上がりにくいという問題点も挙げられる。

最後に、からゆきさんを買売春史研究の枠組みに当てはめても、その位置づけは明確なものにならない。というのも、買売春史研究はこれまで公娼制度研究と廃娼運動研究という二つの系譜を主軸として蓄積されてきたため、公娼制度下に入らないからゆきさんも含む「私娼」は派生的に捉えられてきたからである。また、「慰安婦」や植民地公娼制度を検証する研究のなかで、からゆきさんを男性によって搾取、抑圧される「娼婦」という認識範疇に集約し、さらにその抑圧の極限形態である「戦時性奴隷」としての「慰安婦」の前段階に位置づける先行研究も存在するが¹⁵、こうした立場は、

¹³ ヴァシリオス・ミハロポウス「統計からみた『からゆき』像の再検討——近代日本海外移動研究を目指して」『九州史学』93号、1988年、30頁。

¹⁴ 福田淳子「からゆきさんのイメージと実像——出身地、渡航地に関する考察」『民族社会研究』創刊号、広島大学、1998年、48頁。

¹⁵ たとえば、金一勉『遊女・からゆき・慰安婦の系譜』（1997）や鈴木裕子「からゆきさん・『従軍慰安婦』・占領軍『慰安婦』」などの著作・論文タイトルからも窺いしれる。また、「慰安婦制度が『からゆきさん制度』の性奴隷的形態をそのまま継承していた」とする2008年の論文もある（田中利幸「国家と戦時性暴力と男性——「慰安婦制度」を手がかりに」宮地尚子編『性的支配と歴史——植民地主義から民族浄化まで』大月書店、2008年所収）。筆者はから

強制売春を女性の人権蹂躪の現場として社会へ提起する上で重要な観点ではあるものの、その観点は、先に挙げてきた「売春」の特殊視（あるいは特殊視と表裏一体である職業観）と無関係ではなく、開国直後から昭和初期まで続く女性の海外出稼ぎについて、歴史的かつ各地域の特異な文脈を無視し、無機質に抑圧された「性」の諸事例として処理してしまう認識には問題があると言わざるをえない。と同時に、からゆきさんの悲惨さを強調し、からゆきさんと「慰安婦」を性急に接続させることによって、男性ひいては日本国家にその責任を追求する姿勢は、からゆきさんを日本一国の閉じられた問題として看做す傾向をも生みだしてきたともいえるだろう。しかし歴史を遡れば、鎖国時に外国人との性的雇用関係が成立していた事実を見落とすべきではなく、開国以降も諸外国の要請によって外国人専用の遊女、洋妾、そして「外国人御連」として女性が海外渡航していた事例を歴史的に検証していけば、そこには植民地主義ともいえる権力構造の存在を看取することが可能であり、また日本もその潮流に乗り出し、女性たちも乗せられていったことも併せて考察すべきである。国際的な歴史の動きと、女性たちの判断と移動というミクロな視点の往還運動を意識してからゆきさんを取り巻く状況を捉え返すことが肝要であると考えられる。

第2節 問題の所在と本論文の目的

これまでの先行研究の重要性を踏まえながら併せて問題点も指摘してきたが、いずれの問題点にも、売春を経済的営為とした（せざるをえなかった）女性を対象とすることの困難さが通底しているといえる。売春の経験を自身の判断基準から他の職業に比してより過酷であると捉えた山崎もさることながら、その山崎が描くからゆきさんは過度に悲惨さが強調されているとして、売春も他の職業と同じとする見方も、実は「売春」を特殊なものとする見方のコインの裏表をなしているといえる。それは、からゆきさんを「慰安婦」の前史に位置づけようとする観点においても、「抑圧された性」として強制的かつ受動的な女性像が想定されている点で同様である。

しかし、この売春を特殊視する意識が普遍的なものではなく、社会的に構築された

ゆきさんと「慰安婦」の連関性を否定するつもりはないが、からゆきさんが国家的組織によって制度化されていたのかという点など、ここにはさらなる慎重な議論が必要だと考える。

ものであることはすでに知られている。とりわけ日本では近代化過程においてそうした意識が構築されていった。であるからこそ、本論文が試みるものは、からゆきさんをめぐる言説がどのような社会的状況の中で発せられ、どのように受容、あるいは排除され、いかにそれが社会や彼女たちに作用したのかを検証することである。これまでの研究において、日本が近代化を成し遂げていく過程で、「遊女」あるいは「芸娼妓」とも呼称された女性たちへの差別意識は廃娼運動家たちを筆頭に内面化されていたことが明らかにされているが、それは主に「公娼」、あるいは娼婦全般に対する見方として共有されており、からゆきさんという個別カテゴリーに特化した言説の流れを追ったものはほとんどなかったといっていよい。

たとえば、廃娼運動史において、運動の担い手たる矯風会や廓清会のからゆきさんに対する態度への言及は、次の表現に縮約されている。

娼妓を「汚れた」存在とし、とりわけ国の体面を著しく落とすものという国辱論は、「からゆき」観に典型的に示される。国辱視は、彼女らと呼ぶのに「海外醜業婦」という呼び名に露骨に表現されてもいる。公娼廃止論者は、もとより娼妓への「同情」を惜しむものではなかったであろう。しかし、この時期の廃娼論者をより強くとらえていた意識は、国家の体面であった。¹⁶

廃娼論者たちが娼妓蔑視観を内面化し、娼妓への国辱視がからゆきさんへの批判言説に露骨に表れるとの指摘は的確ではあるが、そのような廃娼論の帰結については言及されない。先行の研究は、「公娼」を意味する娼妓をめぐる言説を総体的に据え、「私娼」やからゆきさんへの言説をその補完物として処理してしまう。だが、本論文でも重要な指標となってくるが、公娼と私娼、からゆきさんの各区分には、売春という素朴な総体化を拒む堅固な特殊性がつきまとうこともまた事実である。本論文は、そうした特殊性に注意を払いながら、からゆきさんをめぐる言説を通時的にみていくものである。

¹⁶ 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第8巻 人権・廃娼 1』不二出版、1997年、25頁。

第3節 論文の構成と「からゆきさん」という語について

(1) 論文の構成

本論文は、これまで述べてきた問題意識に基づいて、近世から大正までの芸娼妓およびからゆきさんへの政策と言説の変容を考察していく。ただし、当然のことながら、国内の芸娼妓に関する政策や言説が国外へのからゆきさんへと波及することや、廃娼派や存娼派の中で厳密な区別がなされないままに主張されることもあるため、対象となる言説は多岐にわたることを予め断っておく。論文の構成としては、時代的な流れを分かりやすく示すため、基本的に章を追うごとに時代もくだっていく構成となっている。以下、各章の概要である。

第1章では、まず第1節で近世までの身売りとその意味を検討する。当時の民衆社会における「身売り」の出稼ぎ的側面を確認し、開国後の彼女たちの労働が近代的な労働観に基づいたものではなく、出稼ぎ奉公の流れの中に位置づけられることを確認し、併せて、近世の公権力と庶民の売春への対応とその論理をおさえておきたい。続く第2節、第3節で開国以降の明治政府の芸娼妓への政策と、いち早く海外に〈出稼ぎ〉へ出た女性たちが多く出現した長崎の歴史と地域的特性を描く。最後の第4節では、明治10年代に初めてからゆきさんが問題化した折の日本政府の対応がどのようなものだったかを示す。

第2章では、芸娼妓をめぐる言説の変化を検討していく。第1節ではまず、欧米の知識や性道徳観が流入する以前の江戸社会における芸娼妓たちの状況を外国人たちの見聞記から探る。続く第2節と第3節で、開国以降の公娼制度をめぐる議論された存娼派と廃娼派の主張とその主張的背景を考察し、両者が互いにどのような根拠をもって持論を展開したのか、また、本来は存娼派と廃娼派として反発しあうはずの両者の親和性もみていきたい。

第3章では、考察対象を渡航幫助者にうつして、主に九州の地方新聞に掲載された「密航婦」検挙記事を分析する。女性たちがどのような方法で海外へ渡航していたのか、また、そこにはどのような人々が関わっていたのかを資料から具体的に検証していく。その際には幫助者の職業のみならずジェンダーにも目配りするが、大部分を男性が占める幫助者の中に女性もいたという事実を列挙するだけでなく、そこでのジェ

ンダー的役割と、さらには記事内の表現の差異に注目することで当時の社会的ジェンダー秩序をも浮かび上がらせたい。

第4章では、日本の海外膨張とからゆきさんへの言説を論じる。ここでは、第1章の第4節で確認した政府の上海におけるからゆきさん取り締まり対策を方針転換する様子をおさえておきたい。売春を目的とする女性を処罰対象としていた移民保護法に、朝鮮と「清国」のみ適用除外を設ける明治政府の意図をふまえたうえで、第2節で存娼派と廃娼派における対外膨張と海外の日本人娼婦に関わる主張の中身を考察していく。

第5章では、愛国婦人会への芸娼妓入会をめぐる誌面論争へと発展した愛国婦人会と『婦女新聞』の議論を取り上げる。第4章で確認するように、膨張主義が政府のみでなく民衆レベルにまで浸透する社会状況の中で、日露戦争を契機に拡大していく愛国婦人会と、そこへの賛意を示しながらも芸娼妓入会を批判する『婦女新聞』とのやり取りは、「近代家族」創出の過程で周縁化されていく芸娼妓たちの様子を如実に表した事例として捉えることができる。同時に、ゆるやかに連続していたそれまでの芸娼妓と妻との間の境界が、入会拒絶という現実によって断絶されるという、〈旧来の性意識〉と近代的な性規範の相克をも露にしていることを示し、加えて、天皇を頂点としたときに底辺に位置づけられてしまう芸娼妓たちの、それゆえの愛国心発露の心情と、それを排斥する側と擁護する側のどちらにも天皇が持ち出されるその論拠の行方も見極めていきたい。

第6章では、優生思想の流入が廃娼派たちの言説とどのように結びつき、いかなる帰結をもたらしたかを検討する。日清・日露戦争を経て膨張主義に邁進する日本で、より「科学的」に廃娼運動を支える思想として優性思想が用いられたとき、海外にいる日本人娼婦の性を売る対象が外国人であることが焦点化されることに注目する。

終章では、以上を踏まえて結論および今後の課題と展望を記すが、山崎と森崎のからゆきさん像を比較したうえで、森崎が「あるからゆきさんの生涯」や『からゆきさん』に描きながらも、その後からゆきさん研究にうまく引き継がれてこなかったからゆきさんが帯びてしまった日本の膨張主義の体現者について言及したい。

以上、こうした章構成によって、時代を追って海外〈出稼ぎ〉女性がどのように捉えられてきたのか、政府、民間廃娼運動団体、軍事援護団体、各種新聞等の言説を随時参照しながら検討していくことにする。

(2) 「からゆきさん」という言葉について

「からゆきさん」という言葉はすでに多くの先行研究で用いられているが、実のところ扱いが大変難しい言葉である。山崎が「外国人に肉体を鬻いだ海外売春婦」と定義したことはすでに述べたとおりである。先行研究の多くは山崎の定義のままに用いているように見受けられるが、女性たちの相手には当然のことながら日本人男性も含まれていた。また、森崎が「慰安婦もこの名でよばれたりもしている」¹⁷と書いているように、からゆきさんが意味する範囲は山崎の定義よりも広いといえる。

本論文で「からゆきさん」を用いるときは、「海外に〈出稼ぎ〉へ行き売春を経済的営為としていた女性」の意味であることを予め断っておきたい。出稼ぎに〈〉を付す理由は第1章で詳しく述べるが、簡単にここで説明をしておけば、近代的な労働観念と労働形態が浸透するまで、女性たちの雇用契約は奉公契約として結ばれることが常であり、身売りと出稼ぎの境界が曖昧であったことを含意するためである。「売られていく」ことはすなわち「出稼ぎ」をも意味していたのである。森崎が「からゆきさんを身近に知る人は、売られたとも自分でとびこんだともはっきりわけられない、という」¹⁸との言葉は、まさにその両義性を表しているといえる。しかし、「出稼ぎ」という言葉にはどうしても自ら選択をして稼ぎに行く、という主体的な意味合いが入ってしまうため、両義性を担保するために〈出稼ぎ〉と表記することにしたい。

本論文の一部はすでに発表した拙稿をもとにしているが、執筆にあたって構成を変え、加筆・修正したことをことわっておく。これらの研究成果について以下に記しておきたい。

〈第1章、第2章〉

『「からゆき」という歴史事象創出の背景——『性的自立性』の多様性』、『言語社会』一橋大学大学院言語社会研究科、第2号、2008年3月。

〈第3章〉

『「からゆき」渡航幫助者のジェンダーと役割の一考察——『密航婦』記事を手がかりにして——』、『ジェンダー史学』、ジェンダー史学会、7号、2011年。

¹⁷ 森崎、前掲書、19頁。

¹⁸ 森崎、前掲書、91頁。

〈第4章、第6章〉

「優生学と結びつく『在外売淫婦』批判の検討」、『ジェンダー史学』、ジェンダー史学会、5号、2009年。

〈第5章〉

「分断される『女／性』——愛国婦人会芸娼妓入会をめぐる」、『ジェンダーと社会——男性史・軍隊・セクシュアリティ 一橋大学大学院社会学研究科 先端課題研究叢書5』、編集代表木本喜美子・貴堂嘉之、旬報社、2010年6月。

第1章 身売りの歴史とその思想—近世から近代に連続するもの—

はじめに

まず日本における「身売り」の歴史を概観したい。戦後に海外の日本人娼婦に関する著作でもっとも早い時期に出されたのは森克己の『人身売買——海外出稼ぎ女——』（1956）であったが、表題に「人身売買」とあり、副題に「出稼ぎ」という一見矛盾しているかにみえるこのふたつの言葉が並ぶ理由は、日本の人身売買の系譜を繙くことでみえてくる。

序章で触れたように、山崎の『サンダカン』による影響の中でからゆきさんを騙された「悲惨な」女性として描くことに対し、ミハロポロウスや福田は「からゆきさんは移民であり、売春は職業の1つであるという立場に立ち、論を進めていきたい」¹⁹と表明をし、またシンガポールにおける日本人と中国人の娼婦を社会史的観点から分析をしたJ・F・Warrenも、からゆきさんを「抑圧され、虐げられたとの神話的表現のみに目が奪われると、積極的に彼女らの人生を読むことができなくなる²⁰」と提起しているが、それ以前のからゆきさん研究においては、出稼ぎの側面を見出し強調することはなかなか難しかったといえる。その理由に関しては本論文全体でも検討していきたいが、ここで簡潔に述べるならば研究者が内面化している性倫理の問題が大きかったといえよう。

しかし、「出稼ぎ」というある種の「主体性」を匂わせる語句を忌避するがために、実際は「身売り」であって彼女たちは詐欺によって、あるいは家父長制の抑圧の下で思いもしない境遇に陥ったのであると主張する態度は、身売りと出稼ぎの両者が二律背反であることを前提とするからこそ成り立つ語彙の選択でもある。だが、そもそも上で挙げた著作タイトルが如実に示すように、両者はそう簡単に区別できるものなのだろうか。本章ではその点を念頭に置きながら、第1節で日本の人身売買の歴史を検討する。続く第2節では、開国以後の明治政府の売春に対する対応を確認して、近世

¹⁹ 福田淳子、前掲論文、48頁。

²⁰ ジェームス・F・ウォレン「シンガポールにおける娼婦の社会史」『岩波講座 近代日本と植民地 5 膨張する帝国の人流』岩波書店、1993年、265頁。

から近代に連続する売春をめぐる思想をおさえる。併せて公権力の売春に対する施策は庶民の意識ともまた繋がっていたことも示す。第3節では、開国した日本の主に国際港から日本人女性たちの国外移動が見られるが、どのような背景のもとでそうした移動の現象が起こったのかを開国以前の長崎の歴史から述べ、第4節では、明治10年代に海外で売春を経済的営為とする女性たちの増加が上海で初めて問題となった際の政府の対応を確認する。

第1節 近世までの身売りとその思想

日本における人身売買の最古の記述は『日本書紀』にまで遡れるほど古く、律令時代には人身売買に関する法整備がなされているが、その歴史に大きな変化をもたらしたのは豊臣秀吉が行った太閤検地や人身売買に関する政策である。

…秀吉政権は兵農分離体制を確立するために全国規模で太閤検地や刀狩りを実施し、また、経済基盤である農村の復興および発展のために「人売り買い」禁止令・人返し令・「奉公人」法度などセット政策を推進した。このセット政策は、奴隷・隷属民の労働に頼る生産構造から農奴（夫婦掛け向かいの小農経営）に基盤を置く生産構造への移行を促進した。²¹

日本史においては、これらの政策によって生産関係が奴隷制から農奴制へと移行したとみなされ中世から近世への時代区分の画期とされる。ここで重要なのは、人身売買から年季奉公人化への変化である。これは労働力を人身の売買によって供給するのではなく、年季奉公による雇用労働契約によって労働力のみを売買させようとしたもので、「百姓身分の者が一時的にとる地位・状態である年季奉公を体制的に成立させることによって、奴隷制に頼らぬ生産関係を築いていく基礎」²²となったものであった。つまり「人身売買禁止令は、中世の奴隷制から近世の農奴制へと日本社会を発展させ

²¹ 下重清『〈身売り〉の日本史——人身売買から年季奉公へ』吉川弘文館、2012年、115頁。

²² 下重、前掲書、8頁。

た革命的な政策の一つと見なされることになった」²³というわけである。

徳川政権以降も年季奉公人体制は進められ、雇用契約制度である年季奉公が一般に普及しはじめると譜代下人としての男性の売買は十七世紀末にはほとんど見られなくなり、女性の場合でも譜代の下女となり生産活動に従事するケースは極めて少なくなっていた。こうした年季奉公契約の形式は遊女や飯盛女にも普及していくことになる。しかし、他の労働の有償的提供を目的とした年季奉公とは次の4点で内容を異にしていた。①家長権を人主から雇い主へ委譲、②転売の自由、③身請け・縁付けの権利を雇い主に委譲、④死亡後の処置も雇い主へ一任、である。法制史の研究者である中田薫は、これらの特徴が「奴婢所有権の作用にも比すべき、他人の人格に干渉し、其人格的法益を処分する人法的支配を、雇主の手に委譲して居る点に於て、此奉公契約が其本源たる人身売買の特質を十分に保存する」²⁴として、これを他の年季奉公と区別して「身売的年季奉公契約」と名付けている。建前上は年季を限った奉公契約だが、実質は自身の身体的権利と自由を大きく制限された身売りと変わらなかったのである。

しかし人身売買の内実はなんら変わっていないが、年季奉公化政策が遊女や飯盛女の人身売買性の払拭にはたした役割が想像以上に大きかったため、「売女」組織へ妻や娘を身売りする際の契約が年季奉公として結ばれるようになると、人々の意識は「身売り」から「奉公へ出す」という認識へシフトしたと下重は指摘している²⁵。年季奉公による契約を結ぶことによって「身売り」の実態が隠蔽され、庶民もまた「奉公へ出す」という意識を共有するようになったのである。

困窮する庶民にとって娼妓渡世は身近な選択肢でもあったが、これは近世の公権力が徹頭徹尾経済の論理で売春対策にあたっていたこととも無縁のことではなかった。近世の公権力は遊郭や飯盛旅籠屋での遊女や飯盛女の売春行為を公認・黙認する一方で、隠れ売女を禁止し、取り締まる政策をとっていたが、こうした近世における売春に対する公権力の政策意図を曾根ひろみは以下のように概括している。

幕府が茶屋女や飯盛女を次々と公許し、各藩が城下町に遊郭設置を公許する論

²³ 下重、前掲書、8頁。

²⁴ 中田薫「徳川時代に於ける人売及人質契約」『法制史論集』3・上、岩波書店、1943年。

²⁵ 下重、前掲書、160頁。

理も、これを願ひ出る庶民側の論理も、例外なく「町方・宿方の繁栄」「渡世上下の潤」——すなわち売春が町や宿場を繁栄させ広汎な人々の生業と暮らしを潤すという経済の論理であり、幕藩の公権力が売春を禁じるのは、それが公認の場所以外で行われるか、決められた人数を超えた娼婦を抱え置いている場合のみであった。²⁶

公権力の売春を公認する論理が経済の論理であったことは、その後の公権力が認可していく「身売り」の理由が「飢渴之者」であったことにも見て取れる。夫が妻に売女をさせることは封建的な家族秩序を乱すものとして幕府が取り締まるものであった。しかし、享保期の『御定書』では「飢渴之者」が夫婦申し合わせのうえ、女房が納得して売女をしているならば糺明に及ばぬ²⁷とする項目を禁止事項の次に補足している。これは娼妓渡世が「下層都市民の止むをえざる渡世のあり方であることを、公権力が黙認した」²⁸ことを意味していた。

「近世社会において、売春は多くの人々にとって積極的に忌避されるべき行為ではなかったし、国家の政策的対応も倫理性を欠如していた」²⁹と曾根が述べるように、近世の公権力にとって売春への対応はあくまでも経済的な政策であり、同時に庶民の側でも遊女屋の許可を願ひ出る理由、あるいは女房や子どもを売る理由が「渡世上下の潤」のためであり、「飢渴」から逃れるためという同様の論理を共有していた。そこには売春を倫理的に否定する思想は見られなかったのである。

加えて、身売りの契約の際には合意の上という条件が必要であった。「公権力が、売女奉公を他の奉公と同一のものとみなす根拠の一つに、実親や売女自身が「得心」＝納得して、これを行っているという認識があった」³⁰と指摘されているが、契約上では同意している、というこの点によって人身売買的要素が濃厚であるにもかかわらず本人の「自由意志」による娼妓渡世であるとの建前が成立していたのである。

²⁶ 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館、2003年、34頁。

²⁷ 曾根、前掲書、61頁。

²⁸ 曾根、前掲書、62頁。

²⁹ 曾根、前掲書、9頁。

³⁰ 曾根、前掲書、63頁。

第2節 明治政府の対応とその思想

前節でみてきたように、奴隸制から農奴制へと移行する際に労働力の獲得が人身売買から年季奉公契約へと変化した。遊女屋などの売春組織との契約は他の年季奉公契約とは異なり人身売買的性格を色濃く残しながらも、本人同意の上であるという請け状（契約書）が交わされ、人身売買的要素は隠蔽されていた。だが実のところ、公権力は娼妓たちが人身売買的待遇にいることをじゅうぶんに認識していた。それは開国直後の明治2年（1869）に欧米の目を意識して建議された刑法官判事である津田真道の「人を売買することを禁止すべき議」が、娼妓は奴隸的身分と変わらないがこれは「開明」に向かう「皇国」には相応しくないため、「地獄売女」³¹にすべしという内容からも明らかである。

注意すべきは、津田の建議が買売春を禁止・否定したものではなく、人身売買という封建的制度が存在することは日本にとって不都合なので娼妓は「地獄売女」にすべしという内容であったことである。津田の発想は西洋から着想を得たものであった。つまり、西洋では女郎は身持ちの悪い女が他に生きていく術がないために自ら売春家業をしているが、日本では家長によって売られたり、略売されて苦界へ身を沈めている。これは人身売買と変わらないので、西洋と同じように本人の自由意志による「地獄売女」にすべきというのである。

津田の建議はこのとき採用されなかったが、後に出された公娼制度法令をみれば、明治新政府もまた津田が憂慮した人身売買的要素を払拭しようとしたことがわかる。ちなみに近代の公娼制度を基礎づけた法令は以下のとおりである。1871（明治4）年の民部省達、72（明治5）年の大蔵省第127号布達、同年10月の太政官達第295号（娼妓解放令）と73（明治6）年の東京府令第145号に定められた貸座敷渡世規則・娼妓規則、同年の改訂律令第276条の私娼取締条項、76（明治9）年の太政官布告第一号と警視庁布達の売淫罰則がそれである。一連の法令が出された経緯についてはすでにいくつかの研究によって明らかにされているので、ここでは簡潔に政策意図のみを抽出して近世からの連続性を確認したい³²。

³¹ 「地獄売女」とは公娼に対する「隠売女」のことで、いわゆる私娼を指す。

³² 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房、1992年や早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店、1998年などに詳しい。

開国直後から維新政権内外では娼妓たちの処遇について大蔵省や司法省でも議論がなされていた。津田と同様に司法卿の江藤新平や大蔵大輔井上馨も日本国内の娼妓奉公が人身売買同然であるという認識を共有していた。折しも 1872（明治 5）年 6 月に起きたマリア・ルス号事件で、中国人苦力を「奴婢」同然であるから解放すべしとした日本側に対して、日本にも古来より娼妓奉公という奴隷関係が存在しているではないかと指摘されたこともこの議論に影響を及ぼしていた。こうした背景のもと大蔵省や司法省で議論されていた娼妓の処遇は、太政官達第 295 号——通称「娼妓解放令」——によって遊女屋から完全解放という結論に至るのであった。

しかし、これまでと同様に、この太政官布告も人身売買の禁止が主眼であって、買売春の禁止が目的ではなかった。実際、東京府は「娼妓解放令」を本人の意図にない人身売買、身売りの永年期の禁止と解釈し、本人の望みによる娼芸妓稼業は免許すると解釈³³し、大蔵省と相談の結果、「貸座敷渡世規則」、「娼妓規則」、「芸妓規則」（府達 145 号）を公布した。これは「市中場所を限り稼ぎをさせるが、牛馬のような使役はないようにする、場所は吉原（含根津）、品川、千住、板橋、新宿、それぞれ場所は境界をたてる、遊女屋は貸座敷に遊女は娼妓と改める、糊口を凌げず、頼る親戚がない窮民のみ娼妓渡世を許す、鑑札料は黴毒検査施設費用にあてる、芸妓は場所の制限をしない」³⁴を方針とする内容であった。困窮している庶民であれば娼妓渡世も致し方ないとする方針は前節でみたように近世から連続する思想であった³⁵。この東京府

³³ 早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー——成立期のひとつのロジック』青木書店、1998 年、197 頁。

³⁴ 早川、前掲書、201 頁。

³⁵ 1871（明治 4）年から始まった一連の売春取締り制度を検討した藤目ゆきは、あらたに再編された公娼制度を「近代公娼制度」とよび、その特質を二点挙げている。第一が「強制的性病検診制度」であり、第二は「人身売買否定の名目にとって、娼妓の自由意志による『賤業』を国家が救済のためにとくに許容するという欺瞞的偽善的なコンセプト」である。第一の点に関しては異論はないが、第二の点については、これまで確認してきたように、近世の公権力も人身売買的要素を払拭するために遊女や飯盛女といった売女組織との契約に年季奉公契約を導入し、建前ながらも請け状には本人合意の上といった内容を盛り込むように腐心していた。さらに、享保期の『御定書』では「飢渴之者」が「渡世」するためならば売春も致し方ないとする「救済」方針もみてきたとおりである。藤目は明治以降に再編された公娼制度を「前近代の公娼制度とは異質であった」として先ほど挙げた二つの特質を挙げるのだが、後者に関しては、買売春制度とそこへの女性の「供給」に関する対応は前近代から連続性をもっていただけであるだろう。（藤目ゆき『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1999 年、90-91 頁参照）。

の方針は同様の方針を大阪府もとるなど全国に普及していくことになる³⁶。さらに、外国への体裁を気にした明治新政府は、娼妓に関する営業管理や税収対策を国家ではなく府県に担当させることを決定した。これ以降、各地方行政による公娼統制と警察による私娼取締りが制度化されていくことになるのである。

第3節 海外出稼ぎの歴史的・地理的条件——長崎における外国人との雇用関係の確立

さて、ここで対象を海外に出た女性たちの歴史に移したい。外国人を相手に売春をする日本人女性という原形像を鎖国期の日本国内で探るとき、そこに浮かび上がるのは寛永年間に長崎丸山・寄合の花街に集居された遊女たち、すなわち丸山遊女である。鎖国を解いた日本から、どのような形で日本人女性たちが海外に渡航したかについては諸説あるものの、出稼ぎ女性の先駆けとなった大部分は、この長崎港を起点とする九州出身の女性たちであった。

鎖国時に長崎にて貿易を許されていたのは、最終的に清国とオランダのみであった。江戸時代唯一の国際貿易港として繁栄を極めた長崎であったが、それぞれオランダ人は出島に、清国人は唐人屋敷を居留地とし、域外外出は許可されなかった。幕府はオランダ人や清国人に対して厳しく行動範囲を限定し、日本人に対しても出島や唐人屋敷への出入り資格を制限したのである。しかし、その限られた少数の日本人の一群に丸山遊女たちの姿があった。出島へ赴く遊女たちは「紅毛行」、唐人屋敷へ赴く遊女たちは「唐人行」と称され、日本人のみを相手として春をひさぐ「日本行」の遊女とは明確に弁別が為されていた。開国後に日本人女性が渡航する事例で時期的に最も早く表れるのは、この丸山遊女たちや「名附遊女」と呼ばれた女性たちが外国人の洋妾として海外へ渡る事例であった³⁷。

³⁶ ちなみに、埼玉県は295号達を娼妓制度の廃止と理解して廃娼をおこない（1876年に遊郭をもつ深谷県との合併に伴い復活）、和歌山県は1906年まで、岐阜県、鹿児島県は1888年まで公娼制を試行しなかった。（早川、前掲書、202頁参照）。

³⁷ 長崎の清国人と丸山遊女たちの交流の歴史を描いた唐権は、『唐人行』の遊女たちの多くは、『鎖国』時代から長く中国人のみを相手にしてきた。そのゆえに、彼女たちは民族差別の観念が薄く、時には中国人男性のことを『風俗あしく息くさき日本人とあふよりは、中々心やすくてよきよし』と思ったりした。日本人の海外渡航がいったん可能になると、彼女たちがいち早く海外へ飛び出したことは、むしろ自然のなりゆきといえよう」との見解を述べている。

いうまでもなく、開国後の長崎での外国人と遊女との関係は、清国人、オランダ人に限ったものではなく、他のヨーロッパ諸国も長崎での日本人女性による性的雇用関係を結んだ。そのなかでもとりわけ有名なのが、ロシア人士官専用であった稲佐の露西亜マタロス休息所であった。これは、旅順を租借するまで不凍港を持たなかったロシア船が越冬するための寄留港として長崎を利用する過程で出現したものであり、1860（万延元）年6月にロシア軍艦提督ビリレフによる長崎奉行所へのロシア人専用の遊興所を設置したいとの申し出がきっかけであった。

稲佐でのロシア人との交流において特筆すべきは、日本に初めて検徴制度を導入したのがここ稲佐におけるロシア人の要請であったという点である。近代日本における公娼制度は、前近代から続く公娼制が欧米の影響下で近代的に再編されたとの考察があるが、そのメルクマールのひとつに性病検診という新たな衛生概念の浸透があった。だが、稲佐の遊郭側は当初ロシアの検徴要請に対してこれを拒否し、また稲佐の土地の者が遊郭を独自に設立することも、丸山寄合町の「遊郭専売特許」の特権を以てこれを許可しなかった。そこで談合の結果、市郷の貧しい娘たちが集められ、籍だけを丸山遊郭に置く名附遊女として丸山遊郭に登録し検徴を受けさせ、稲佐へ送り込むことで一応の解決をみることになったのである。「英人や仏人などの洋妾にして随分多額な所得を獲た者もあったが、稲佐のラシャメンとは到底比較にならなかった。それで、市郷の貧家の娘などは、稲佐のラシャメンたらん事を切望したのである」³⁸という状況もそこではみられたという。

ここで名附遊女の説明をしておきたい。『長崎市史』や『丸山遊女と唐紅毛人』を著した郷土史家である古賀十二郎は「名附遊女は洋妾の祖とも謂ふ可きものである」³⁹と表現するが、名附遊女とは、「名前借」といって「遊女屋に手数料を支払いたる上、名義だけ遊女屋に籍をおき、普通の遊女と同様に、源氏名即ち遊女名を用い、表面のみ遊女屋抱の遊女となりて、唐館または蘭館に入りて、唐人または紅毛人に接触する」⁴⁰遊女たちを指す。大きな特徴は、唐人屋敷や出島への出入りの継続や中止を自らの意志で決められた点である。また「名附遊女は、今日は甲の唐人に接し、明日は乙の唐

(唐権『海を越えた艶ごと——日中文化交流秘史』新曜社、2005年、121頁)。

³⁸ 古賀十二郎『新訂 丸山遊女と唐紅毛人 後編』長崎文献社、1995年（増補再版）、284頁。

³⁹ 長崎市役所編『長崎市史・風俗編下巻』清文堂出版、1967年、3頁。

⁴⁰ 古賀、前掲書、1頁。

人に接すると云うように、相手構わず、売色した者ではなかった」⁴¹という一節は、本来遊女屋と年季奉公契約を結び、それに束縛された遊女との違いを際立たせている。つまり、「名だけは「遊女」という、素人の女性が〈異国人〉間関係を結ぶようになった」⁴²ことを意味していたのである。

長崎には、前述のような丸山遊女たちの「唐人行」「紅毛人行」とはまた異なる形態での名附遊女という清国人、オランダ人に関する女性たちが多数存在していた。その後、名附遊女たちは、1872（明治5）年の太政官達第二九五号（通称「娼妓解放令」）と翌年に出された「貸座敷渡世規則」の公布によって、「娼妓は、貸座敷に於てのみ営業に従事することを許され、外国商館、其他異国人居住の場所へ赴く事を厳禁せられた⁴³」ために、名附遊女から洋妾への転換を迫られるのであった。「名附遊女は洋妾（ラシャメン）の祖とも謂ふ可きものである」といわれる所以である。海外への出稼ぎ女性の先駆けとなった女性たちの多くが長崎の丸山遊女であったことは、当時の日本人海外渡航記録を調査した宋連玉も触れているが、丸山遊女、洋妾、出稼ぎ女性の連続性をこの点に確認することができる⁴⁴。

では、長崎以外の開港地での状況はいかなるものであったのか、同じく国際港をもつ横浜の例を確認しておきたい。1859（安政8）年、幕府は新しく開港場となる横浜に外国人専用の港崎遊郭を作らせた。これは早くから長崎の丸山遊女に接していたオランダによる要請の結果であった⁴⁵。しかし、鎖国時にも国際貿易港として海外に開かれていた長崎と異なり、開港当時の横浜においては、「外国人は夷狄として蔑まれていたので、港崎遊郭開業に際し、遊郭側は外国人相手の遊女を思うように集めることができず、遊女の中には外国人の相手をするのは死ぬよりも辛いことだと言って嫌が

⁴¹ 古賀、前掲書、2頁。

⁴² 嘉本伊都子『国際結婚の誕生——〈文明国日本〉への道』新曜社、2001年、40頁。

⁴³ 古賀、前掲書、46頁。

⁴⁴ 宋連玉「帝国日本から植民地朝鮮への女性人口移動」の註には、「一例をあげると『辰（1868年）4月14日出立、同9月帰国上海外国人御連 丸山町 司 辰 22歳』これ以外にも同じようなケースで丸山町『遊女』が上海に数ヶ月の期間滞在している。欧米人に雇用されるケースは『東京麻布谷町 大和屋辰右衛門厄介 てい』『英人ヒョンスニ雇レ 上海行当県（長崎県）下萬屋町商 山賀国八 次女 国 18歳』『仏人アンリニ雇レ露国ウラジオストック行 石川県 山下シテ 21年8ヶ月』などが見られる。」（宋連玉「帝国日本から植民地朝鮮への女性人口移動」『日本統治下の朝鮮——研究の現状と課題』国際日本文化研究センター、2003年、221頁）。

⁴⁵ 吉田常吉『唐人お吉——幕末外交秘史』中公新書、1966年、124-125頁。

った者もいた」⁴⁶という状況であった。遊郭側は長崎の丸山遊郭まで人を派遣し、外国人に慣れている遊女を集めようとしたが、結果は芳しくなく要求数を満たなかった⁴⁷。そのため、遊郭側は関東地方の村落に出向き貧しい家の娘たちを雇い入れたという⁴⁸。「素人の女性は必ず遊郭に籍を置き、鑑札料を支払い、源氏名をつけた上、外国人のもとに行かなければならなかった。これが、名附遊女（仕切遊女）の制度であり、「らしゃめん」の始まりである」⁴⁹とあるように、横浜でも長崎でも同じく名附遊女から洋妾へと転換していく様子を見ることができる。

ちなみに、「一等らしゃめんの月給は二十両であった。高級官吏ですら二十両を取る者は少なかった当時、女性で二十両の月給は破格であった」⁵⁰とあるように、外国人との性的雇用関係は日本人男性を相手にする場合より、比べようがないほどの収入を伴い、彼女たちにとって洋妾という身分は合理的な選択肢のひとつになりえたのである。洋妾とはあくまで外国人との雇用関係によって成り立つ存在であった。外国人の側から見た場合、日本人女性との関係は現地妻や植民地妾と同義であった。稲佐の露西亜マタロス休息所を例にとれば、民家を借り受け長崎滞在中に日本人女性を一時的な“妻”とする“結婚”の慣習⁵¹を大いに活用したロシア人たちは、往々にして好意的な賛辞を書き残しているが、「しかし、ロシア人が楽しく暮らしたという意見は、ロシア人の一方的な視点から発せられるものに過ぎない。この一見穏やかな光景や恋愛感情もまた、ロシア人士官が自身の心を和ませる為に買ったひとときのロマンスなのである」⁵²と指摘されるように、それはあくまで金銭を媒介にした一時的な関係であった。⁵³

⁴⁶ 竹下修子「日本人女性と外国人男性の関係の歴史——らしゃめんとオンリーの比較から」『歴史民俗学』11号、1995年4月、179頁。

⁴⁷ 横浜市役所編『横浜市史稿風俗編』名著出版、1973年、375頁。

⁴⁸ 中里機庵『幕末開港綿羊娘情史』赤廬閣、1931年、148頁。

⁴⁹ 竹下、前掲論文、180頁。

⁵⁰ 竹下、前掲論文、182-183頁。

⁵¹ 中條直樹・宮崎千穂「ロシア人士官と稲佐のラシャメンとの“結婚”生活について」では「ロシア人士官と稲佐のラシャメンとの関係について、ロシア人側の観点を重視して“結婚”の語を、またその関係にあった者を指して“夫”（ロシア人士官）、“妻”（稲佐のラシャメン）の語を使用する」とあり、本稿もそれに従った。（『言語文化論集』名古屋大学、23号、2001年、109頁）。

⁵² 中條・宮崎、前掲論文、122頁。

⁵³ こうした関係は当時の旅券からも窺える。幕府は1886（慶応2）年の改税約書で「其筋より政府の印章を得れば修行又は商売する為め各外国に赴く事並に日本と親睦なる各外国の船

第4節 明治10年代における庶民にとっての海外出稼ぎと明治政府の対応

(1) 庶民にとっての海外出稼ぎ

長崎や横浜などの国際港を利用する外国人によって外の世界に開かれていった日本人女性たちの行き先は、当時国際貿易港として繁栄していた上海や、またロシア船が出入りをしてきた繋がりからウラジオストックをはじめとする北方へと渡航する者が多かった。長崎では上海やロシアへと出稼ぎに行くことが女性たちにとっても身近な選択肢となっていた。とりわけ長崎と上海の関係は、「上海は、かつて長崎県上海市で郵便が届いたところ」⁵⁴と言われるほど地理的に近い存在であった。これは1850年代末から1870年代にかけて、英国をはじめ、仏国、米国、そして日本など、各国の郵船会社が上海と日本を結ぶ航路を次々に開通したため、「定期便に搭乗して上海へ出稼ぎに行くことはさほど困難なことではなかった」⁵⁵という状況が、当時の日本にすでにあったからである。たとえば、1878（明治11）年12月11日付の『読売新聞』には、「此ごろ肥前長崎辺では百姓町人の娘で年ごろなのは容貌のよい悪いにかかわらず支那上海へラシャメンに買われて行くのが多く夫れがため同地では下女になるものが少ないので大店などでは困って居るといふ」⁵⁶と、上海へ洋妾として行く女性が多いことを物語る記事が載っている。

また翌年の『朝野新聞』には、鹿児島県士族から上海で娼妓渡世をさせたいとする記事が掲載された。

鹿児島県士族鈴木恭義は、当節府下にて密売淫の流行するは活計に困る者の多

中に於て諸般の職事を勤ること故障なし外国人雇い置く日本人海外へ出る時は開港場の奉行へ願出政府の印章を得ること妨げなし」と、在留外国人が日本で雇っていた奉公人を海外へ出国させることを認めていたが、洋妾たちは「上海外国人御連」などの名目による旅券で外国人の雇い人という形で渡航が認められていた。（外務省編纂『日本外交年表並主要文書 上巻』原書房、1965年、30頁）。

⁵⁴ 宮岡謙二『娼婦 海外流浪記——もうひとつの明治』三一書房、1968年、105頁。

⁵⁵ 唐権、前掲書、156頁。

⁵⁶ 読売新聞社メディア企画局データベース部編『読売新聞』[CD-ROM版]、1999-2002年。

きゆえなれば、なにとぞこの悪弊を除くためにこれらの婦女を上海へ連れ行き、年限を定め娼妓渡世をなし、活計の目処の立ちたる上帰朝させたくと、このほど府庁より内務省へ伺い中なりと。古今独歩の妙案だかどうか。⁵⁷

(『朝野新聞』「娼婦の輸出を出願する者あり」1879年3月1日付)

維新後次々と公娼制度改編のために布告が出されたことはすでに見てきたが、江戸から明治にかけて公権力の買売春政策の方針とは、買売春への否定や倫理的判断が見られないままに、むしろ女性の「供給」過程に伴う人身売買的側面の払拭を目的として、本人同意の上であるならば「救貧」のために公許するという点で連続性をもった政策であった。だからこそ、「密売淫」が増加しているのは「活計に困る者」が多い故なので、「活計の目処」が立つよう上海で「娼妓渡世」をさせたいとする出願は、まさに近世から近代に続く公権力の買売春施策と一致する内容であり、上のような記事が1879（明治12）年に掲載されるのはそれほど奇異な事ではなかった⁵⁸。公娼制度の近代的な再編を経た後でも身売りの意識自体はそれ以前となんら矛盾することはなかったし、女性たちの意識も当然のことながら近代的な労働意識ではなく、近世から続く出稼ぎ奉公に支えられたものであった。

また、ふたつの記事に共通するのは売春に対する性道徳的な判断の希薄さである。明治10年代の当時においても「活計」のためであれば「娼妓渡世」もやむなし、という近世から近代に続く意識が民衆社会にも共有されていたことは、この記事の牧歌的な論調にも明らかである。後章で変化の理由も含めて検討するが、これ以降の記事は売春をする女性たちへの差別と非難の色に染まっていくことになる。

(2) 上海の雇用関係の変化と明治政府の対応

国際港を利用する欧米人によって国外へ出ていった女性たちだったが、海を渡る女性たちが増加することで、海外で売春をする日本人女性が初めて問題化されることに

⁵⁷ 明治ニュース事典編纂委員会編『明治ニュース事典 2』毎日コミュニケーションズ出版部、1983年、328頁。

⁵⁸ 唐権は、1878年前後から上海への出稼ぎ女性が急増した理由の一端に、西南戦争（1877年）によって零落した女性が急増した現象を関連づけている。上記引用の鹿児島士族の出願もそうした背景からかもしれない。（唐権、前掲書、157頁）。

なる。当時、明治政府がどのような対応をしたのかを確認しておきたい。

この時期の上海の変化は唐権の著書に詳しい。「上海が三十年近くに及ぶ建設を経て近代都市としての基盤が次第に整えられるにつれて、そこに住んでいる多くの西洋人がこの頃から投機的な冒険者から定住者へと変わり、西洋人社会全体も安定した社会へと変容し始め」⁵⁹、その結果として、青年男女の性別比例が初期のアンバランスな状態から脱し縮小したという。それは「金儲けの夢を抱いてやってきた女たちの前に、洋妾の需要がすでに少なくなっていたという厳しい現実があった」⁶⁰ことを意味していた。もともと洋妾として渡航していた日本人女性たちであったが、上海における西洋人たちの在留性格の変化に伴い、日本人女性たちの商売の仕方も変化を余儀なくされていったのである。こうした現実を前に上海に出現したのが、東洋茶館であった。それはさながら「長崎の色街＝丸山遊郭まがいのもの」という様相であった。

この上海の日本人妓楼ともいえる東洋茶館の盛況によって日本人女性の出稼ぎ数が増加したため、開国後初めて海外の日本人娼婦が問題化され、明治政府はその対応に迫られることになる。上海の日本領事館が売春を生業とする日本人女性の増加を苦慮し、東洋茶館など日本妓楼を一掃しようと外務省に人手を要請し、長崎から巡査4名が上海へ到着したところで「売淫」取締りへの行動に出たのである⁶¹。この日本領事館による取締りの動きが上海発行の『字林滬報』に「論滬北東洋茶館宜商禁止之法」のタイトルで1885年5月19日に載り、それを『郵便報知新聞』が「上海にある日本売淫女の評」と題して適訳したものを同月の29日付で掲載した。記事は、東洋茶館を閉鎖することが肝要であるとした内容であったが、外務省はこの記事に素早い反応を見せる。掲載2日後に外務省長官の井上馨は上海領事館の安藤太郎領事宛に以下の通達をした。

本月十九日発兌字林滬報九百八十一号「論滬北東洋茶館宜商禁止ノ法」と題する一項は厭迄我居留人の売淫を罵言し延て貴官の不注意を誹謗するものに

⁵⁹ 唐権、前掲書、158頁。

⁶⁰ 唐権、前掲書、158頁。

⁶¹ しかし安藤領事による4人の巡査とともに行った取り締まりは、結局のところ「これら娼売女をいたずらにあちこちへ分散、いや進出させ、なんのことはない、結果としては女街の市場を拡げてやることにすっかり役立たせてしまっただけのこと」と、女性たちの拡散を招いたことを指摘するものもある（宮岡、前掲書、108頁）。

有之滬報の所信を置に足らずと雖も又幾分其实なしとも難保候右に付ては我報知新聞も去る二十九日を以て之を公にし亦外国新聞上訳出の義も有之不体裁至極に候其他売淫の義に付ては豫て屢々申進候次第も有之且つ夫れが為巡查も被派遣候程の義に付取締不相立候ては不相立義に有之处右等の不体裁外国人の齒牙に相懸り候様にては御国体に相関し不容易義に候間尚一層御注意有之充分取締相立候様致度右は該滬報既に御閲覽にて夫々取締方御計画有之候事とは存候へ共此段念申進候也⁶²

井上は、「不体裁至極」で「外国人の齒牙に相懸り候様にては御国体に相関し不容易儀に候」と、「御国体」にも関わる事柄であるからさらなる取締りをと要請したが、これに対する安藤領事の返信は、上海領事館の人手不足によって内規における政府の取締りは難しいのが現状であると訴えるものであった。

内規とは、1882（明治 15）年 11 月に外務省から上海領事館へ「売淫罰則並売淫処分内規」として実行するよう通達されたもので、売春に対する処罰内容が明記されていた。この外務省の方針は上海だけでなく朝鮮でも同様であった。釜山、元山の場合は、1881（明治 14）年 12 月に「貸座敷営業規則・芸妓営業規則」「黴毒検査規則」を釜山領事館布達第 21 号と第 22 号として、日本の公娼制度に準ずる規則をひとまず出したのだが、2 年後に外務省より「我邦の体面」を理由に貸座敷を廃業し、新規開業も認めないと指示が出された。仁川と京城では、当初より「芸娼妓及貸座敷業禁止の事」（仁川領事館達）と「売淫取締規則」（京城領事館達）で娼妓営業の禁止が指示されている。これも同じく国家の体面を気にしての対応であった⁶³。明治 10 年代までの日本政府の方針が、国家の体面を理由に海外での「売淫」に罰則を科し、取り締ろうとするものであったことはおさえておきたい。というのも、後章で検討するように、明治 20 年代以降の明治政府の方針は一転するからである。

⁶² 「明治十八年六月一日附井上外務卿発信上海安藤領事宛通達」『外務省警察史 支那ノ部 在上海領事館』20473—20474 頁。

⁶³ 藤永壯「植民地公娼制度と日本軍「慰安婦」制度」『植民地と戦争責任【戦争・暴力と女性 3】』吉川弘文館、2005 年、20-21 頁。

小括

さて、第1節の冒頭で触れたように、『人身売買』と銘打った海外日本人娼婦の歴史を繙く著書の副題に「出稼ぎ」という言葉が並ぶのは畢竟必然だったともいえる。そもそも娼妓渡世においては人身売買的要素と出稼ぎ的要素は不可分であり、その境界は明確なものではなかった。また権力側は常に人身売買的要素を払拭するために、女性たちが生活のために自らの自由意志で売春という手段を選んだかのように施策してきたのは確認してきたとおりである。そうした意識は民衆にも共有されており、親や兄弟が前借金という僅かな収入を手に入れるために身売りすることは孝行として賞揚される社会でもあった。海を越えた移動であっても近世から続く出稼ぎ奉公の連続性のなかに彼女たちの労働形態は位置づけられるとあってよいだろう。

だが、〈出稼ぎ〉を常態のこととして受け止める女性たちや村社会の存在の他方で、看過してはならないのは、性的な雇用機会を「創出した」欧米人たちはその伝統と習慣をうまく利用したことであり、同時に日本の公権力も開国にあたって積極的に女性の性を「提供」しようと画策した点である。しかし第4節でみたように、欧米人の「御連」として、あるいは洋妾として国外へ出た女性たちの増加が上海で問題化されたとき、国家の体面を気にした日本政府は彼女たちを処罰の対象とするのだった。重要なのは、この措置が倫理的な判断に基づいたものではなく、あくまで国家の面目の問題として浮上し、対処されたことである。国内での管理買売春である公娼制度が省みられることは決してなかったのである。

第2章 「芸娼妓」をめぐる言説の変化

はじめに

前章で近世社会での買売春制度は徹頭徹尾「経済の論理」に支えられていたことは述べた。「売春業者とそれに寄生する諸役人、売春を放置する公権力への批判はあっても、買春行為・売春行為そのものへの倫理的批判はついに現れなかった」⁶⁴と曾根が概括するように、欧米の性道徳観が流入するまで日本は長らく買売春行為自体への倫理的判断が不在であった。しばしば外国人がそうした江戸社会の買売春制度に違和感を吐露しているが、それは彼ら自身が内面化している西洋の性道徳的観点でもって日本を眺めているためである。2章では、まず第1節で前近代までの日本人の性意識がどのようなものだったのかを「外」の目から確認をした後に、第2節、第3節において、開国以降に入ってきた欧米の性道徳観を学び、内面化した存娼派と廢娼派が国内の芸娼妓をどのように捉え、いかなる主張を展開したのかをみていくことにする。

第1節 民衆の性意識——外国人が見た日本——

まずは「外」の目から見た日本の遊郭の様子をおさえておきたい。1690（元禄3）年に長崎の出島オランダ商館付き医師として来日したドイツ人のエンゲルペルト・ケンペル（1651-1716）⁶⁵は丸山遊郭を観察して次のように述べる。

⁶⁴ 曾根、前掲書、34頁。

⁶⁵ エンゲルト・ケンペル（1651-1716）独生まれ。1690（元禄3）年にオランダ東印度会社の医師として長崎に上陸。日本滞在は2年余りであったが、その間二度ほど江戸へ参府し、五代将軍徳川綱吉に謁見している。来日する以前は、スウェーデン国王の使節団秘書としてモスクワおよびペルシャを歴訪し、オランダ東印度会社に入社してからは、アラブ、インド、インドネシア、タイを訪れている。ケンペル死後、1727年に『日本誌』がロンドンで出版されている。国立民族学博物館編『ケンペル展 ドイツ人の見た元禄時代』（1991）によると、ハインツ・リーゼンフーバー（連邦研究・技術大臣）のメッセージに、「彼の業績の中でもとくに1727年ロンドンで出版された『日本誌』は画期的なものでした。それはオランダ、フランス、ドイツでいち早く訳され、1777年から79年のわずか2年の間にドイツではその改訂増補版が刊行されたのでした。カント、モンテスキュー、ヴォルテール、ゲーテといったヨーロッパの代表

娼妓は極幼き時、一定の金子にて年期（十年、二十年）を定めて身を贖はれ、楼主の富の度に従ひ、七人より三十人までも年の多きも少きも、ともに一つの家におかるゝなり。（中略）かゝる娼妓にして（既に年限を過ぎ、幸にして）公正なる市民と結婚するならば、彼女は自らその淪落失行に責任あることなく、教育も相当にあれば、通常 of 市民の間に伍して公正なる婦人と認めらるゝなり。楼主は之に反して彼如何に富裕なりとも、決して公正なる市民とは認められず、又それと交際すること叶はず。⁶⁶

つまり、年季が明けた丸山遊女たちは「公正なる市民」と結婚すれば、売春という不特定多数の男性に性を売っていた行為の責任を問われることなく「公正なる婦人」としての待遇を受けるというのである。

これはケンペルにのみ特異な見解ではなかった。ケンペルに百年ほど遡り、1594年から1602年まで世界交易に旅し、各地の性習俗を詳細に記録したフィレンツェの航海商人フランチェスコ・カルレッティ（1573-1636）は、『西インド及び東方諸国見聞記』（1701年刊行）のなかでポルトガル人船員と関係を持った日本の女性たちに言及しているが、外国人との妾関係は「少女たちの結婚にとって、いかなる障害ともならなかった」⁶⁷と記している。またケンペルに続く蘭学者たちの師で、オランダ商館付き医師として1775年に出島に滞在し、徳川家治にも接見した経験をもつスウェーデン人の植物学者カール・トゥーンベリイ（1743-1828）は、『日本紀行』の一節にて「どんな小さな村でも、大きな都会と同じに公開の遊女屋があり」、「この土地の人は節欲と云うことを徳とは考えていない。そしてこれを犯す罪に対し別に恥を辱めない」と前置きながら、「一層意外なことは、この遊女たちが、自分が売られて行き稚い齡から育て上げられた家に数年間居た後に、なんらの不名誉の諺なく社会に還って行けるし、猶

的な知識人も日本に関する知識はこの本によって得たのです」とある。

⁶⁶ ケンペル（ケンペル）『ケンペル江戸参府記 下巻』呉秀三訳、駿南社、1929年、172-174頁。

⁶⁷ Francesco Carletti, *My Voyage Around the World* trans. Herbert Weinstock (New York: Pantheon Books, 1964), 128.

時によれば正しく且つよい条件で結婚が出来ることである」と『解体新書』のなかで「処女膜」という訳語が発明された翌年の日本社会を描写している⁶⁸。ケンペル、トゥーンベルグと並び「出島の三博士」と称されるフランツ・フォン・シーボルトの場合についても、タフト大学の歴史学者ゲイリー・レウップは、著書『日本における異人種交際』のなかで、シーボルトと親密だった丸山遊女の其扇がシーボルト追放後に大商人の俵屋時次郎と結婚したことを、この二学者による驚嘆の系譜によって解釈している⁶⁹。

同様の観察を残している初代駐日総領事兼外交代表として江戸に着任した英人オールコック（1809-1897）の描写が詳しいので、以下に引用したい。

法律は、そのため[売春——引用者]の施設の維持を認めているし（これは、あるキリスト教徒の国々と同様である）、契約の当事者双方を保護している。不幸な犠牲者たちは、一般に幼少のころからその職業につくべく育てられ、この人びとにはなんの自由意志もないことを一般の人びとは十分に認めている。そのために、法律の定めるとおりに一定の期間の苦役がすんで自由の身になると、彼女たちは消すことのできぬ烙印が押されるようなこともなく、したがって結婚もできるし、そしてまた実際にしばしば結婚するらしい。夫の方では、このような婦人の方が教育があり芸のたしなみもあるというので、普通の婦人よりも好ましいわけである。⁷⁰

オールコックも不特定多数の男性に売春をしていた女性が通常社会へ戻り結婚することに対して率直に驚きを表明する。続けて彼はこう述べる。

これらの婦人たち[娼婦——引用者]は、人生のはじめの何年間にわたる異常な状態を普通の婚姻関係のなかに消滅させてしまうのである。このように、悪徳

⁶⁸ ツンベルグ『ツンベルグ 日本紀行』山田珠樹訳、奥川書房、1941、294-300頁。

⁶⁹ Gary P. Leupp, *Interracial Intimacy in Japan: Western Men and Japanese Women, 1543-1900* (London: Continuum, 2003). 98.

⁷⁰ ラザフォード・オールコック『大君の都——幕末日本滞在記【中】』山口光朔訳、岩波書店、1962年、364-365頁。

と美德・売春と婚姻のあいだにふみこえることのできぬ一線というものがないということが、婦人の純潔と男性の道徳ないし家庭の関係にたいしてどのような影響を与えるかということは、現在外国人が知りうるよりももっとよくこの国民とその生活様式を知るようになるまでは憶測の域を出ない。⁷¹

J・S・ミルの思想的影響を自認するオールコックは、自国の文化をもって他国の文明度を計らないよう慎重な態度で臨むよう心がけているが、それでもやはりこの一節からは日本の風習が不可解に映っていることが伝わってくる。ドイツであれイギリスであれ、娼婦を抱える娼家は点在していたが、通常娼婦は、オールコックの言葉を借りれば「消すことのできぬ烙印」を押され、「普通の結婚」は望むべくもなかったのである。このような事態がどのような事由に起因していたかと問うならば、「婦人の純潔」、すなわち〈処女性〉に価値を見出し、女性に〈処女性〉を求める性文化に彼らが属していたからだと答えられよう⁷²。

西洋人の目を通して見た日本の売春と婚姻との境界の曖昧さは、〈処女性〉観念の希薄さにあったと論じうるが、こうした性意識は、開国後に西洋的な性道徳規範や一夫一婦制遵守の論議が日本国内に次第に普及していく過程においても、時に混在し時に葛藤しながら長らく併存していたのである。では、次節以降で欧米の性道徳観を受容した人々が、いかなる反応を示してどのような論を展開したのかをみていくことにする。

第2節 存娼派の芸娼妓への処遇——福沢諭吉と『時事新報』の場合——

⁷¹ ラザフォード、前掲書、365頁。

⁷² 関口すみ子によると、「ヨーロッパ人が当惑し理解不能と感じたのは、遊女・遊郭の慣習にある、ある種の「気安さ」である。「身を売る」ことが「罪」ではなく、特別視することもそれほどなく、「妻」と行き来するということである」と西洋人の当惑ぶりを示し、こうした西洋人の驚きの元となった日本の状況を、「こうした遭遇の日本側の事情としては、おそらく、武士の集住とお上のお墨付きで遊郭が制度化されたこと、巨大都市江戸で吉原が文化や産業の枢要の地位を占めたこと、外部との接触が厳重に管理されたため慣習が保存されたこと、儒教の規範がそのままの形では浸透しなかったこと、江戸を先頭に幕末には道徳（建前）の空洞化が進んだこと、厳密な男系相続を要求しない「家」の性質等が挙げられるであろう」としている。（関口すみ子『御一新とジェンダー——荻生徂徠から教育勅語まで』東京大学出版会、2005年、289頁）。

欧米の公娼制度＝管理売買春制度を見聞し、学んできた役人、知識人たちは日本の伝統的な遊郭を貸座敷と名称を変え、みずからの意志によって売春を望む女性に座敷を「貸すだけ」という業者への大義名分をつくり、人身売買的要素を払拭しようとしたことは前章でみてきたとおりである。その上で明治政府が目指したものは、女性に検閲を義務づけ、鑑札を与え、賦金を徴収するといった女性の身体を管理する近代的な公娼制度であった。当然管理下に入らない私娼は厳しく取り締まられることになる。公娼制度そのものを禁止する方向に向かわなかったのは、公娼制度が社会にとって必要であるとの認識があったからであった。

文明開化に向かう社会にとって公娼制度を必要だとしながらそこで働く娼妓の価値を貶める論を展開したことで有名なのは福沢諭吉である。福沢は1883（明治16）年に自らが創刊した『時事新報』で「欧米諸国にても売淫甚だ盛ん」だが、そこでの「売淫女なるものは大概ね毒婦奸女」であり、これに比して「日本の娼妓は道徳上美事をなすべき心根にて其身を鬻ぎたる婦女子より成立つもの」だから「実に雲泥の相違」であるとする。しかし、娼妓を「孝女」とするのは「社会の弊風」であり、「若し我国にても到底青楼遊郭を存して娼妓を許す限りは、其娼妓は悉皆無頼放恣の婦女を以て之を組織するの覚悟」が必要であり、「世人をして売淫は仮令ひ孝道の為にするも甚だ賤むべき者なりとの感覚を起」さなければならぬとした⁷³。

さらにこの2年後、福沢は「品行論」を『時事新報』に連載する。それは、「娼妓に依頼して社会の安寧を保つの外あるべからざるなり」という公娼制度必要論でありながら、そこで働く女性たちを「銭を以て情を売るの芸娼妓たるが如きは、人類の最下等にして人間社会以外の業」であると、「売淫婦人 (prostitute)」「売淫婦」と呼んで、差別・排斥するよう呼びかけるものだった⁷⁴。福沢の意図とは、「我輩は日本の売淫婦の地位をして西洋の同業者と一様にならしめんことを冀望する者なり」と欧米の娼婦並みに日本の芸娼妓の価値⁷⁵を引き下げることであった。これは、欧米の娼婦への認

⁷³ 『時事新報』1883年（明治16）10月18日（『福沢諭吉全集』岩波書店、第9巻、207頁）。

⁷⁴ 『時事新報』1885年（明治18）11月20日（『福沢全集』岩波書店、第5巻、565頁）。

⁷⁵ 芸娼妓に「価値があった」と一概に述べることは難しいが、関口すみ子は「「御一新」前は花形だった「花魁」すら「牛馬」と言われ、その地位はじりじりと地盤沈下してきた」が、それでも「世間はまだ、娼妓が親兄弟のために身を犠牲にしている孝行娘だと見る目を捨てなかった。それを支えてきたのは、歌舞伎・浄瑠璃・読本などのポピュラー・カルチャーであった」

識・待遇に倣おうと明治 2 年に津田が建議した内容と部分的には共通する。ただし、「地獄売女」として公娼制度を廃止して私娼にせよとした津田と異なり、福沢はあくまで芸娼妓の価値を貶め排斥しながらも、公娼制度は「社会の安寧を保つ」ために必要であるとした。

家のために娘や妻を身売りすることを厭わない家長やそれを許容する社会に対して批判の矢を向けるのではなく、あくまで売られた婦女子を「孝女」とみなすことは「社会の弊風」であり、また女性を買う男性を批判することなく、「錢を以て情を売る」女性たちは「人類の最下等にして人間社会以外の業」であると、芸娼妓となった責任全てを女性に帰すこうした福沢の行為は、「芸娼妓を見る人々の視線（憐憫と賞賛）を、西洋で Prostitute を見る視線（蔑視と排除）に置き換えようとした」⁷⁶ものであった。

福沢のこうした苛烈な芸娼妓非難は「文明「婦人」の擁護者・先導者を自負した」ことに起因していた。これは明治 16 年末開幕の鹿鳴館時代に露になった「少なからぬ「貴婦人」が芸者出身（ないしはその疑い）であることへの、痛烈な批判」⁷⁷でもあったという。日本では社交はそもそも芸娼妓の受け持ちであったが、文明国からみれば、「唾棄すべきこと、笑止千万であった。そこは『レディ』の居るべき場所だったのである。」⁷⁸言い換えれば、日本では婦人（貴婦人・レディ）と芸娼妓は連続したものであり、欧米社会に比べてそれをあやしむ風潮に乏しかったため、福沢は芸娼妓を「人間社会以外の業」に落とし込むことで連続性を断ち切ることに腐心したといえる。これは逆説的に、当時の社会における芸娼妓へのまなざしと社会的な立場を物語っている。庶民にとってあまりにも身近であった芸娼妓となる道と売春への差別的意識の希薄さがあったからこそ、福沢は繰り返し芸娼妓へのネガティブ・キャンペーンを主張せねばならなかったのである。

第 3 節 廃娼派の芸娼妓へのまなざし——日本キリスト教婦人矯風会の場合——

と近世までの日本の遊女へのまなざしを指摘している。（関口、前掲書、272 頁）。また、福沢が娼妓と芸妓を同じ括りとして「芸娼妓」としたことは重要である。

⁷⁶ 関口、前掲書、277 頁。

⁷⁷ 関口は「井上馨夫人武子をはじめ、伊藤博文夫人梅子、睦奥宗光夫人亮子等」とした人々を例に挙げている。（関口、前掲書、276 頁）。

⁷⁸ 関口、前掲書、276 頁。

さて、公娼制度を必要悪だとして存娼派に連なった福沢とは反対に、廃娼運動に邁進したのはキリスト教関係者であった。その中でも 1886（明治 19）年に設立された東京基督教婦人矯風会（1893 年に日本キリスト教婦人矯風会に改組。以後、矯風会と記す）は、日本の婦人団体の中で最も早い時期に組織され、現在に至るまで長い歴史を有することでも有名である。福沢の「品行論」が連載された翌年の 1886（明治 19）年に矢島楫子を会頭として設立された同会は、元を辿れば米国で教会婦人が禁酒を求めた運動が原点であったが、日本における矯風会の活動は、一夫一婦制の請願や廃娼など、女性解放運動としての色が強いものであった⁷⁹。

だが、矯風会の廃娼運動は図らずも芸娼妓蔑視観で存娼派である福沢と足並みを揃えてしまうことになる。矯風会が活動初期より取り組んでいたのは「一夫一婦の請願」と「在外売淫婦取締法制定に関する請願」であったが、帝国議会に提出された「在外売淫婦」を取り締るための請願内容は以下のとおりであった。

今や日本の汚辱なる密航売淫婦は、太平洋の沿岸に遍く朝鮮支那上海港より新嘉坡南洋諸島、果ては北米の諸州に及び候状態言ふに忍びざるものありと承り及候。中には無知朦昧なるものの唯利是貪るより誘拐者の黠策に陥り、前非を悔ひて帰国せんと欲するも遂に能はざるもの往々之ありと申候、実に彼等にとりては愍然の次第、国にとりては之に過ぎたる不面目なしと存候。（中略）抑も亦強兵富国東洋に覇として、更に大義を四海に布かんとする日本帝国にとりては、永く国旗の汚とも相成可申候。⁸⁰

請願書中には「密航売淫婦」が日本の「汚辱」であり、「無知朦昧」なために「利」を求めて誘拐者の手に陥り、「日本帝国」にとって「国旗の汚」であると捉えられている。矯風会にとって「在外売淫婦取締請願」運動は日本帝国の体面のために海外の日本人娼婦の取り締まりを求めたものであって、海外にいる日本人娼婦へ寄り添ったもので

⁷⁹ 日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986年、27頁。

⁸⁰ 矯風会機関誌『婦人新報』1889年1月号。なお、引用は1889年の請願書だが、初期の請願書と趣旨は変わらないものである。また『廓清』1913年1月号にも同じ請願書文面が転載されている。

は決してなかった。

運動の端緒より取り組んだ一夫一婦制や廃娼に象徴されるように、矯風会が終始一貫して日本社会に普及すべきと掲げたものは「清潔の交際」を基本とする性道徳観念に他ならなかった。矯風会の主張の要とは、妻や母としての女性の地位が低いとし、そこからの解放を目指す上で、まずもって「障害」と目されたのは「女流の地位を卑しうすべきたわれ女の類」であり、「女子にして男子を陥れんと」する男性を誘惑する女性であった。欧米の社会浄化運動の変節を鑑みても、しばしば女性解放運動を担う人々は母や妻への共感・連帯を示す。矯風会にしても、母や妻としての立場からそれに相対する夫や息子との「健全な関係」構築を志向するのであれば、家を破壊すると目される「妾娼」なる女性は、「女流の地位を卑しうすべきたわれ女」としてしか位置づけられないのは必至であった⁸¹。

しかし、ここでより注目すべき点は、「妾娼の全廃」を主張した矯風会が、一夫一婦制と併せて請願したものが「在外売淫婦」であったことである。活動時期を降ると国内の公娼制度も視野に入ってくるが、まずもって「娼」として名指しされたものが海外の日本人娼婦であったことは示唆的である。矯風会が海外の日本人娼婦に当初抱いた印象とは以下の引用によく表れている。

我等の聞て実に慷慨に堪へざる彼の密航婦の渡航するもの、近来警察の厳なるにもかかわらず、益々その妙手段を極め、奇計を盡してその目を逃れ、或は家婦の名を借り、或は外妾の名義を偽り、又は奉公人女学生と称して巧みに法網を逃れ、我国家の恥を喜んで外人に安売りするものにあらずや。⁸²

矯風会の批判内容には、海外における日本人娼婦がみずから外国へ売春をするために渡航する（ように見える）ことに対する苛立ちが滲み出ている。日本人娼婦は「巧みに法網を逃れ」て、その自らの「性」を自由に「外人に安売り」していると矯風会は捉えたのである。矯風会が求める理想の夫婦形態とは、性行為が夫婦という閉じられ

⁸¹ 矢島楫子の主意書から。この主意書は巖本善治主宰の『女学雑誌』70号に掲載され、別に千部が刷られ『朝野新聞』などにも紹介された。（日本キリスト教婦人矯風会編、前掲書、52頁）。

⁸² 署名なし「社説 帝国議会在於て一夫一婦の建白の通過せんことを祈る」『東京婦人矯風雑誌』第44号、1891年12月。

た関係の中だけで需給する形であった。夫が妾や娼妓といった妻以外での性的な満足を得ることは、畢竟「一家」の中における妻の位置が軽んじられることになる。しかも女性の「性」とは、決して金で売買できるものでなく、唯一無二のものでなければならなかった。だが、伝えられる海外での日本人娼婦の姿は、売春をすることに対する道徳的観念の希薄さを窺わせるものであり、矯風会が理想とする閉じられた関係における「性」のあり方に抵触するものであった。

もちろん売春を生業とすることは、国内の公娼制度に囲い込まれた娼妓にも当てはまるものであった。だが矯風会にとって、身売りによって親に売られた女性はまだ救済されるべき存在でありえた。人身売買は「陋習」として矯風会が批判の矢を向ける風習であり、さらに、国内の公娼制度の悲惨な状況や待遇の風聞は一般にも広がっており、その籠の鳥に対して「下等賤劣の婦女子」⁸³と批判することはさすがの矯風会にとっても難しかったであろうことは想像に難くない。一方、海外で売春をする女性たちは、経済的営為のためにみずから売春することを厭わず海外へ渡航する（ようにみえる）女性として矯風会には映ったのである。つまり矯風会は、伝えられる海外の日本人娼婦に関する情報から出稼ぎ的側面を過敏に受け取り、またその側面を積極的に押し出すことで批判をしたのであった。

小括

第1節では、前近代における庶民の性意識を「外」の目から描写したいくつかの事例でもって検討したが、プロテスタンティズムの価値観を内面化し、女性に純潔を求める性文化に属していた人々の目をとおして浮かび上がってくる江戸社会の光景とは、奉公にいった女性たちは、10年あまりの年季奉公を務めあげれば帰郷する心積もりがあり、彼女らを送り出した村もそれを当然と受け入れる日常があったという状況である。むろん、それは女性の「自由」を実現していたわけでは決してなく、むしろ年貢や薬代のカタに娘を売るという発想が偏在化していたばかりか、少女たちに「親への孝」だと教え込むほど経済の一貫に組み込まれていた証左でもある。これは第1章で

⁸³ 署名なし「日本人は日本の賤業婦女が米国に出稼ぎを為すを知る乎」『東京婦人矯風雑誌』第15号、1889年6月。

もみたとおりである。しかし、少なくとも身を売って生きるからといって、「人間外」という烙印を押されてしまう危惧感の希薄な空間が近世社会にあったことはおさえておきたい。それはつまり、娼妓奉公をしていた女性もまた婚姻関係を結び、家に入っていく道筋が確保されていたということを意味しており、そうした意識と家の存続とは不可分でもあった。

続く第2節と第3節においては開国以降に流入してきた性道徳、そして欧州の近代的な公娼制度の仕組みを学んだ知識人層やクリスチャン関係者が各々の思想信条によって芸娼妓と公娼制度をどのように捉え、いかなる論を展開したのかをみてきた。公娼制度を必要悪だとして存娼を主張しながらも芸娼妓を貶める発言を繰り返し、それまで民衆の生活社会において芸娼妓と妻との境界がゆるやかに連続していた状況にあえて楔を打ち込み断絶させようと腐心する福沢の意図とは、欧米の家族を範とする「近代家族」の成立を理想とする思想と表裏一体でもあった。

他方、存娼派とはベクトルが逆向きであるはずの廢娼を主張する矯風会の言説も、一夫一婦制を主張し、家における女性の地位を高めようとする目的の前では、芸娼妓は夫や息子を誘惑する不埒な女としか映らなかった。無論、当時における女性解放運動の嚆矢となった矯風会の活動や思想は決して低く評価されるべきものではない。だが矯風会が会設立当初から女性解放運動の「障害」として、経済的格差を生みだし強化していく社会構造そのものに目を向けることなく、その構造ゆえに底辺に位置づけられてしまった女性を措定したことは押さえておくべきである。これは当時の、良妻賢母／娼婦といった女性に課せられた二重規範から矯風会もまた自由ではなかったことを示すものである。むしろ矯風会の担った役割は、積極的にその二重規範を内面化し日本社会へ推し進めたといってもいいものであった。つまるところ、芸娼妓を貶め、婦人の擁護者を自認した福沢諭吉と目的は異なれども、廢娼を達成するために、芸娼妓を「売淫婦」と呼び、海外日本人娼婦は帝国日本の「汚辱」であるという蔑視観を社会に普及させようとした行為は、実のところ福沢の意図とそうかけ離れたものではなかったのである。

第3章 海外出稼ぎ渡航幫助者のジェンダーと役割——「密航婦」記事を手がかりに——

はじめに

欧米の性規範を取り込んで芸娼妓を「醜業婦」と呼んで憚らなかった矯風会の主張では、国内の公娼に比べて海外へ出稼ぎに出るようにみえる女性たちへの批判がより辛辣であったことは前章でみてきたとおりである。これまでも論じてきたように、海外で日本人娼婦となった女性たちの〈出稼ぎ〉の始点は身売りの側面と出稼ぎ的側面の両方を併せ持ったものだったが、矯風会は運動当初において出稼ぎ的側面に過敏に反応したのである。もちろん矯風会の活動が長く続いていく中で、こうした主張は時に騙されて連れ出された「無知な」女たちであるなどと言われたり、女性たちの能動的な側面と受動的な側面のどちらか一方がその時々によって強調されるなど、一貫したものではなかったが、それは〈出稼ぎ〉のプロセスにどちらの要素もが複雑に絡まっているからでもあった。

では、実際に女性たちはどのような手段で渡航したのだろうか。本章では、その問いに答えるために、渡航幫助者たちへ目を移すことにする。女性たちがどのようなネットワークの中で海外へ渡航したのかを、当時の「密航婦」に関する新聞記事を分析することでその一端を明らかにすることを試みたい。矯風会の主張が一貫性を欠いていたのは、海外出稼ぎ女性について包括的に叙述することの難しさを表してもいる。その渡航が不同意の強制体験だったのか、自主的な労働移動の過程だったのかの判断は、個別の検討なくして即座に下しにくいのである。だが、強制的であれ自主的であれ、ひとつ明確なことは、女性単身での国外渡航は実行不可能だった事実である。そこには必ず渡航を幫助する者たちと、かれらの営為を多面的に結びつけるネットワークの存在が必要とされていた。

ネットワークの詳細な解明は資料的な限界もあり困難を極めるが、ここでは数多くの出稼ぎ女性を輩出した九州地域の主要メディアであった『福岡日日新聞』、『門司新報』、長崎の『東洋日の出新聞』から、国外誘拐に関する記事——その多くは密航取り押えの報道——を析出し、渡航幫助者について検討してみたい。その際に女性渡航幫助者の役割とジェンダー分析も併せて論ずる。この作業は、地域に住む人々がどのような過程を経て出稼ぎ者となるに至ったのかという問題の主題化に資料的な足がかりを得ることを意図している。

第1節 「誘拐者」と「密航婦」の内実

明治10年に創刊し、一時休刊を経て明治13年に改題された『福岡日日新聞』は、本章で分析対象となる九州地方新聞の中で最も発行が早い新聞である。海外への出稼ぎについて触れた記事が散見されるなかで、はじめて「密航婦」と明示された記事が掲載されるのは、明治27年6月8日のことであった。⁸⁴

書くも五月蠅き密航談は又また頭はれたり。誘導者は長崎市平民日雇稼小林原二郎(四十)と云ふ屈強の男にて、去四日清国上海に向け出港せんとする薩摩丸に臨検せし古田巡查部長が同船底を捜査するに、帆或は船具を入るゝ室内にある蓆はど一やら怪しき模様ゆえ、引明けて改むるに全く六人の醜業婦にて熊本県天草柴田トメ(二十)、同柴田タミ(十九)、山口県林田アサノ(二十五)、福岡県斉藤ハツ(二十二)、広島県小林シヅエ、同松田マツ(十八)とて何れも寄り集まりものにて長崎には父兄も居らず水上警察にては知辺をきかし引渡しの手数中なりと。

(「蓆包みの密航婦六人」『福岡日日新聞』明治27年6月8日第4404号)

ここで渡航幫助者は「誘導者」と記されており、記事の見出しにて「密航婦」、本文にて「醜業婦」と名辞された女性六名は、「誘導者」同様に氏名と年齢、出身地、さらには戸籍上の続柄が公開されている。本章では引用にあたり個人情報保護の処理をしているが⁸⁵、この個人情報を微細に明かす報道形式は、(紙面によっては欠落箇所があるにせよ)基本的に他の二紙でも踏襲されていく。引用記事によれば、「誘導者」は長崎出身の平民で日雇い稼業の男である。「密航婦」とされた六名は、熊本出身が二名、山口県が一名、福岡県が一名、広島県が二名と出身地は同一ではない。年齢も記載なしの一名を除けば、18歳から25歳までばらつきがある。同年12月には『門司新報』に「密航婦女捕はる」(『門司新報』明治27年12月7日)とのタ

⁸⁴ 『福岡日日新聞』の初期は欠落部分もあることを断っておく。

⁸⁵ 出稼ぎをしていた事実を明かされることは、地域によっては現在も当事者周辺に深刻な影響を及ぼす恐れがあるため、本稿において引用記事の姓名、続柄、住所、年齢など詳細な情報は必要に応じて伏せることとする。基本的に姓名を仮名にし、続柄は記載せず、住所は県(県名がない場合は市町村名)のみを記載する。なお、年齢はそのままである。

イトルで九名の女性の名前が挙っている。乗組員からの密告で水上署がドイツ船内を探索した結果見つかったとある。だが、同じく「密航婦」という見出しを用いて以下のような記事もある。

又しても斯る不心得者の現はるは痛嘆の至りなり。博多水茶屋料理営業人小出イト、久留米新町二丁目芸妓井川アツ、同松本テル、水茶屋芸妓平山トミ(駒菊二十六年許可三月二十日廃業)、同清田シゲ(桃太郎二十八年一月許可三月廃業)、博多瓦町仲居業細田フク等の人々は長崎県下県郡大手橋町の料理屋松方米助なる者の勧めに依て、朝鮮仁川港に於て料理屋、芸妓、仲居等の営業を為さん為め、過般門司港に出て密航を企て居たるを門司警察署の手にて取押へられ説諭の末放免されしが、尚懲りずに去る二十一日博多より対州に渡り、夫れより仁川に密航せんと企てしを又々福岡警察署の手にて差押られ説諭の上其以前門司にて彼等の間に取結ばれたる全員貸借の約定(米次郎より二百円宛貸与の約束)は直に解約を命じられたり。

(「密航婦」『福岡日々に新聞』明治28年3月27日第4658号)

長崎出身の松方米助という男と約定を交わした六名の女性たちが朝鮮仁川へ密航を試みたという記事だが、彼女らはもともと博多や久留米で水茶屋料理店や芸妓などをしており(内二名は廃業済み)、朝鮮仁川でも同じく料理店や芸妓、仲居などの営業をする目的でもって密航を一度ならず二度までも試みたという内容である。この時期は海外における景気活況の報道が各方面で掲載されており、その海外景気にあやかろうとしてなのか同様の記事は他にも散見される。女性たちを出入国規定の違反者としてのみ客体化する「密航婦」という表現には、彼女らが略取・誘拐の被害者なのか、それとも自身にある程度心積もりがあったうえでの決行者なのかの区別はまったく勘案されていない。

また、当時の渡航動機の背景には、台湾領有後における「婦人の大欠乏」があったことが他の記事から窺える。たとえば、上記引用の二日後の記事では「台湾自由渡航の許可」、「婦人の渡台に就て」、「台湾に公娼」、「婦女大明神」(『福岡日日新聞』明治29年3月29日)との各見出しが掲げられ、台湾でいかに「婦女」が必要とされているかが説かれている。次章でみる福沢諭吉が「人民の移住と娼婦の出稼」(『時事新報』明治30年1月18日)で娼婦の海外就業を奨励したのは、この翌年のことである。

上記のような引用事例の類型記事を分析対象の三紙より抽出し、そこで「密航婦」と呼ばれた者二六九名の出身地を調査すると、これまでの先行研究で明らかにされてきたとおり⁸⁶、長崎からの出身者が最も多く一〇三名を占め、熊本が四三名と続く。ただし、人数的にはそれに及ばずとも出身地は西日本全域にわたっている。対照として渡航幫助者一一五名の出身地をみると、ここでも長崎出身者が四八名と多く、二番目は一三名の福岡、三番目は広島、熊本の六名である。とはいえ、「密航婦」と渡航幫助者の出身地はほぼ重なりといえる。

次に渡航幫助者の職業をみていくと、多岐にわたる職種業のなかで男性の上位を占めるのは海上に関わる職業である⁸⁷。すでに明治23年には「此日本醜業者、即ち女郎屋の戸主なるものは悉く皆な九州長崎熊本辺のものにて、永く外国船の水夫に雇はれ或は漁業に従事せし無頼漢にして」(『郵便報知新聞』明治23年12月14日)との言及がある。しかし、渡航幫助者に海上運輸に精通した職種に従事する者が多かったとしても、このような「無頼漢」が女性密航の全過程を単独で采配し、実行することは難しかったであろうことを想像するのは容易い。当時の新聞記事は渡航幫助者たちの巧妙な連携と分業の詳細を、以下のような報道の分際をこえた臨場感あふれる描写で記述している。

[……]誘拐者は長崎市平民大工職田岡安男(四十年)、全平民船乗業鈴木五平、全長崎市平民船乗業高岡茂一(二十八年)の三名にして、此れが共謀者は原籍愛媛県平民現今京都丸乗組員榎菊次(二十五年)なるものなるが、去月二十七八日頃安男は長崎市船大工町に於て片井忠兵衛に出会ひ、忠兵衛に向つて婦人を香港に誘拐すれば莫大の収益あると聞けば、自分は石川キク、伊藤ヨシ、田森エイ、坂谷キンの四名を誘拐し居れり。依て門司まで同伴し呉れずやと咄嗟の間契約成りて、全日長崎を発して午後十一時当地に着し停車場の横手に於て待受中なりし茂一と密会し、予て全上の目的にて茂一が潜伏せしめ居たりし外六名の婦人と共に、三菱支店の海岸波止場より京都丸へ乗組ませしは、六日午前一時陸海往来の絶えたる頃にてありき、又た高岡茂一なるものは前記の片井忠兵衛と去月十四五日頃長崎市大徳寺境内の氷店にて、忠兵衛が依頼によりて報酬金百六十円の先方着受取の約束にて、六名の婦人を当地まで汽船送りの

⁸⁶ 福田、前掲論文やミハロポロウス、前掲論文などを参照。

⁸⁷ 他には、古物商、旅館、第九、料理屋、口入屋、紡績公務係、雑貨商、炭坑小頭、理髪業、日雇稼業などがあり、女性幫助者の職種は、日雇稼業、祭文語り、湯屋、髪結いなどがある。しかし、大半は女房と記されている。

指示をなすことを承諾し、五日の夜長崎を発して午後七時着門乗船するも、余り早やければとて故らに市中を散歩し十時頃に至りて前記の箇所より乗船せしめたりと云ひしが、鈴木五平は亦神戸の在住を引払い、去る五日当地に上陸し停車場にて石川正三(四十年)なるものに逢ひ、正三が香港行きの密船企図に賛成し、此れ又た報酬を目的に二名の婦人を誘拐し、全日午後七時全し場所より乗船せしめたりしに、扱て本船にては此れを耳諾せしやと云ふに船長事務員は夢にも知らず、只だ水夫某にコールマスト榎菊次の所為にて無事香港着の上は日本旅館鶴屋(田中某)より六十円の報酬金を領受の約定にて、凡て此等十四名の男女は本船の暗室とも云ふべき道具部屋へ押し込み、食事の如きも菓子或は麵包の如きものを少量に供給し、古きドンゴロスの帆片を蔽はせ苦熱を忍び蠢々として動き居る所を四巡査の為に差押へられ目下嚴重に取調べ中なりしは〔……〕

(「十二名の密航婦と四名の誘拐者捕らはる」『門司新報』明治32年7月9日第2214号)

見出しには「四名の誘拐者」とあり、首謀者は田岡安男、鈴木五平、高岡茂一の三名で共謀者が榎菊次の計四名と数えられているが、記事中にはさらに婦人二名を誘拐した石川正三という男と、汽船京都丸の水夫、さらには渡航目的地香港にある日本旅館関係者の名前もみられる。密航に関わる人物の職業はあまりに多彩であり、別件の記事には誘拐してきた女性たちを国外就航線乗船まで周囲に露見することなく宿泊待機させるために、門司港近くの旅館の番頭とその雇人という肩書きをもつ幫助者もいた。

第2節 女性の渡航幫助者の役割とジェンダー

他方で注目すべきは三紙より抽出した渡航幫助者一一五名の内、女性が一七名数えられることである。女性の渡航幫助者に対しては、これまでほとんど関心が払われてこなかった。だが、実際にはからゆきさん本人の回想を繙けば、『からゆきさん おキクの生涯』(2001)や『あめゆきさんの歌——山田わかの数奇なる生涯』(1978)のなかで、彼女たちに直接接触してきたのは女であったことが回想されている。たとえば、おキくに接触したおトミは、「三十路手前のなかなかの器量の、田舎には珍しく渋皮のむけた風情をたたえていた」と描写される女性であった。神戸で女中をすれば「それはそれは大きな金になるんだよ」との言葉に騙され、おキくは

おトミと駅に向かう。駅では「三〇がらみの愛想のいい男」で「出雲出身の井川」なる者が待っていた。「このおトミのように、娘の沢山いる工場などを回って連れ出す女はそこここにいた。女ゆえの安心感を与えられるのだ」⁸⁸と描かれている。また、山田わかには海外渡航を勧めたのも「もう十五、六年も米国に居て確実に地位を固めた日本人成功者の」の「夫人」と称する女性であり、その場所は横浜であった⁸⁹と、ここでも女性幫助者の姿が記述されている。

森崎の『からゆきさん』には、すでに誘拐に関わる女性の姿が言及されている。明治35年から明治45年までの『福岡日日新聞』を調査した森崎は、「門司の口入屋で密航周旋を専門にしているものには、女もすくなくない」と指摘し、「まことにしたたかで、女も歳食えば内面夜叉である。産婆が密航誘拐を専門にしていたり、下宿屋のおかみ、髪結い、お針の師匠、看護婦、酒屋、女工等々が、からゆきさんの手引きをして」おり、さらには、「からゆきさんあがりの誘拐者もいた」と述べられている⁹⁰。

本章で取り扱っている資料は、森崎が調査した時期より以前の『福岡日日新聞』にあたってのことと、密航が長崎の口の津港、長崎港と福岡の門司港の三港で頻発していることに鑑み、密航記事収集にあたっては『門司新報』と『東洋日の出新聞』に比重を置いたために析出した女の渡航幫助者一七名のなかで、森崎が挙げたほどの多様な職種を数えることはできなかった。また女性幫助者の多くの場合が、職業ではなく「～の女房」などのように男性戸籍主を中心とした続柄を付して報じられていたことも付け加えておきたい。では、女性の渡航幫助者がどのような立場で登場するのかを詳しく見ていくことにする。

(1) 女性の幫助者の役割——周旋人、宿泊提供者

森崎が「密航周旋を専門にしているものには、女もすくなくない」と指摘する背景には、明治初期より女性も周旋業に深く携わっていた経緯がある。大がかりな密航には手を貸さずとも売春の斡旋を女性が承ることは日常であった。公娼以外での売春斡旋は密売淫として処罰の対象であったため犯罪として新聞記事になる場合もあり、明治10年代より「売淫の媒合」の咎を責められる者には女性名も散見される⁹¹。また、夫婦揃って名前が挙がることもしばしばある

⁸⁸ 大場昇『からゆきさん おキクの生涯』明石書店、2001年、60頁。

⁸⁹ 山崎朋子『あめゆきさんの歌——山田わかの数奇なる生涯』文藝春秋、1978年、60頁。

⁹⁰ 森崎、前掲書、29-30頁。

⁹¹ 「売淫女のお灸」『福岡日日新聞』明治19年1月24日、第1887号など。

⁹²。当時の状況を考察すれば、女性が周旋業に着手したというよりも、遍在した周旋稼業にも例外なく女性が——夫婦という形式も——いたと捉えるべきであろう。下の引用は女性が周旋している記事である。

銅座町村内菊次郎(三十五)は娘ミチ(十五)と共に浦汐へ出稼ぎすると旅券の下付願を出したるにより、其筋にても一応取調べの上父同道なれば差支なかるべしと本月九日付を以て県庁より兩人の旅券を下げ渡したるところミチを連行くとは真赤な嘘にて十善寺石田マル(五十)と云ふ悪婆の周旋にて当時館内居住天草生れの島谷トシ(十七)を瞞しミチの名義にて菊次郎同道一昨日出帆の小倉丸に乗込み居たるを水上署の巡査に見破られ二人とも引戻され続てマルも同署に引致されたり。

(「娘の旅券で密航誘拐」『東洋日の出新聞』明治 35 年 5 月 29 日第 122 号:傍点筆者)

女性の幫助者が登場する密航記事について、彼女らが密航誘拐のどの段階で、どのような役割で関わっていたのかに着目すると、上で引用したような「周旋の糸口」と第一節で触れたように引連れてきた娘たちを乗船出国させるまでの一時的な逗留場所の提供者のなかに姿が見えてくる。次に引用するのは、周旋と宿泊場提供の両役割を兼ねていた女性の事例である。

十善寺末次元治の女房マサ(六十四)と云ふ鬼婆はお念仏を唱へて寺詣りでもする年をしながら大浦椎木川近傍に居る氏名不詳の密航誘拐者と共謀し、十二日の午前十時頃同所日雇稼小川ハツの三女キミ(十七)、斉藤健吾郎の二女ミヤ(十七)を旨いことを言ふて騙し込み翌日鬼婆の宅に引張り込みて隠し置き氏名不詳の男が同道して門司より香港へ密航せんと一昨日停車場まで行きしを早くも佐久間巡査に看破され二人の女を取調べて居る中男は雲を霞と逃走したるがおマサ婆は直に長崎署の手にて捕縛したり。

(「密航婦又停車場で捕まる」『東洋日の出新聞』明治 35 年 3 月 16 日第 60 号:傍点筆者)

⁹² 「又々密売淫」『門司新報』明治 26 年 11 月 15 日第 441 号や、「密航誘拐者の監獄送り」『東洋日の出新聞』明治 35 年 5 月 16 日第 110 号など。

また、宿泊提供者の女性の肩書きが「日雇稼業」となっている者もある(『門司新報』明治34年7月9日)。周旋業にしても宿泊提供者にしても先にみたように男性の幫助者と役割的には変わらず、そこに〈性〉が介在する余地はほとんどないといえる。

(2) 〈女性〉であることが機能する役割—「からゆきさんあがりの誘拐者」、縁故

他方で、森崎がいう「からゆきさんあがりの誘拐者」はその役割を異にする。まずは、記事でみていきたい。『東洋日の出新聞』には、「白首上りらしき一人の仇者上海行として乗り込み居」るが、挙動不審とのことで水上署員に臨検されたところ、「此の女は諸所徘徊の末曖昧屋等に入出入し遂に密航婦誘拐者の主謀者となり上海へ渡航する者なる事判明」したとある。この当時24歳という若さであるが、15歳の頃から上海へ渡航していたことが語られている(『東洋日の出新聞』明治42年5月16日:傍点筆者)。『門司新報』の「からゆきさんあがりの誘拐者」に言及する記事は、以下のように解説する。

最初は青鬼赤鬼の為に誘拐されたる密航婦が年期を終り自前となりて淫を鬻ぎなして貯へたる金銭もて綺羅珠翠の美を飾り、更に誘拐者と変化して外国に行けば真此の通りと春を元手に稼げることは不覚包み隠して詐りなき証拠に己が身の廻り扱ては汚らはしき金銭を見せ付け、又は無造作に浪費して贅沢を尽くし誘拐する口車に世間慣れぬ妙齡の婦女子は争でか羨望せざるべき。

(「醜業婦のはなし(門司の輸出振り)』『門司新報』明治33年3月10日第2311号:傍点筆者)

売られて行った渡航地で経済的な「成功」を成し遂げた女性たちが日本に戻り、容姿を華美に飾り立てることや郷里の家を新築するなどによって女子の羨望と渡航熱を煽ったことはこれまでも言及されてきたことだが⁹³、同性間の羨望を介在させる強い動機付けは渡航幫助行為のなかで、女性にしかできない重要な役割であったといえる。

⁹³ たとえば倉橋は「たとえ少数ではあっても、こういった成功者がたしかに存在した。そして、そのことはけっこう、大事な意味をもっていた。すなわち『唐降り』＝からゆきさんの成功者は、同郷の年若い娘たちのあこがれの的になる」と書いている。(倉橋正直『からゆきさんの唄』共栄書房、1990年、196頁)。

さらに、女性の渡航幫助者をみていくと縁故勧誘の役割があることにも気付く。たとえば、夫婦でウラジオストックにて商売を営んでいた福岡出身の安野ケイ(27歳)が父親の病気の報を受け取り福岡に帰った折に、「元懇意にせし佐山チヅ(二十三)、瀬川チヨ(二十)等尋ね来り。種々話しのうち兩人はケイが昔に変わる立派な姿を羨ましかり。己れ等の不仕合を打つにケイは心に一物、夫れは嘸かしお困りならん、幸ひ釜山と云ふ所は朝鮮一の港にて長崎にも劣らぬ繁華の地、夫れに金と云ったら湧く程あり乞食も金の椀を持ちて物貰ふ位ひなれば金儲けには究竟の土地、お前方の容貌にて下女奉公しても一月に十円や十五円はお茶の子だと誘のかされ、夫れでは是非連れて行ってお呉れ、承知しました」と首尾よく釜山まで行くが警官に取り調べられてしまう。そこで「釜山に奉公さすとは偽り、実は浦潮へ密航さする筈なると発覚」してしまう(『門司新報』明治28年7月31日)。ウラジオストックでケイがどのような職種を営んでいたのか詳細は不明であり、密航させた後に連れて行った二人を売春に従事させようとしていたかまでは判明しないが、女性の幫助者が密航に関わる場合、ケイのように個人的な交友関係が背景となるほかに、郷里の地縁が頼られる事例がみられる。以下の引用もその事例のひとつである。

誘拐者は大浦近傍なる東田善次郎の妻フク(三十八)と云ふものにて、彼が故郷なる天草の高浜より尋ね来りし姓不詳サト(二十一)、フサ(十九)の兩人を騙し門司より浦塩へ輸出せんとしたること発覚し長崎署に引致されたり。

(「密航の遣り損ね」『東洋日の出新聞』明治35年4月23日第90号)

他にも佐賀出身の二人が、長崎に住む前田久作の妻ツユと同郷であったため、ツユが帰郷した折に「善き奉公口のあらば世話をし呉れよと頼まれたのを引き受けて、前田夫婦と近所の大工と共に長崎の口之津港から長崎港まで船で渡り、さらには久作の姉がいる「大井手町の湯屋」に止宿して市中見物しているところを怪しまれて取り調べを受けたとの記事もある(『東洋日の出新聞』明治35年4月2日)。翌日に後日談の記事が掲載されたが、そこでは「前号に記載したる亜米利加近くの仏蘭西に行きますと云ふ坂部タマ(二十七)、及び松木フミ(二十六)を誘拐したる北高来郡雑貨小売商前田久作(三十九)、同村の大工鳥羽初蔵(三十)の兩人」とあり、その行為は「誘拐」の言葉で括られている。しかし、同記事中には「初め浦塩行きを勧めたれども二人の女は仏蘭西とかの方が金になるそうだから其方へ連れ行つて呉れよと頼まれ、遠い程余分の金になるだろうと考へ自分も仏蘭西行きを思ひ立ちました」などと

大工の初蔵が警察の取り調べに対して答えている(『東洋日の出新聞』明治35年4月3日)。『東洋日の出新聞』は「体裁の宜いことを吐し居たり」と厳しいが、実際のところは不明である。この事例からは、同郷の縁故を頼って奉公口が依頼され周旋者が関与した事実と、今朝一の姉が勤める湯屋を乗船するまでの逗留先に用いるなど、家族ぐるみで渡航幫助があったことを確認できる。上の引用も含め、このように縁故の事例がみられるのは、女性の奉公口を探すには同郷出身の同性に頼む地域社会の傾向があったからだろう。

小括

地方新聞に掲載された密航に関する記事を析出し、これまでほとんど省みられてこなかった渡航幫助者に焦点をあて個別具体的な事例を類型化したとき、男性幫助者と女性幫助者の役割の異同がみられた。直接の周旋や外国航路船出港までの逗留場所提供では男女ともに関わり、そこに性差が介在する余地はなかったが、他方で、自分の身をもって経済的に「成功」した実例とすることで渡航を促す役回りであったり、奉公口探しは同性に依頼するという習慣によって、女性という〈性〉が機能した役割があったことをみてきた。これらは個々に独立した属性ではなく、たとえば、「からゆきさんあがりの誘拐者」を縁故や知遇に持つ者もいたであろうことは想像に難くない。逆に、女性たちが〈出稼ぎ〉目的の渡航をする際のネットワークの端緒にこのような縁故関係が組み込まれていたからこそ、数多くの女性たちが海を渡っていったともいえるのである。

また、資料上の制約から本章では検討対象として扱えなかったが、外国人の渡航幫助者についても簡単に触れておきたい。当然のことながら、「人身取引」のネットワークは日本独自のものではなかった。イギリス帝国の性を主題に『セクシュアリティの帝国』を書いたロナルド・ハイナムによれば「国際的売春を担っていたのは、フランス人、イタリア人、中央ヨーロッパ(特にポーランド)出身のユダヤ人、そしていくらかのロシア人たちだった。とりわけ中国人、日本人が多かった」⁹⁴とあるように、19世紀の半ばの国際的売春は中国人や日本人が目立っていたが、欧州人にとっても身近なものだった。実際、欧州の女性たちを「交易」する国際的な売春ネットワークが存在し、海上交通によって彼女たちは世界中へ移動した。「女たちを分配するための

⁹⁴ ロナルド・ハイナム『セクシュアリティの帝国——近代イギリスの性と社会』本田毅彦訳、柏書房、1998年、197頁。

結節点になっていたのは、ブエノスアイレス、アレクサンドリア、コンスタンチノーブル、香港、そして上海だった⁹⁵と、欧州女性たちの国際的な拡散がいかに広範囲なものであったかがわかる。1902(明治 35)年の『福岡日日新聞』は、香港の状況を「醜業婦は日本のみが一手専売といふわけではない。例の広東ピーイはいはずもがな、亜米利加娘、独逸娘、仏蘭西娘、葡萄牙など、殆んど世界各国の醜業婦は居る」⁹⁶と伝えている。こうした海上交通のネットワークに日本人女性たちは後から参入し、乗せられていったといえるのである⁹⁷。

さて、女性渡航幫助者についてさらに踏み込んで検討すべき課題がある。しばしば海外日本人娼婦は男性に抑圧される女性として構図化されてきた。しかし、本章でみてきたように渡航幫助の側にも女性の姿はみられた。一見女性による女性の抑圧のようにみえる、この構図をどう捉えればいいのか。森崎による『からゆきさん』でも、売買されてからゆきさんとなったおキミがやがて身請けされて娼楼を営み、娼妓を管理する側にまわることが聞き取りに基づいて書かれている。

だが、地方新聞に掲載された「密航」に関する記事を析出し、渡航幫助者の個別具体的な事例をとりまとめようとしたとき、幫助者が男性である場合と女性である場合とでは、記事の文言に温度差がある点に気づく。男性幫助者の(検挙)報道において、周旋者は単に女子を報酬目的に誘拐する人物という人身売買の実行者として形式化されるが、女性周旋者の場合、すでに紹介した各事例のなかで、年齢に応じて実氏名が「悪婆」、「鬼婆」あるいは「仇者」との呼び名に置き換えられているように、周旋者と渡航者との関係は、金銭授受の範囲からはずれ、女性周旋者の行為が個々の人格へ概念化したうえで紙面に事件化しているのである。人身売買のネットワークに参入している女性に対して当時の新聞記事が道徳的要素をちらつ

⁹⁵ ロナルド、前掲書、204 頁。

⁹⁶ 署名なし『福岡日日新聞』1902 年 4 月 27 日。

⁹⁷ 森崎は海上ネットワークの縄張りについても触れている。たとえば「アメリカやハワイやオーストラリアに行ったからゆきさんのおおくは、横浜や神戸からでてくる。からゆきさんを密航させた誘拐業者にはなわばりがあって、九州、山口関係のものは関東や越後などに手をだすことはできなかった。たとえば多田亀は門司港を根城に、九州や中国地方からおおぜい娘をつれだしたが、横浜や神戸からその地方の娘をアメリカ方面につれだすことはできなかったのである」としている。(森崎、前掲書、101 頁)。他にも横山源之助が「明治富豪史」で「香港と新嘉坡は、長崎より出で、浦鹽系統は敦賀より出ている。故に香港及び新嘉坡の二種を長崎系統とし、浦鹽を敦賀系統に分けている者もある。で、敦賀系統は広島岡山等中国の産多く、長崎系統は、十中八九迄は、天草の産である。敦賀系統は、時に或は女衞の誘拐に依って成っているが、長崎系統は、多くは自から進んで遠征の人となるので、天草の本拠に至れば、中国九州の農民が布哇移民に身を投じる如く、香港又は新嘉坡に出づるを以て、出世の諸に就く者としている」と、記している(『明治記録文学集』筑摩書房、1967 年、42 頁)。

かせて擲揄するのは、女性を売買するのは男性であり、女性たちの抑圧主体は男性であるという前提が暗黙の出発点になっているからに他ならない。だからこそ、女性渡航幫助者への評が男性幫助者に較べて辛辣なのである。

これは「からゆきさんあがりの誘拐者」の事例で挙げた記事においてとりわけ象徴的である。幫助者が男性の場合、渡航過程で授受される金銭とは、単純に物質化した「報酬」であった。しかし、女性幫助者——とくに元からゆきさんである女性幫助者が関係する事件の場合、金銭は「汚らはしき」道具と措定され、ひたすら渡航女性を騙すために利用されていく。同時に金銭は「妙齡の婦女子は争でか羨望せざるべき」罪深き物品として、渡航未遂女性の純朴さと本性的な貞潔さをぎりぎりまで弁護する材料としても再利用されるのである。女性間の金銭にまつわる要素は、ことごとく道德化してしまい、もはや幫助者の報酬ですらない。「汚らはしき金銭」を中心に、金に目が眩んで騙される純朴な女性と、金を目眩ませに利用する道徳的に逸脱した女性が対置される渡航幫助関係は、一時的に抑圧的な構図をみせる。しかし、それは実のところ「最初は青鬼赤鬼の為に誘拐されたる密航婦」だった幫助者自身の過去を別の密航婦に引き継ぎする契機に他ならず、彼女らはどこまでも受動的な主体として表象されている。言い換えるならば、当時の新聞記事が基盤とする家父長的言説においては皮肉にも、いかなる場合でも、女性は女性の抑圧者になりきれないことを露呈させているのである。

第2節で女性渡航幫助者の例として挙げた、神戸で金になる働き口があるとおキクを騙して誘いだしたおトミのその後をみておきたい。

日本の廓で春を鬻いでいたこともあったおトミは、三〇に近い別嬪だったという。娘を日本から連れ出したら一人いくらで、親方から手数料をもらうわけだ。彼女も二〇番でいっしょに稼ぎをやっていたが、胸を患い、あまり客をとれないまま、二年後にクランの病院で息絶えた。⁹⁸

引用文中の二〇番とはおキクが売られていった娼館の番号である。『おキクの生涯』を書いた大場は、「何百というからゆきさんの墓石や墓標を調べてきたが、平均二一・六歳で亡くなっている」⁹⁹と記している。これは吉原の遊女の投げ込み寺として知られる浄閑寺の過去帳に載っ

⁹⁸ 大場、前掲書、98-99頁。

⁹⁹ 大場、前掲書、100-101頁。

ている、約二〇〇〇人の遊女の死亡年齢とほぼ同じである¹⁰⁰。こうした過酷な状況の中で、自身の境遇を「よりマシ」にするために、女性たちは日々自分を取り囲む網の目のような権力と交渉し、時にその権力を行使したであろうことは想像に難くない¹⁰¹。

¹⁰⁰ 大場、前掲書、101頁。

¹⁰¹ これは「エイジェンシー」概念で説明できる。エイジェンシー概念とは、主体決定論ではなく、主体と主体が身を置く社会構造との力関係によって、その時々判断が行われるとする理論概念である。これは今日、性労働を目的に国境を越えて移動してくる女性たちを考察する際にも使われる分析概念である。(青山薫『セックスワーカーとは誰か——移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店、2007年)。

第4章 日本の海外膨張と海外日本人娼婦

はじめに

本章では、再び海外の地にいる〈出稼ぎ〉女性たちへの日本の対応と、存娼派・廃娼派の言説をみていく。本章は第1章の後半と第2章の後半に対応する章であり、その後の変容を追うものである。具体的には、第1節で、日本の海外膨張政策への転換をまず確認した後に、その転換が海外〈出稼ぎ〉女性たちにどのように波及するのかを、第2節、第3節で海外膨張政策と抱き合わせになった海外日本人娼婦に対する存娼派、廃娼派それぞれの言説の変容を論ずる。だが、本論に入る前にまずは当時の英国と米国の娼婦への対応を簡単に描写しておきたい。国境を超えて〈出稼ぎ〉に出る女性たちは日本だけの問題では決してなく、自国に他国の女性たち——この場合は娼婦とみなされる女性——が入ってくることへの反応を踏まえたうえで日本の方針と対応をみていく必要があるためである。

前章の小括の外国人幫助者の部分でわずかに触れたが、この時代の女性の移動は日本人のみに限られたものではなかった。そうした状況下で、19世紀後半から国際的な人身売買への関心が高まりをみせ、1889年には欧州各国が集まり「白人奴隷交易」を議題とした会議がロンドンで開催されている。この背景には英国の社会浄化運動があった。1869年にジョゼフィン・バトラーによって開始されたフェミニズム思想に基づく廃娼運動である社会浄化運動は、当初伝染病法に反対する運動として始まったものである。しかし、娼婦や労働者といった貧困層への連帯をめざしていたこの運動もいつしか初期のバトラーの思想を外れ、社会浄化運動は娼婦を抑圧、追放する方向へその中身を変質させていくことになる¹⁰²。著しい経済的格差を前提とする社会構造によって主に労働者階級から娼婦になる女性が生み出されている、といった事実は後景に退き、そもそも売春をする人間には道徳や教育が欠如しているとして娼婦自身へ責任が帰される状況がそこにはあった¹⁰³。英国では、自国の公娼制度を1886年に撤廃する

¹⁰² 藤目ゆき、前掲書、60-65頁参照。

¹⁰³ キャスリン・バリー、『性の植民地——女性の性は奪われている』田中和子訳、時事通信社、1984年、40頁。

に至ったが、英領植民地の公娼制度は依然温存された¹⁰⁴。

英国の社会浄化運動の流れは米国とも無縁ではなかった。欧州における社会浄化運動と呼応するかのようになり、米国でも娼婦排斥の気風が高まっていた。米国の場合は移民排斥と結びつくことになる。事の始まりは中国人排斥問題であった。中国人労働者は低賃金での労働力をかわれ、大陸横断鉄道の建設や鉱山での労働など過酷な労働現場に投入され、米国経済の底辺を下支えした存在であった。しかし、次第に低賃金に甘んじて働く大量の中国人労働者を白人労働者が競争相手とみなすようになり、そのうえ中国人移住者が集団でチャイナタウンを形成し、他民族に同化しないことなども問題視され、中国人排斥へと至った¹⁰⁵。「娼婦追放運動は移民排斥運動と密接に結び付いて出発する」¹⁰⁶と指摘されるように、中国人娼婦の存在が中国人排斥法の制定のための口実として利用され、ついに 1882 年に中国人排斥法が制定された。そして「同時に、この頃から渡来した日本人がアジア移民排斥の新たな対象になった」¹⁰⁷という。

第 1 節 明治政府の外交政策転換

明治 20 年代には米国の排日気風が日本でも報じられるようになってきた。当時、米国の桑港には続々と「醜業婦」と目される日本人女性が上陸していた。密航者も多かったため正確な数は不明だが北米だけでも 400 人以上の報告がされている¹⁰⁸。多く

¹⁰⁴ ロナルド・ハイナム、前掲書、206-208 頁。

¹⁰⁵ 当時サンフランシスコに在勤していた日本領事藤田敏郎によると、「桑港等にては労働者毎夜の如く、支那人退去すべしとの旗幟を建て、楽隊を先頭に行列をなし、重なる四辻に停り、大道演説を行ひ、又政治家及労働協会等の会合に於ては支那人排斥は人道上、道徳上、経済上、政治上極めて必要なるを論議し世論を動かしたり」とある。当時の状況の厳しさが伺い知れる描写である。（藤田敏郎「海外在勤四半世紀の回顧」（1931）『日系移民資料編 南米編』第 17 巻、日本図書センター、1999 年、206 頁）。

¹⁰⁶ 藤目、前掲書、70 頁。

¹⁰⁷ 藤目、前掲書、71 頁。

¹⁰⁸ 各領事館報告によっても人数は曖昧である。たとえば、桑港領事だった藤田は 1889-1890 年頃の「醜業者」は 80 余人としているが、珍田は 1891 年 3 月には 50 人だと報告している。（前者は『在勤四半世紀の回顧』33 頁、後者は『日本外交文書』462 頁参照）。上の数字は桑港以外にもシアトルやスポーケン、ポートランド、ワシントン州、オレゴンなど各地域の報告を足したものであるが、決して正確な数字ではない。他に、1895 年のシアトルには 600 人もの娼婦がいたとの記述もある（竹内幸次郎『米国北西部日本移民史』大北日報社、1929 年、33 頁）。

の記事は、排日気風の原因を日本人娼婦に帰す論であった。たとえば、1890（明治23）年の報知新聞の社説には「米国の婦人は日本の女子が同国に赴きて不正の業を営み、同国の気風を損するの恐あるを悪み、頃日日本女子拒絶論を唱る者起しに、忽ちにして上下の賛成を得、其勢すこぶる盛なるに及べりと云。前には隣邦清人の彼岸に拒絶せらるゝあり、今又此法に接せり、之を米人の無情に帰せんか、之を本邦人か自ら拓の罪とせん乎」¹⁰⁹と書かれた。

こうした状況下で1891（明治24）年2月28日、明治政府は「外国に於ける日本婦女保護法案」を帝国議会に提出した。五ヶ条からなるその法案は、「売淫」をさせる目的でもって日本人女性を「勧誘」する国内外の斡旋業者、「売淫」の目的を持って海外に渡航しようとする日本人女性、その海外渡航を「幫助」する者を処罰の対象としたものである。だが、この法案は翌月の3月7日にあっけなく撤回されてしまう。撤回理由は明らかにされていないが、海外における日本人娼婦の問題が軽減されたからではなかった。というのも、同月末に青木外相は桑港領事の珍田拾巳から、日本人娼婦の増加が日本人排斥の口実となるので「醜業者」のさらなる取締りを、との訴えを受け取っているからである¹¹⁰。

しかし、こうした事態を等閑視するかのごとく翌年、外務大臣榎本武揚によって中国、朝鮮、香港、シンガポール、桑港、バンクーバ領事館宛てに内訓が出された。これらの地域はいずれも日本人娼婦の増加が問題化していた地域である。内訓は以下のとおりである。

[海外での日本人娼婦への取締は——引用者] 到底其姑息たるを免れずして之を数年間実験の成績に徴すとも其目的を達し得べからざるは明瞭に有之即ち向後は寧ろ之を寛にするも之を厳にするの方向は一転せざるを得ざる場合に立至りたりと云はざるを得ず（中略）益々我國民の勢力を海外伸暢するの大方針を執り候以上は些細の保護策に拘泥致し居り難きことは亦勢の然らしむる所なるに因り以来は我國の法律に抵触せざる以上は我國婦女の海外渡航取締方法亦自

¹⁰⁹ 『婦人新報』1890年9月20日。

¹¹⁰ 「桑港に於ける醜業者に関する報告の件」[1891年3月10日桑港在勤珍田領事より青木外務大臣宛]『日本外交文書』第24巻、外務省編纂、1952年、462頁。

から寛ならざるを得ざる義に有之候¹¹¹

第1章の第4節(2)の上海の事例で確認したとおり、明治10年代までの海外日本人娼婦への政府の対応は、欧米の目を意識して国家の体面を気遣うために罰則をもって取締まる意向であり、撤回された婦女保護法案も基本路線は同じであった。しかし、この内訓では「我國民の勢力を海外伸暢するの大方針を執」る以上は「些細の保護策に拘泥」することの困難ゆえに「我国婦女の海外渡航取締」には「寛」にならざるを得ない、との見解が打ち出されたのである。婦女保護法案が撤回された理由の一端がここで明らかになっている。

米国での排日気風が高まる明治20年代の日本は、他方で、第一次恐慌がおこり人口過剰問題が活発に議論されていた時代でもあった。1887年(明治20)には南進論者として名高い志賀重昂が『南洋時事』を著し海外移民を奨励することで移住思想普及の先駆的役割を果たし、『東京経済雑誌』は明治20年代を通じて海外移住を奨励する活発な議論を展開していた¹¹²。また、婦女保護法案が撤回された年の5月29日に外務大臣に就任した榎本武揚は、外務省官房に移民課を設置し、海外移住に積極的に取り組んだ人物で知られている。また移民課設置の前月には、板垣退助、星亨らが発起人となり「海外移住同志会」を設立しているが、設立趣意書¹¹³を掲載した大阪朝日新聞によれば、海外移住同志会の計画を発起人らが榎本に問い合わせところ、「今日移住の我国に必要なはいふまでもなければ(中略)政府は必ず之を保護することを怠たらざるべし」¹¹⁴と答えたという。

このように海外移住政策に積極的だった榎本武揚の名のもとに内訓は出されたのである。内訓はさっそく実行された。同年10月に在豪日本有志らによって「日本の在外醜業婦取締」を衆議院へ建白し外相陸奥宗光へ請願するという動きがあった際に、

¹¹¹ 「明治廿五年三月二十三日附榎本外務大臣発信在清国、朝鮮、香港、シンガポール、桑港、バンクーバ各領事館宛内訓」『外務省警察史 支那ノ部 在上海総領事館』不二出版、1996年、20487頁。

¹¹² 若槻泰雄『排日の歴史——アメリカにおける日本人移民』中公新書、1972年、48-49頁。

¹¹³ 設立趣意書には「今やわが国は人口処分の大問題に上れり。けだし、限りある国土の面積をもって限りなき人口の繁殖を致す。一国経済の上、政治上、困弊到らざることを欲すといえども、あにそれ得べけんや」と海外移住の必要性が説かれていた。(若槻、前掲書、50頁)。

¹¹⁴ 佐々木敏二「榎本武揚の移民奨励策とそれを支えた人脈」『キリスト教社会問題研究』第37号、1989年3月、538頁。

陸奥は「日本の法律に違反せざる間は嚴重な処分をせず」と回答している¹¹⁵。だが考えてみるに、「我國民の勢力を海外伸暢する」と「我國婦女の海外渡航取締」を「厳」にすることは容易に両立しうることではないだろうか。

ここで、政府の意図を 1896 年（明治 29）に出された移民保護法と合わせて考えてみたい。というのも、移民保護法は「醜業」を為す者や、または「醜業」業者の海外渡航を禁じる内容を盛り込んでいたが、清国と朝鮮を適用除外としていたからである。適用除外を設ける背景には占領地への公娼制度の移植があった。移民保護法が出された時期とは、日清戦争に勝利した日本が台湾を領有し、事実上朝鮮を「保護国」とした後である。対外膨張を政策の中心に据えていく日本は、上海や朝鮮、台湾へと、それまで日本人娼婦に取締りでもって臨んでいた地に次々と国内の公娼制度に準ずる法令・規則を公布、整備していく方向へと舵を切ったのである。移民保護法は日本国内から娼婦を移動させる上で便宜を図る内容であった。ここに婦女保護法案撤回から一貫した日本政府の意図を看取できよう。すなわち、対外膨張には日本人女性による性的慰安が必要であるとの認識である。

第 2 節 海外膨張と海外日本人娼婦言説

（1）存娼派の言説

日本の海外膨張を奨励する気風は政策レベルのみではなく社会一般にも広く浸透していた。そうした中で海外日本人娼婦に対する存娼派と廢娼派の言説はどのようなものだったか。まず、移民保護法と同年に出されたあまりにも有名な福沢諭吉の「人民の移住と娼婦の出稼ぎ」をみていきたい。少々長いが以下に引用したい。

人間社会には娼婦の欠く可らざるは衛生上に酒、煙草の有害を唱へながら之を廢するを能はざると同様にして経世の眼を以てすれば、寧ろ其必要を認めざるを得ず。（中略）抑も我輩が殊更らに此問題を論ずる所以のものは、外ならず

¹¹⁵ 丸岡秀子・山口美代子編『日本婦人問題資料集成 近代日本婦人問題年表』第十巻、ドメス出版（1980）、44 頁。

人民の海外移植を奨励するに就て特に娼婦外出の必要なるを認めればなり。移住民たるものは、成る可く夫婦同行して家居団欒の快樂を其儘外に移して新地に安んずること、猶ほ故郷に居ると同様ならしめんこそ最も望む所なれども、多数の移住民必ずしも妻帯のものゝみに限らず。否な最初の間は不知案内の海外に行くことゝて、移住の希望者は差当り係累のなき独身者に多きのみか、或は妻帯のものとても先づ一人にて移住したる上、国より妻子を呼寄せんとするものもあらんなれば、移植地の人口は男子に割合して女子に乏しきを訴へざるを得ず。人口繁殖の内地に於てさへ娼婦の必要は何人も認むる所なるに、況して新開地の事情に於てはますます其必要を感じざるを得ず。往年徳川政府の時に香港駐在の英国官吏より、日本婦人の出稼を請求し来りしことあり。其理由は同地には多数の兵士屯在すれども婦人に乏しきが故に、何分にも人気荒くして喧嘩争論のみを事とし、制御に困難なれば日本より娼婦を輸入して兵士の人気を和らげたしと云ふに在りき。又浦鹽斯徳などにて同様の理由を以て、頻りに日本婦人の出稼を希望し、適またま出稼のものあれば大に歓迎して政府の筋より保護さへ與ふるやの談を聞きたることあり。海外の移植地に娼婦の必要なるは、右の事実に徴するも甚だ明白にして、婦人の出稼は人民の移住と是非とも相伴ふ可きものなれば、寧ろ公然許可するこそ得策なれ。

日本人男性が海外に移住するためには娼婦が必要だから許可するべきと述べられている。その根拠として、徳川時代に香港に駐在していた英国官吏から、「日本より娼婦を輸入して兵士の人気を和らげたし」と日本人娼婦の派遣を求められたことを挙げている¹¹⁶。福沢の主張と同様の記事が『門司新報』にもみられる。比志嶋少将という名で寄せられた記事は台湾に長く日本人男性を落ち着かせるためには公娼制度が必要であると主張する。「今日の渡航者が悉く腰掛的なるは種々の原因あるべけれども、台湾に内地婦女のあらざる如き、その一ならん。(中略)故に台湾に公娼を設け、密売淫を防ぎ、検黥の法を厳にし、黥毒の蔓延を防ぐは衛生上よりするも緊要のことなるべし¹¹⁷」。

福沢の娼婦必要論の根拠に、英国から「兵士の人気を和らげる」ために日本人娼婦を要請された歴史が挙げられ、比志嶋の主張では衛生上公娼制度が必要であるとする両

¹¹⁶ 福沢諭吉「人民の移住と娼婦の出稼」『時事新報』1896年1月18日。

¹¹⁷ 比志嶋少将『門司新報』1896年4月2日。

者の意見は、女性の管理された身体を日本人男性に「供給」しようとする点で後の軍隊「慰安婦」の萌芽ともいえる思考を読み取ることができる。しかも、この主張は常に海外膨張論と抱き合わせであった。

(2) 廃娼派の言説

他方で廃娼派はどのような対応をしたのだろうか。ここでは、明治10年代より廃娼運動に取り組み、後に廃娼運動の全国組織を目指した廓清会の初代会長になる島田三郎主宰の『毎日新聞』の記事をみることにする。『毎日新聞』は1900(明治33)年より「社会外之社会」という欄を設け、そこで遊郭にまつわるエピソードや、待ち合い調べ、芸娼妓に関する情報、吉原遊郭から逃走してきた娼妓についてなどを連載していた¹¹⁸。この「社会外之社会」欄で「海外に於ける我姉妹の醜辱」との見出しによる記事が4月25日から30日までの間に5回連載されており、同時期に「殖民新論」との欄名で海外膨張に対する様々な情報や方針などが連載されていた。

「殖民新論」の4月30日の連載では「殖民新論(八)労働者、娼婦」という見出しで、「家族的膨張を主張するの故を以て、娼婦と奴隸の出稼を非認す、彼の非理の契約によりて、無智の人夫を外出し、誘拐の手段によりて、婦女を外出するは、真正殖民の原理と相反する者なり、何となれば共に家族的膨張を妨害するの結果を生ずればなり」¹¹⁹とある。ここで娼婦は「家族的膨張」の妨げになるといわれる。その理由には彼女たちが出稼ぎではなく誘拐されて来ていることが挙げられている。「君子国の丈夫は、其同胞姉妹を誘拐し去り、之を異人種の玩弄に供し、得々として差ざるに至る」とし、「無識の論者は、唯人口の外出を以て、殖民の先駆と誤解するが故に、娼婦の出稼も、亦他年殖民の地たらんと想う者無きに非ず、是れ甚き陋見なり」と批判をするのである¹²⁰。

「社会外之社会 海外に於ける我姉妹の醜辱(三)」で「畜妾を難し、一夫一婦を主張し、修身を説き道義を論じ、天晴れなる国民の指導者を以て任ずる人々にして、尚

¹¹⁸ 芸娼妓蔑視を呼びかけて売春業を「人間社会以外の業」とした福沢と同様に、芸娼妓にまつわる出来事を記す欄の名称が「社会外之社会」であったことは示唆的である。

¹¹⁹ 「殖民新論(八)労働者、娼婦」『毎日新聞』1900年4月30日。

¹²⁰ 前掲記事。

ほ且つ醜業婦の海外輸出を援助する者有るに非ずや¹²¹」と福沢と思われる人物を揶揄して批判している箇所があることから、「無識の論者」は福沢を指していると思われる。福沢の「人民の移住と娼婦の出稼」は相伴うべきという主張に対して、廃娼派の島田率いる『毎日新聞』は、「誘拐の手段によりて、婦女を外出するは、真正殖民の原理と相反する者なり」と、出稼ぎではなく、誘拐（＝人身売買）の側面を強調することで批判を試みるのである。

しかし、『毎日新聞』が論じる「海外に於ける我姉妹」を注意深くみると、「異人種の玩弄に供し」と書かれ、彼女たちの足跡を「北は即ち支那の北部、浦鹽須徳より西比利亚の荒野を過ぎて既に露国に侵入し、東は遠く大洋を渡りて亜米利加に上陸し、南は即ち一葦帯水の上海香港を門戸とし、暹羅、新嘉坡、馬來半島よりスマタラ、ジャハ、ボルネヲ、セレブスの諸島に散布し、豪州群島に蕃殖せり、而して西方は即ちラングイ、ビルマ、よりカルカツタ、孟買を靡け、既に阿弗利加の東浜に達しぬ」¹²²と連ねていることから分かるように、外国人を相手に性をひさぐ女性たちであり、福沢や比志嶋、ひいては日本政府が期待した海外膨張するうえで必要とされた日本人男性のための日本人娼婦ではなかった。それは上に挙げられた国に占領地や植民地が数えられていないことから明らかである。

小括

本章の冒頭でみたように、英国は自国の公娼制度を廃しながらも植民地における公娼制度は維持する方針を執っていた。他方、明治 10 年代の日本は国家の体面を気にして国内の公娼制度は維持しながらも、海外にいる日本人娼婦たちは罰則でもって取り締まろうとしていたことは第 1 章で確認したとおりである。しかし、対外膨張を政策の中心に据えた明治政府は、日本人男性のための日本人女性の「供給」と管理を優先し、「醜業を為す者」を取り締まるはずの移民保護法に朝鮮と清国への適用除外を盛り込んだ。そして次々と植民地や占領地に国内の公娼制度に準じた法令を整備していったのである。海外の植民地公娼制度に入る女性の招致を優先するために適用除外を設

¹²¹ 「社会外之社会 海外に於ける我姉妹の醜辱（三）」1900年4月28日。

¹²² 「社会外之社会 海外に於ける我姉妹の醜辱（一）」1900年4月25日。

けた移民保護法は、他方で、「外国人の歯牙に相懸り」という認識をもちながら、植民地公娼制度が及ばない国や地域の女性たち——「私娼」——の「保護」を切り捨てたに等しい措置であったことを意味してもいた。

政府の方針と存娼派の言説はほぼ重なり合っていた。対外膨張をなす上で移住していく日本人男性には、衛生的にも身体的にも管理された娼婦が必要であるとの認識を共有していたのである。それは既に述べたように後の「慰安婦」制度の萌芽ともいえる思考であった。他方で、廢娼派たちは福沢の主張に対して「家族的膨張」の妨げになるからと批判を展開したが、その内容を吟味すれば、彼らが思い描いていた海外日本人娼婦とは欧米の植民地などで現地の人々や植民者に売春をする女性たちであった。これは福沢たちが主張する日本人男性のための日本人娼婦ではなかった。

このように海外日本人娼婦の内実に齟齬があったことから、『毎日新聞』の論説は、福沢たちの植民地・占領地公娼制度内への日本人娼婦の必要性を訴える主張に対して何ら有効な批判になり得ていなかったのみならず、彼ら廢娼派が想定していた海外日本人娼婦を「真正殖民の妨害たるべきは、醜業婦の出稼」であるとする言は、移民保護法でもって植民地・占領地公娼制度へ女性を囲い込み、管理される身体（公娼）と、他方で管理下に入らない取り締まられるべき身体（私娼）を作り出した政府の意向に図らずもぴたりと即した形になってしまったといえるのである。

第5章 分断される女／性—愛国婦人会芸娼妓入会をめぐる

はじめに

前章で、対外膨張を政策の中心に据えた日本国家が植民地・占領地外の女性たちの「取り締まり／保護」を放棄し、移動する日本人男性の慰安を目的として日本人女性の移動の取り締まり「厳」から「寛」へと転換したことをみてきた。管理された女性の性を移動した日本人男性たちにとの思考は、公娼制度必要論を唱えながら芸娼妓への蔑視観を普及させようとした福沢や、比志嶋少将とも呼応するものであった。また他方で、「婦人の出稼は人民の移住と是非とも相伴ふ可きもの」との福沢の言に、それでは「家族的膨張」の妨げになると批判をした廃娼派たちの主張も、彼らが思い描いていた日本人娼婦の買春相手が外国人であり、そうした女性たちを取り締まれとの主張は、結局のところ、私娼（管理されない性）を取り締まり、公娼制度を植民地・占領地でも維持しようとした政府や存娼派の意図に囚らずも沿うものになってしまっていたことは確認したとおりである。より重要な点は、存娼派も廃娼派も「移住」や「殖民」などの言葉によって表現される対外膨張については是としていることである。日清戦争に勝利したことで、台湾を領有し、朝鮮を「保護国」とした当時の空気が感じとれよう。

さて、本章では、その後の日露戦争時期の言説を扱う。具体的には、愛国婦人会への芸娼妓入会をめぐる誌面論争へと発展した愛国婦人会と『婦女新聞』のやり取りを取り上げる。この議論の応酬の中で、海外で売春を経済的営為とする女性と国家の関係、軍国主義化していく日本と「近代家族」の興隆の関係、そして「近代家族」と芸娼妓との関係が集約されていると思えるからである。

「近代家族」とは、福沢や廃娼派たちが明治のはじめから腐心して作り上げようとしてきた近代的な家族像である。娼妓奉公の年季が明けたら家に帰ってくる道筋がゆるやかに残されていた庶民の意識も次第に変容してくるが、その変容の背景には「近代家族」の興隆があった。「近代家族」とは、妻・娘と芸娼妓との間に明確な線引きが概念的になされるようになった家族である。『戦略としての家族』（1996）のなかで牟田和恵は、家族が近代国家形成と緊密に関係していた点を明らかにした家族社会史研

究の成果に言及しつつ、それは「家族が国家の一方的な統制や支配の下に置かれたということの意味するのではなく、変容を経た「家族」を拠点として人々はむしろ自発的に近代社会の規律を内面化し「国民」として自己形成していったのである」¹²³と指摘している。「変容を経た「家族」」とは、情愛を紐帯とする性別役割分業に基づいた——いわゆる「家庭（ホーム）」概念の形成とともに確立してきた「近代家族」を指しており、牟田が参照する G・L・モッセが指摘するように、「近代的市民価値」^{リスペクタビリティ}を規範としたかれら「中産階級」の興隆は、強くナショナリズムと結びつき、国家の生と性の秩序強化の役割を果たしていった。だが他方で、家族という集団に属さなかった人々も同様に「国民」たらんと切望するナショナリズムを内面化していった側面を見逃すことはできない。

一夫一婦制を理想とする家族中心の性規範を根拠とする廃娼運動は当然のことながら、妻として家族に属さないどころか、夫や息子を誘惑して家族を破壊すると目される娼妓の根絶を目指す、その仇敵たる娼妓もまたナショナリズムを内面化し愛国心を発露していった事実を照らし合わせるとき、そこに「国民」はおしなべてみな「天皇の赤子」であるとした天皇制下での「平等主義」の浸透を読み取ることができる。たとえば、廃娼運動団体である廓清会を対象に、天皇制下の社会改良運動について論じた片野真佐子は、「天皇の前には、自らも一個の国民であり人間でありうるのだという茫漠たる幻想を抱く娼妓たちと、道德の具現者たる天皇の前に立つべきは善良な国民であらねばならないとする廓清会の人々と、両者に共通するのは天皇の名において顕在化するナショナルな心情であり、両者を分かち論拠は性道德である」¹²⁴と指摘する。

このように明治以降の日本に、「国民」の枠内に共存しえぬカテゴリーが併存しており、「市民的価値観」^{リスペクタビリティ}を規律とすることで国家と緊密な関係を結ぶ「近代家族」の中心化に従って、娼妓が次第に周縁化されていった過程はしられている。それは、牟田が述べる「日本においても、明治から大正に至る日本の近代国家確立期を通じて、ナショナリズムが民衆レベルにまで興隆・浸透したこと、そして一方では、民衆レベルにおいては緩やかであった伝統的な性規範に対して不寛容な態度が生まれ、普及してい

¹²³ 牟田和恵『戦略としての家族』新曜社、1996年、i頁。

¹²⁴ 片野真佐子「天皇制下の性と人間——『廓清』にみる廃娼運動の一側面」『福音と社会』第37巻12号、1982年、38頁。

ったことをわれわれは承知している」¹²⁵との言葉どおりである。だが、周縁化はゆるやかにすすみ、その姿を明確にとらえることはなかなか難しい。

本章で扱う誌面争論は、そのゆるやかにすすむはずの周縁化の過程が愛国心の発露を契機に表面化した事件である。1904（明治 37）年という日露戦争によって急速に「国民」化がすすんだ年だからこそ当該事件は必然でもあったといえる。争論の発端となった愛国婦人会とは、戦争という公の領域に家庭という私的な領域からの回路を開き、女性の「国民」化に道筋を与えようとする魁の団体であった¹²⁶。ゆえにこの争論は、娼妓周縁化の一端が見えるかなり早い時期の事件であると同時に、「近代家族」に属さない人々——ここでは娼婦——の「国民」化という次元を垣間見る手がかりとしても位置づけうるだろう。

こうした諸相を踏まえ、事件の中心となった芸娼妓は「国民」という枠内で、「近代家族」とどのような位相関係に置かれていったのか、また、それがどのような論理によって為されたのか、本章ではこれらの点に注目しながら論を進めていきたい。

第 1 節 愛国婦人会による娼妓の国民化

愛国婦人会は 1901（明治 34）年、奥村五百子の提唱により出征軍人の慰問と軍人遺家族の援護を目的として設立され、近衛篤磨や皇族らの後援等を巧みに取り入れることで規模と勢力を急激に拡大した婦人団体であった。初代会長は岩倉具定夫人久子が就任し、創立趣意書は下田歌子が書き、1903（明治 36）年には閑院宮ことひと載仁親王妃智恵子を総裁に迎えるなど、会運営の中心には皇族や上流階級夫人らなどが占めていた。奥村五百子は全国を遊説して会員拡大に努め、たちまち日本一の婦人団体となり、1942（昭和 17）年に大日本婦人会に統合再編されるまで、日本の銃後を固める組織として慰問袋作成や兵士送迎などの軍事援護に尽力した団体である¹²⁷。設立を提唱した奥村五百子は 1845（弘化 2）年肥前唐津に生まれ、父了寛は釜山海高德寺一二世住職で公

¹²⁵ 傘田、前掲書、118 頁。

¹²⁶ 飯田祐子「婆の力 奥村五百子と愛国婦人会」小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊国屋書店、2004 年。

¹²⁷ 石月静恵『戦間期の女性運動』東方出版、1996 年。守田佳子『奥村五百子——明治の女と「お国のため」』太陽書房、2002 年参照。

家出身の勤王家であった。五百子はこの父から兄円心とともに忠君愛国思想を幼少時より養われ、長じては尊王攘夷運動に従事するほど熱心な尊王派であり、五百子にとって天皇を頂点とした国家は自明のものであった。愛国婦人会もこの五百子の「憂国」と「報恩」の熱意から生まれたといえる。

愛国婦人会の特徴は、まずその急激な会員拡大が挙げられる。会費さえ払えば誰でも会員になれる仕組みで、会員は「名誉会員」（皇族）、「特別会員」、「通常会員」とわけ、さらに男性もなれる「賛助員」が設けられていた。名誉会員は皇族のみだったが、特別会員と通常会員は会費の多寡によって区別された。会員の階層は皇族や華族もいたが、多くは中流婦人が占めていた。だが佐治恵美子は、それだけに留まらないと「女工や左官の女房など下層の人々もまた会員となっている。彼女らは数は少ないが、その入会や寄付金の醸出は『愛国婦人』に美談として掲載され、会員の志気を高める役割を果たす」がゆえに「その点で彼女らの存在は重要視されてよい」と指摘している¹²⁸。

愛国婦人会は当時、海外で売春を経済的営為としていた女性たちにも入会を募っていたという。その「事実」は女衞で名高い『村岡伊平治自伝』に記されている。

明治三十五年、長崎県知事夫人荒川夫人から拙者[伊平治自身——引用者]へ宛てて手紙がまいった。その文面によると、拙者のことは拙者の従兄（父の姉の子）富永書記官から聞いており、拙者が日本人会長でいろいろ日本人のために尽力しておることを聞いたので、ついではこのたび、会員募集のため愛国婦人会から、原田お婆さんを派遣するにつき、ご援助を乞うとのことである。¹²⁹

伊平治とは長崎出身で1885（明治18）年18歳の時に海外雄飛を試み、その後「女衞」として東南アジア地域で活躍した人物である。この自伝は1936（昭和11）年に伊平治と遭遇した元台北高等商業学校教授河合讓によって、伊平治自身がまとめつつあった手記と本人の記憶とを照合しながら整理されたものである。その記述には伊平治の誇張や記憶違いが過分にあり、多くの研究者により信憑性は薄いとされる読み物だ

¹²⁸ 佐治恵美子「軍事援護と家庭婦人——初期愛国婦人會論」近代女性史研究会編『女たちの近代』柏書房、1978年、123頁。

¹²⁹ 村岡伊平治『村岡伊平治自伝』南方社、1960年、143頁。

が¹³⁰、海外日本人娼婦の愛国婦人会入会については「事実」とみて差し支えないようである。

上記引用中の「荒川夫人」とは、実在の人物、愛国婦人会長崎支部長荒川菊子であり、さらに自伝原本の巻末には、伊平治が即日 270 名の女性たちを入会させた功によるものと思われる荒川菊子、会総裁載仁親王妃智恵子ならびに同会会長公爵夫人岩倉文子からの感謝状の写しが付載されている¹³¹。また 1904（明治 37）年には献納金を募集することになり、「拙者はマニラ中を奔走して、合計五千四十六ドルを集めた」¹³²との記述も自伝にはある。この献金に対して伊平治は、東京府知事男爵千家尊福から感謝状と木杯を受け取っている¹³³。

愛国婦人会が設立当初から海外の日本人娼婦を入会させようと働きかけていたことの証拠として、国内の芸娼妓の入会を認めていたことが挙げられる。しかし、この芸娼妓入会の是非に関して、愛国婦人会を設立時より支持してきた『婦女新聞』の著しい不興を買うことになった。のちに愛国婦人会機関誌『愛国婦人』と『婦女新聞』とのあいだの誌面応酬に発展する騒動こそ、本章の分析対象となる事件である。これより国外／国内の違いはあれ、芸娼妓入会に対する『婦女新聞』の批判と、それに対する愛国婦人会の反応を追跡していきたい。

第 2 節 愛国婦人会・奥村五百子の芸娼妓観

事件の発端は、1904（明治 37）年 8 月 1 日付の『婦女新聞』の一面に掲載された記

¹³⁰ 矢野暢は『『村岡伊平治自伝』の評価』とする項目を設け、「この本に描かれてある娘子軍の生態や彼女らが喰い物にされるメカニズムは、まぎれもなく歴史の実像である。そういうメカニズムの内部に目を置きメカニズムを動かす立場にいたものでなければ描けない、事実をおさえている者だけが持つ迫真力がある」としながらも「…『村岡伊平治自伝』を信頼に足る歴史の一次資料と位置づけることは、躊躇しないわけにはいかない」と留保をつけている（矢野暢『「南進」の系譜』中公新書、1975 年、36-40 頁）。

¹³¹ 村岡、前掲書、巻末資料 16 頁。

¹³² 村岡、前掲書、147 頁。

¹³³ 村岡、前掲書、巻末資料 17 頁。ただし付記するならば、1902（明治 35）年 3 月から発刊された機関誌『愛国婦人』にそうした記載は一切みられない。だが、そのことは海外日本人娼婦の入会が伊平治の「嘘」であったことを意味するのではなく、皇族を総裁に迎え、役員を上流階級で占めていた愛国婦人会が持つ性格に因るものであったと思われる。

事であった。そこには「芸妓が盛装して停車場に兵士を送迎するは勝手」だけれども、「誠意の団体たる婦人会の徽章を利用するは、決して其会の神聖を保つ所以にあらざるなり」¹³⁴と述べられ、さらに続けて二面では「京都祇園芸妓数十名愛国婦人会京都支部に入会し日々盛装して七條停車場通過の傷病兵を見送るため会員中にはこれを迷惑に感ずるもの多く排斥の声盛なりといふ」¹³⁵と具体的な状況を伝えている。

この時点ではまだ『婦女新聞』の口調は柔らかく、京都における芸妓の愛国婦人会入会に関して会の内外から批判の声が挙がっていることを指摘するに留まっている。これに対し、愛国婦人会は8月20日付の機関誌『愛国婦人』に創設者奥村五百子の言葉として「奥村刀自談片」を載せている。これは『京都新聞』が「奥村女史の談」として掲載した記事の再録であった。

京都には芸妓問題と云ふやかましい問題が出来て居る。そこで自分の意見を聞かれたから自分はかう答えた。元来本会は国恩に報ゆる為に建てた会であるから、日本婦人は仮令ひ芸娼妓と雖も等しく国恩を受けて居るに違ひないから、是等のものが其篤志よりして会員とならうと云ふには少しも拒む理由はない。会員にしてよろしいのである。見易い道理が、芸娼妓の子でも兵役に服する義務があつて等しく国家に尽くして居るではないか。芸娼妓でも日本婦人であるからには其本名を名乗って入会するのは差支ない。(中略) 今日の場合は国民の内彼是を争つて居る場合でない。互に一步づゝ譲合つてみんな一致して事に当たらねばならぬ時であると答へて置た。¹³⁶

まず確認しておきたいのは、『婦女新聞』では「芸妓」の入会を問題としていたのだが、五百子の返答では「芸娼妓」となっていることである。そのうえで五百子は、「芸娼妓」であっても「日本婦人」に変わりないのだから入会するのに何ら差し支えることはないと言い切っている。その道理として、「芸娼妓の子でも兵役に服する義務があることを挙げている。「芸娼妓の子」と五百子は言うが、年季中の芸娼妓の出産は許されず、仮に妊娠しても強制的に墮胎させられていた現状を考えるならば、五百子の念

¹³⁴ 「芸妓と婦人会」『婦女新聞』第221号、1904年8月1日。

¹³⁵ 「愛国婦人会と芸妓」『婦女新聞』第221号、1904年8月1日。

¹³⁶ 「奥村刀自断片・京都の芸妓問題」『愛国婦人』第60号、1904年8月20日。

頭には年季明けの芸娼妓が「通常社会」へ戻り結婚するという、便宜的に名付けるならば〈旧来的な性意識〉があったのかもしれない。この売春と婚姻の境界が行き来可能なものとして捉えられていたことは、第2章1節にて、外国人の目を通した光景として既に確認したとおりである。こうした五百子の論理は、当時、家における女性の地位向上のために、次代の国民を育てるべき母として良妻賢母教育を標榜し牽引していた巖本善治主宰の『女学雑誌』や日本基督教婦人矯風会、またもちろん『婦女新聞』とも一線を画したものであった。

さて、これに前後し『婦女新聞』は八月二二日付で、「奥村女史の談として京都新聞のかゝぐる所」と題した記事を載せた。五百子が『京都新聞』に語ったものである。

芸妓犒軍問題も一寸聞いて居るが、実は自分等が最初発起する際は苟も日本の婦人たる以上は、貴賤となく貧富となく入会せしむるの精神で其間には毫も区別を置かぬのである。現に緋の袴をはいて居る連中にさへ昔を質さば、如何しきものがあるではないか。デあるから芸名を以て入会し來るにあらざる以上は、何も詮議立てをする必要がない。今日は穢多の息子でさへ其器であれば如何なる高位高官にも就くことが出来るじゃないか。而も今日の如き時局に際し、芸妓がどうの斯うのと云ふ様な眼光ではマア仕方ないね。¹³⁷

『京都新聞』に載った五百子の言葉の引き写しであるが、これに対する『婦女新聞』のコメントは書かれていない。『婦女新聞』としては、『京都新聞』に五百子の談が載った後、愛国婦人会本部がどういう立場を示すか見守ったのである。だが、愛国婦人会は機関誌『愛国婦人』に会主唱者である五百子自身の言葉を掲載することで、内外の批判を封じる方策に出た。それが、先に引用した「奥村五百子刀自談片」であった。

この『婦女新聞』の五百子の談で注目すべきは、「今日は穢多の息子でさへ其器であれば如何なる高位高官にも就くことが出来るじゃないか」との言葉である。先にみたのは、〈旧来的な性意識〉の側面だったが、「穢多の息子」と「芸娼妓の子」を並列にする五百子の言葉から読み取るべきもうひとつ重要な側面がある。それは「苟も日本の婦人たる以上は、貴賤となく貧富となく入会せしむるの精神で其間には毫も区別を

¹³⁷ 「奥村女史の談として京都新聞のかゝぐる所」『婦女新聞』第224号、1904年8月22日。

置かぬのである」との言葉に象徴されるように、1872（明治 5）年の段階で江藤新平を中心とした改革路線を推し進める際に出された、「今や時世文明に趣き人権愈々自由を得、已に華士族の特許特権を除きなされ、穢多を平民に列せらるゝ等、数百年の弊習を一洗し、千古の美事蝶々論を待たず」¹³⁸という天皇制下の「平等主義」である。

1872（明治 5）年とは、長い鎖国を解き諸外国と緊張ある対応に迫られていた明治政府が、芸娼妓の年季奉公が人身売買であるとの認識から「娼妓解放令」を出した年であり、上の文言は、その際に大蔵省が司法省の建言に関する太政官からの下問に答えるというかたちで出された大蔵省大輔井上馨の建白である。前年に出された「賤民解放令」などと同様に、「時世」は「文明」におもむいているのだから、「遊女・芸者その他種々の名目にて年期を限」るのはアメリカの「売奴」と変わらないとし、遊女・芸妓等の束縛を解放し、その売買を禁止するよう提議したものである¹³⁹。さらにこの年は「徴兵の詔書」と「徴兵告諭」が出された年でもあった。「徴兵告諭」は、次のように宣告する。

世襲座食の士は其禄を減じ刀剣を脱するを許し、四民漸く自由の権を得せしめんとす。是れ上下を平均し人権を斉一にする道にして、即ち兵農を合一にする基なり。是に於て、士は従前の士に非ず民は従前の民にあらず、均しく皇国一般の民にして、国に報ずるの道も固より其別なかるべし。¹⁴⁰

前年に「賤民」の解放と華士族の特権を廃止した明治政府は、「徴兵告諭」によって「上下を平均し人権を斉一にする」という理念のもと、男性は「均しく皇国一般の民」であることを規定しているのである。五百子の「芸娼妓の子でも兵役に服する義務があつて等く国家に尽くして居る」という言葉は「徴兵告諭」と歩調をそろえたものであった。五百子は芸娼妓も一般婦人と同列に、天皇の前に「均しく皇国一般の民」となるべき「息子」を産む役割を担う女性と想定していることが読み取れる。五百子の中では、女性を売春行為によって差別する女／性の二元化はされていないのである。

¹³⁸ 『公文録』司法省之部、壬申一〇月。

¹³⁹ 大日方純夫『近代日本国家の成立と警察』校倉書房、1992年、283頁。

¹⁴⁰ 「徴兵告諭」明治5年壬申11月28日『法令全書』

第3節 『婦女新聞』の性格—創刊の動機と福島四郎

五百子の言葉でもって批判を封じる方策にでた愛国婦人会の対応に『婦女新聞』は「奥村女史は芸妓のみならず娼妓にても入会せしめんといふなり。[……]あゝ上には皇族殿下を総裁と仰ぎ奉り、最上流の貴婦人を役員中に殆んど網羅し尽くし、二十万人の会員を擁して堂々赤十字社を拒絶せずとせば、彼等醜業婦に対する制裁は之を何処に求むべき」と慨嘆し、猛然と反発する。ここにおいて芸娼妓は「醜業婦」と言い換えられる。「実に、芸娼妓を愛国婦人会に入会せしむるの可否論は、単に同会に関する大問題たるのみならず、亦日本婦人全体に関する大問題なり」として、品位ある婦人が「醜業婦」と同一団体に属することに疑問を持たなければ、欧米に於ける「日本婦人」の信用は「まさに地を拂ふて去るべき也」と激しい口調で批判するのだった¹⁴¹。

そもそも会設立当初より支持を表明していた『婦女新聞』が、どうしてこれほどまで芸妓入会にこだわったのか、それは主宰者福島四郎の『婦女新聞』創刊の動機から窺いしれる。四郎には嫁ぎ先で二一歳の若さで病死してしまった姉がいた。この姉の死について四郎は「婦女新聞創刊の動機」という創刊一五周年を記念する記事で、「不倫不徳の舅を有する家庭に嫁いた我が姉は、良人が投機に手を出して失敗したため、精神的苦痛と物質上の窮乏とに責められて、遂に枕の上らぬ病人となつた」と回顧する。記事には、医学修行中の兄へ手紙を出してほしいとの姉の頼みを、嫁ぎ先の家族が聞き入れなかったことを知り病床で涙をこぼす姉が偲ばれている。だが、つらい境遇を察して父が戻ってくるよう勧めても「女は一度嫁しては再び帰ることの出来ない筈、いくら痛くても自分の家はここより外にありませんから」と返事をしたという姉に、「何故に、女は一度他家へ行ったら再び我が家に帰る事の出来ないか」を、子ども心に疑問を覚えたことを書いている。その後教員になった四郎だったが聴覚障害から教員を辞めようと考えていた一八九九（明治三二）年に『婦女新聞』発行の直接のきっかけとなる福沢諭吉の男女平等論に出会う。

古来の女訓があまりに女子の人格を無視し、多年の習慣が女子の人権を蹂躪して

¹⁴¹ 「愛国婦人会と芸妓問題」『婦女新聞』第226号、1904年9月5日。

怪しまない不道理を、福沢先生に教へられた予は、姉の生存中之を聴かなんた事を恨むと同時に、世間には今尚我が姉と同じやうな境遇に泣きながら、之れに服従するのが女としての唯一の道と信じ、遂に姉の如く虐待の結果、間接に殺されてしまふものがあるであらうから、此の先生の主義を大に世に宣伝して、それ等の婦人の味方となり、因習の道德と戦ひ、横暴の男子を懲らすことに従しようとして、斯くて婦女新聞の創刊を思ひ立つた。¹⁴²

1900（明治 33）年 5 月 10 日の創刊号には四郎が『婦女新聞』に込めた思いが発刊の辞にみえる。「今日の女子諸君の地位を高め、体格を強め、夫に仕えては良妻となり子をあげては賢母とならしめ、以て乱れたる家庭を治め、以て頽れたる社会の風儀を正すことを得ば、[……]本紙こそ遙にまさりたる奉祝の記念たることを得め」¹⁴³。これらの目的、そして四郎の創刊の動機から明らかなように、『婦女新聞』は一貫して女性の地位向上を目指した新聞であった。

また、見落としてならないのは、「その主張の根底には、それが女性の政治的権利であれ、母性保護であれ、廃娼問題であれつねに国家の発展という大命題をひそめていた」¹⁴⁴ことであり、そうした四郎の国家観は天皇崇敬と強く結びついていたという事実である。四郎の息子である杉夫が「四郎は日本の皇室を国民の本家と考えていた。彼の肉親愛と皇室観の根底にこの思いがあった」¹⁴⁵と回想するように、『婦女新聞』第一号の発行日には、後に大正天皇となる皇太子嘉仁と九条公爵家四女の節子との「ご成婚」当日が選ばれ、先に見た発刊の辞には「この時に当り、わが『婦女新聞』は、自ら全国二千万人の女子諸君のために、この祝日の活きたる記念たらんとて生まれ出でたり」と勢いよく宣言されている¹⁴⁶。

このように、女性の解放および権利拡張を主目的に掲げる『婦女新聞』だったが、姉の死を創刊動機にもつ四郎にとって「善良な家庭の創造」は何よりも優先して実践

¹⁴² 福島春浦「婦女新聞創刊の動機」『婦女新聞』第 807 号、1915 年。

¹⁴³ 「発刊の辞」『婦女新聞』第 1 号、1900 年 5 月 10 日。

¹⁴⁴ 永原和子「はしがき」『婦女新聞を読む会編『「婦女新聞」と女性の近代』不二出版、1997 年、5 頁。

¹⁴⁵ 福島杉夫「父、福島四郎のこと」『婦女新聞を読む会編『「婦女新聞」と女性の近代』不二出版、1997 年、32 頁。

¹⁴⁶ 「発刊の辞」『婦女新聞』第 1 号、1900 年 5 月 10 日。

すべき題目であり、その題目の前に芸娼妓は「善良な家庭」を破壊する「醜業婦」としてしか映らなかった。また福沢の主義主張も四郎の娼妓蔑視観の後押しをしたのかもしれない。しかもその娼妓観は、「神聖なる」皇族を奉ずることによって「彼等醜業婦は其汚れたる身」としてますます対極に貶められていくのだった。

女史は「芸娼妓の子でも兵役に服する義務があつて国家に尽くして居る」故入会するのは差支ないといへり。此論法を以てせば、盜賊の女も姦淫の女も、皆入会せしむべしといふ事になるべし。女史の眼中、たゞ軍隊のみありて同義も品性もなきが如し。斯る極端なる思想が、平和の化身たる、道德の維持者たり、風儀の矯正者たるべき婦人間に蔓延することは、頗る危険なりといはざるべからず。〔……〕曰く、芸娼妓の存在を希はゞ、之に相当の待遇を与へて社交界にも出入せしめよ、其の存在を希はずんば、絶對的に彼等を排斥して、一般婦人界より放逐せよ。¹⁴⁷

五百子の「芸娼妓の子でも兵役に服する義務があつて国家に尽くして居る」という言葉を問い詰めるように、『婦女新聞』は「盜賊の女も姦淫の女も、皆入会せしむべしといふ事になる」と非難している。だが、五百子の理念は先にみたとおりであった。「芸娼妓」を「道義」がない「盜賊の女」と、「品性」のない「姦淫の女」と同様とみなした『婦女新聞』の主張は、あえて五百子の発言の意図を曲解した見地から発せられているが、「一般婦人」ならば「同義」も「品性」も持ち合わせていることは当然であるとの前提を振りかざしており、『婦女新聞』の性格を考慮すればこの芸娼妓観もまた当然であった。これは裏を返せば、売春行為をする娼妓は「同義」と「品性」が欠如している女性ととらえているのであり、ここに、行為概念が人格概念へとすり替えられた瞬間をみることができよう。これは〈旧来的な性意識〉ではみられなかった転換である。こうした論法により「絶對的に彼等を排斥して、一般婦人界より放逐せよ」との言葉は鋭さを増し、排斥の力は一層強められることになるのだった。

『婦女新聞』の論調に愛国婦人会は対応を苦慮し、遂に会の相談役である谷干城のコメントを九月二〇日に載せることになる。

¹⁴⁷ 「愛国婦人会と芸妓問題」『婦女新聞』第226号、1904年9月5日。

芸娼妓の存在を許して置くのは一国の行政上適当な処置であるが、而し社会がこれを歓迎すべきものでないのみならず、婦人社会に於いても之を排斥し彼等をして潔白なる婦人と同席せしめぬ位の見識は婦人にもなくてはならぬ。我会の如く日本婦人の大団体が出来たならば、其勢力に依り彼等をして社会に跋扈せしめぬやう勤むるは至当の事である。歓迎してまで会員には入れぬやうするがよからう。

148

一見して分かるとおり、「芸娼妓」を必要悪とする立場から廃娼論には反対すれども、齒切れは悪く、「歓迎してまで会員には入れぬやうにするがよからう」と『婦女新聞』に阿る形で留めている。これは、遠回しではあるが結局「芸娼妓」の入会拒絶の弁となっている。九月二六日の『婦女新聞』には「愛国婦人会は、遂に芸娼妓の入会を拒絶する事に決したりと聞く。吾等は苦言の空しからざりしを喜び、一般婦人の為め祝賀する」¹⁴⁹というコメントが掲載された。こうして、「芸娼妓入会」にまつわる愛国婦人会と『婦女新聞』の対立は、『婦女新聞』に軍配が上がった形で終息したのである。

第4節 近代家族の性規範

愛国婦人会と『婦女新聞』の芸娼妓入会をめぐる対立は、他方で、一夫一婦制の推進によって礼讃された新たな性規範と〈旧来的な性意識〉との相克たる様相を呈していた。『婦女新聞』の批判的論調に対して、「今日現に何爵夫人と呼ばれて貴婦人の仲間に数へらるゝ人の中にも、元を質せば三線の糸に客の機嫌を取りしもあり、故に今公然芸妓（奥村女史は娼妓ともいふ）を排斥せば、其等の人に対して気の毒に堪へず云々」¹⁵⁰との声が挙がったのである。芸妓出身の女性を妻とした者に伊藤博文や山県有朋などがいるが、これはそうした者たちへの配慮から出た言葉であろうか。これに対して『婦女新聞』は、以下の言葉をもって答える。

¹⁴⁸ 谷干城「男女交際論及芸娼妓反対論に反対す」『愛国婦人』第62号、1904年9月20日。

¹⁴⁹ 「愛国婦人会の反正」『婦女新聞』第229号、1904年9月26日。

¹⁵⁰ 「社説 婦人界の恥辱」『婦女新聞』第227号、1904年9月20日。

いかにも今日上流にある婦人中にも、前身いかゞはしき人なきにあらねど、其は今更咎め立てして排斥するに及ばず。否排斥するは寧ろ事理を弁ぜざるものといふべし。何となれば、今日と維新前後とに於ては、婦徳の標準に大なる差違あればなり。〔……〕遊廓より外務省に出勤せし人を、磊落なる豪傑なりと称せし時代に、芸娼妓を納れて妻としたりとて、いたく責むること能はずんば、同じく亦其妻を責むる事も能はざる筈なり。此時代に於て、彼等醜業婦が跳梁すること、また余義なき次第なれども、教育普及し、一般の倫理的な思想高まり、男尊女卑の弊風漸次に一洗せられんとする今日に当り、尚昔時の思想を以て、彼等醜業婦に対せんとするが如きは、愚も亦甚だしといはざるべからず。今日は婦人思想の過渡期なり、前世紀の遺物が一方に存在するは、素より当然の事なれば、之を追求するは酷ならん、たゞ現在及び将来に於て、彼等醜業婦の跳梁を予防すべきのみ。¹⁵¹

今日「上流」にいる「前身いかゞはしき人」を排斥するに及ばないとする理由を、「今日と維新前後とに於ては、婦徳の標準に大なる差違あればなり」と綴る『婦女新聞』の含意するところは、不特定多数の男性へ性を売っていた女性が劣格者の烙印を押されることなく「通常社会」へ戻る、いわば売春と婚姻とのあいだが差し当たり行き来可能であった時代の擲揄である。しかし、過去に売春行為をしていた女性が婚姻する慣習を「前世紀の遺物」とし、「教育普及し、一般の倫理思想高まりつつある今日に於いて、このような見方から脱しないことは「愚も亦甚だしい」とされたのである。ここに、冒頭で紹介した「市民的価値観^{リスベクタレリディ}」という枠組みを規律とした「近代家族」が、不可逆的に娼妓を周縁化していく過程の一端を垣間見ることができる。

小括

結局のところ、愛国婦人会と『婦女新聞』との争論は、『婦女新聞』の主張に妥協す

¹⁵¹ 「社説 婦人界の恥辱」『婦女新聞』第227号、1904年9月20日。

る形で芸娼妓を排除することに解決をみた。五百子の「思想」では、天皇の下での「国民」の中に差別を設けるほどの理由を芸娼妓に見出してはいなかった。それはひとえに近代天皇制の「一視同仁」のイデオロギーを五百子が内面化していたことに由来していた。他方、やはり同じく天皇崇敬の念をもつ四郎だったが、「国民」として女性を見たとき、その健全さを損なうゆえに「国民」から「放逐」すべき女性がいるとして芸娼妓が名指しされた。芸娼妓として生きる女性たちもまた、「家」の抑圧によって社会の底辺へ位置づけられた存在だったが、女性の地位向上を目指すはずの四郎の視野には入ってこない。それは、姉の死や自身の出身階層に規定された四郎の想像力の限界だったともいえる。芸娼妓を「経世上の窮策として、暫く社会外の社会に存続せしむるなり¹⁵²」と述べる四郎の言葉は、芸娼妓の「国民」化を阻んだことを象徴していた。

このように、四郎主宰の『婦女新聞』は一夫一婦制の性規範を根拠に「女性」に分断を持ち込み、「近代家族」を創造することに尽力していった。ともに近代天皇制イデオロギーの下にあった五百子と四郎だが、その思想は「近代家族」が規律化していく性規範によって分かれていく。言い換えれば、このことは近代天皇制イデオロギーが伝統的家族と矛盾することの発見でもあったといえる。

¹⁵² 「愛国婦人会と芸妓問題」『婦女新聞』第 226 号、1904 年 9 月 5 日。

第6章 優生思想と海外日本人娼婦批判

はじめに

本章の目的は、廃娼運動の主張における国内の芸娼妓と海外〈出稼ぎ〉女性たちとの差異を検討することである。これまでみてきたように、女性の解放を掲げながら日本の公娼制度廃止を求めた廃娼運動だったが、運動に随伴した言説を分析すれば、〈売春する女性〉への蔑視観のみならず、廃娼の思想と天皇制との共謀関係やナショナリズムとの親和性までもが読み取れるものであった。しかし、当時の廃娼運動で問題視された〈売春する女性〉には、「公娼」、「私娼」、「海外〈出稼ぎ〉女性」と三区分化されていた点に傾注すれば、廃娼運動の包括的な思想背景のみでなく、各区分への具体的な議論を検討し、それらがどのような作用影響を及ぼしたのかも俎上にあげる必要があるだろう。

本論文ではそのことを念頭に、国内の芸娼妓にまつわる言説が海外〈出稼ぎ〉女性へと敷衍された場合の事例や、海外〈出稼ぎ〉女性に特化した主張に焦点をあて論じてきたが、本章では、とりわけ1916（大正5）年頃より廃娼運動団体である廓清会の機関誌『廓清』で頻繁に取り上げられた「民族衛生論」、すなわち優生学的視点の論説を海外〈出稼ぎ〉女性との関係から検討するものである。すでに先行研究では、廃娼運動に優生学的見地が流入されたときに、売春に従事する女性とはそもそも「優生学的に劣等」な異質「種」であるとの見方が形成され、「それまでの宗教的・倫理的な立場からの娼婦への非難と排撃に加えて、『科学』の権威づけによる反娼婦論が登場」と指摘されている¹⁵³。本章ではこの概括を踏まえながら、さらにその論説が海外〈出稼ぎ〉女性へ敷衍されたときに、いかなる帰結をもたらしたかについて考察を行っていくものである。

第1節 優生思想の流入

¹⁵³ 藤目、前掲書、317頁。

(1) 日本における優生思想の歴史

ダーウィンの『種の起源』から急速に人気を博した進化論やゴールトンの優生学論、メンデルの遺伝学の知識は、日本にも早くから翻訳紹介され、知識人らはそれらを必須の学知として貪欲に摂取した。優生学的知見が一般に普及していくのは、日清・日露戦争を経た明治30年代以降となる。優生学の受容状況が変化していく契機には、次の三点が挙げられよう（加藤 2004）。一点目は、進化論や遺伝学の体系的な紹介であり、たとえば、1904（明治37）年に丘浅次郎の『進化論講和』がベストセラーとなり、また医学史家である富士川游は学術雑誌『人性』を創刊している。二点目は、日清・日露戦争を経た日本が帝国主義的膨張に向けて人口増加策の必要性を認識したことである。人口問題の焦点化に呼応して、内閣統計局調査官であった呉文聰は『戦後経営 人口政策』という本を1905（明治38）年に出版している。三点目には、米国での強制的断種手術の法律許可のインパクトが挙げられる。米国では1907（明治40）年インディアナ州を皮切りに各州で断種が実施されていった。そうした情報は日本にも伝えられており、こうした変化を背景に優生学的改革を国家的課題として論じる言説が出現する。

(2) 優生思想の観点

日本に入ってきた優生思想は、まず遺伝という「科学的」視点を導入することにより、〈よりよい子孫〉を残すための生殖への人為的操作という観点をもたらした。端的に述べると、結婚相手の選択である。

結婚には、自己、及び、その相手の血統・形質・及び、其の他の事情に注意し、よくその当の目的を達するに適當なる選択を加へ、且つ、結婚後に於ける生活状態等にも意を用ふる必要あり。¹⁵⁴

¹⁵⁴ 大鳥居奔三・澤田順次郎『男女之研究』光風館書店、1904年、140頁。

〈よりよい子孫〉を残すためには〈よりよい結婚相手〉を選択しなければならず、さらに国家のために〈よりよい子孫〉を残すうえで一夫一婦制が絶対条件として求められた。引用の直前には「一夫一婦は男女が人間生活の発展に処すべき唯一の条件なりといふべし[傍点原文]」と断言されている¹⁵⁵。さらに、次代の国民となる〈よりよい子孫〉を残すための結婚には、民族・国家のための結婚という新たなる意義が付与される。「而してそは民族衛生てふ最新の科学が吾等に下したる覚醒の声である。一個人の利害よりも、将た一家の幸不幸よりも、更に重く更に大なる一民族の興亡を主眼として、結婚に改良を施すことが、最新最善の結婚改良であらねばならぬ」¹⁵⁶。

加えて、優生思想の名の下に雑多に輸入された主要な概念のひとつに、「テレゴニー」が挙げられる。「テレゴニー」とは、独のアウグスト・ヴァイスマンが、雌がいちど他系統の雄と交尾すると、その後同系統の雄と交尾しても、他系統の特徴が子に現れてしまうという古くから畜産界などで信じられてきた不可解な遺伝現象を分節化するために希語の *tele* (遠隔) と *gonos* (発生) から作出した造語である¹⁵⁷。日本では先夫性再現説、先夫遺伝、感応遺伝とも訳され、大正から昭和の頃まで広く流行した概念であった¹⁵⁸。各著作での紹介には些末な相違が見られるものの、概説的には性交を初経験することによって女性の体液が変質を起こし、以後に他男性との性交渉によって子どもをもうけたとしても、最初の男性の形質が子どもに発現するとの俗説である。性科学書の執筆で一世を風靡した澤田順次郎が1920(大正9)年に著した『嫁入り前の処女の為に』でも、「性交反応の理に依って、性交すると女子の体中に、精子より来たる一種の発酵素が生ずるので一度結婚した者は再婚が出来なくなるし、私に破操した処女は、世に出られなくなってしまうのである」と、テレゴニー概念の影響を読み取ることができる¹⁵⁹。

すでにダーウィンも植物の世界で受精したばかりの花粉が胚乳の性質を変化させる「キセニア」について詳細な議論を展開していたが、1875年の『家畜・栽培植物の変異』のなかでは「他の雄に依って同じ母親から生れた仔に対し、最初の雄の影響が働

¹⁵⁵ 大鳥居・澤田、前掲書、137-138頁。

¹⁵⁶ 永井潜「民族衛生より観たる結婚の改良」『婦人公論』10月号、1917年。

¹⁵⁷ Friedrich Leopold August Weismann, *The Germ-Plasm: A Theory of Heredity*, tr. by W. N. Parker and H. Ronnfeldt (Bristol: Thoemmes Press. [1893] 2003). 383.

¹⁵⁸ 川村邦光『オトメの身体——女の近代とセクシュアリティ』紀伊国屋書店、1994、参照。

¹⁵⁹ 澤田順次郎『嫁入り前の処女の為に』天下堂、1920年、171-172頁。

いてゐることを明かに示す他の例も私に報告されてゐる」とテレゴニー現象に言及し、豚や騾馬繁殖の具体例を挙げている¹⁶⁰。また、テレゴニー概念は欧米に広く流行し、米国ではのちに兄弟で「コーンフレーク革命」を起こすことになる医学博士ジョン・H・ケログも、当時高く評価され影響力を持った医学啓発書のなかで、いちど白人男性と性交渉を持った黒人女性は、後に純粋な黒人男性との間に子どもができて、その子どもは最初の夫の影響が認められ、より白い肌で生まれると明確に記している¹⁶¹。

テレゴニー説の輸入と流布によって、〈よりよい子孫〉の獲得のためには単に一夫一婦制を推進するばかりではなく、妻たる女性が性的な純潔、つまり処女であることを必須条件にしなくてはならないと考えられるようになった。優生思想と随伴知識の流入によって性規範にもたらされたのは、「純血」を守るための純潔のイデオロギーであり、それが表裏一体となって人びとに膾炙していったのである。

（3）廃娼運動と優生思想

日本に優生思想が受容され、大正時代になって社会にも広く流行した思想となると、廃娼運動も優生思想を論理的根拠に据えるようになった。つまり、社会的に「正当」であることを主張する性道徳規範が、「科学的見地」からも「妥当」であることを保障されたのである。

また、その背景として1900（明治33）年頃より散発的に盛り上がりを見せていた廃娼運動が、1911（明治44）年7月に起きた吉原遊廓の大火を契機に、国民的運動をめざす統一団体にまとめられた事実も見逃してはならない¹⁶²。矯風会や救世軍などの各団体が廃娼運動の全国的組織として廓清会を結成したのである。その初代会長には、明治10年代より廃娼問題に取り組み、『毎日新聞』の社長でもあった島田三郎が就任し、副会長は安部磯雄と矢島楫子が務めた。廓清会の意義とは、これまで「基督教徒の宗教運動」と捉えられがちであった廃娼問題を社会全体の問題として提起したこと

¹⁶⁰チャールズ・ダーウィン『家畜・栽培植物の変異（上）』永野為武・篠遠喜八訳、白揚社、1938年、721-722頁。

¹⁶¹ John Harvey Kellogg, *Plain Facts for Old and Young: Embracing the Natural History and Hygiene of Organic Life* (Burlington, Iowa: Segner and Condit. 1877). 147.

¹⁶² 伊藤秀吉『日本廃娼運動史[復刻版]』不二出版、1995[1931]、23-33頁参照。

に他ならない。廓清会機関誌『廓清』には、宗教の枠を越えた各界の著名人や社会主義者、知識人らなどが続々と寄稿することになった。

では、その廓清会と優生思想との関係をみていきたい。廓清会機関誌『廓清』には1916（大正 5）年頃より優生思想のトピックが目立つようになってくる。富士川游や永井潜、石川千代松ら優生思想論者も『廓清』に一度ならず自論を掲載しており、さらに、1918（大正 7）年九・十月合併号では「遺伝と環境号」と題した特集も組まれている。具体的に優生思想と娼婦運動の結びつきをみていくと、『廓清』に掲載された「民族衛生論」には、例えば「現今識者の痛切に憂慮するものは人口多寡の問題よりも人口優劣の問題である」と明言され、人口政策の視点がすでに量から質へとシフトしている様子を窺える。「民族衛生論」とは、この質を上げるために案出された論である。

一は民族の生活状態の改善を計りて民族自体の改善をはかるもの、二は民族の生殖に淘汰を加へ其子孫の優良をはかりて民族改善を期するもの、一を普通に社会衛生と呼び二を民族衛生又は優生学などゝ称しをるが概して言へば両者とも民族の優良を期する点より論ずれば民族衛生に外ならぬ（油谷治郎七「民族衛生論」『廓清』6-4、1916年）。¹⁶³

「民族衛生論」は買売春を問題視する主張へと繋がっていく。というのも、軍隊における性病の罹患率の高さは日頃から取上げられていたが、ここにきて性病に罹患した兵士が性病を家庭に持ち帰ることによって、将来の優秀なる「国民」を産むべき女性が「汚染される」といった思想が生じるに至ったからである。渡米経験のある日本基督教会の牧師であり、欧米の社会運動の動向に精通していた油谷は、この「民族衛生論」でも最先端の知識を披露し、陸軍衛生局の調査による「花柳病」に罹患している割合に触れた後で「民族衛生論」は、「是等はやがて純潔なる婦人と婚して其血液を毒するのである、子孫に伝はるべき病毒を植ゆるのであると思ふと寒心せねばならぬではないか」と、〈民族頹廢〉(degeneration)の恐怖を伝えている。そこでは当然、梅毒の感染源は娼婦とされた。

¹⁶³ 油谷治郎七「民族衛生論」『廓清』6-4、1916年。

日本に於て斯る調査が能れば面白い研究になるであらふ。男子は快樂を追ふて不潔なる醜業婦を弄び、而して病毒を其純潔なる家庭のうちに移植し、不妊娠、死産、不具、病弱児等を発せしむるのである。恐るべきでないか。¹⁶⁴

引用では「不潔なる醜業婦」と「純潔なる婦人」とが対比させられている。さらに、「純潔なる家庭」を「毒する」といった侵蝕の描出方法は、まさに優生学的な言説世界から構築されたイメージをもとにしているといえるだろう。こうしたイメージを喧伝し、かつ論拠としながら廓清会は、性病の温床となる公娼制度の批判を主張していくのである。

(4) 海外日本人娼婦と「民族衛生論」

科学的な装いのもとで語られる「民族衛生論」は、個人の性行為を「民族の消長」という論へ、いとも容易く飛躍させることで、「性」への注視を促すものであった。この「民族衛生論」は「劣等民族」との混血をもまた嫌悪する。

今日文明の国々に於ては、或は犯罪の痼疾となれるもの、或は白痴瘋癲の如きもの、或は乱酒性となれるもの等を隔離し、又は去勢法を施して、其害を後代に伝へざるを図り、血族結婚又は重婚を禁じ、或は劣等民族との結婚を禁じて以て民族自衛の道を計っておる、[……]吾輩も亦我日本民族の愈純良にして、愈雄健ならんことを欲するが故に、衷心よりして我日本民族の血液を毒する弊害を防がんことを冀ふのである、民族衛生の上より廓清を叫ばざるを得ぬのである。¹⁶⁵

当時流行したテレゴニー概念を勘案すれば、一度でも他民族との性交渉を経験した者はすでに「混血」とみなされるのであった。「純血」イデオロギーは、多様なエスニシティの男性に性を売る「からゆき」へと敷衍されることになる。冒頭でみたように、

¹⁶⁴ 油谷治郎七「民族衛生論」『廓清』6-4、1916年。

¹⁶⁵ 油谷治郎七「民族衛生論」『廓清』6-4、1916年。

「からゆき」に対する批判は、まず第一に国家の体面への配慮を主たる理由としていた。批判者にとってもからゆきさんの売春相手が外国人であることは自明であり、その是非に問題の矛先が向くことはなかった。だが、ここで初めて民族を問わない売春という非難が焦点として現れることになる。「露人たると支人たると米兵たると独塊の俘虜たるとを問はず、笑を売り媚を鬻ぎ尊き節操を蹂躪に任しつゝあり」と、からゆきさんの売春相手が日本人男性ではないことを畳みかけるように強調するこれまでにはなかった視点がみて取れる¹⁶⁶。(江南[伊藤秀吉の筆名-引用者注]「西比利亞出稼醜業婦の跋扈」『廓清』9-3、1919年)。

第2節 民族衛生論の帰結

(1) シベリア視察報告

廓清会副会長に矢島楫子が就任したことが示すとおり、矯風会の女性たちはこれまで掲げてきた「在外売淫婦取締請願」の主張を機関誌『廓清』でも展開することになる。しかし、その主張は『廓清』に掲載される男性知識人らの論説に触発され、少なからず影響を受けており、優生思想もまたそのひとつであった。ここで矯風会の実施したシベリア視察報告に視点を移してみたい。

シベリア視察報告とは、ロシア十月革命への干渉を目的とした米伊仏日の東シベリア派兵——いわゆるシベリア出兵最中の1918(大正7)年、矯風会にある米国婦人から手紙が届いたことが契機となった。手紙は「米兵たちは彼地の日本婦人に誘惑される。どうか日本の母親たちは援助して喰いとめてほしい」と訴えるものであった¹⁶⁷。数十年来「在外売淫婦」の取り締り請願に力を注いでいた矯風会はこの手紙を受け取り、すぐさま矯風会幹部の三名をシベリア視察委員として派遣することを決定した。矯風会の心情は「日本の母親として」そのような状況を「捨てては置かれぬ」というものであった¹⁶⁸。

¹⁶⁶ 江南[伊藤秀吉の筆名——引用者]「西比利亞出稼醜業婦の跋扈」『廓清』9-3、1919年。

¹⁶⁷ 久布白落実『廢娼ひとすじ』中公文庫、1982[1973]、132頁。

¹⁶⁸ 久布白、前掲書、132頁。

矯風会が1919（大正8）年の極寒の二月にシベリア視察のため選出したのは、林歌子（矯風会総幹事）、宮川静枝（矯風会本部職員）、バプテスト教会の宣教師メアリ・アン・クラゲット（慈愛館理事）だった。シベリア全土を見渡せば「六千人の日本人婦人中五千人が売春女性である¹⁶⁹」とクラゲットからの手紙には書かれている。当時のシベリアで日本人娼婦が目立った存在であったことは間違いなかった。

さて、帰国した翌月から林歌子が視察報告を『廓清』へ二ヶ月載せている。そこでは、「之〔醜業婦——引用者〕は何れも数ある商売の内で、最も恥辱であって、吾々同胞のものが海を越えて彼地に歩いて身を売り、血を汚して居るのであります」と血を汚す行為として売春が捉えられ、さらに、「視察に参りました西比利亞地方では、支那人の妻になって居るのもありますが、大部分は一夜色を漁らせると云ふのであります」と視察で得た状況に加えて、「醜業婦の中には斯様の事を申して居るさうです、妾等は海を歩いて来て働いて居っても、親も承知である、金を獲れば兄弟にも送金して居ると斯う臆面もなく云ふて居るさうです」と伝えている¹⁷⁰（林歌子「西比利亞に於ける我同胞の実状」『廓清』9-3、1919年）。

こうした状況に接し、「耻しい振舞を何とも思はぬ」女性を「根絶」するためには教育が必要であると林は痛感するに至る。林にとって、シベリアでの「醜業婦」の所業は低い女子教育の所産にほかならず、実際に、これ以降の矯風会は運動方針として「貞操教育」を全国に普及させることを決定する。

さらに、この視察報告によって前節（4）で論じた「民族を問わず」の問題が取上げられた。林は「西比利亞に往きましても私の調査した所では醜業婦の売淫は多くは露西亞人、支那人の労働者に売淫させるのであって」と視察した状況を述べ、付け加えて、

人間生活上一家の幸福と云ふものは一夫一婦の制度が原則になって居ります。之に反して清き血である同胞姉妹が海を渡って迄、見知らぬ異人に売淫すると云ふ事は、最も大なる罪悪であると云ふ事を知らぬからでせう。¹⁷¹

¹⁶⁹ 日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会 百年史』ドメス出版、1986年、368頁。

¹⁷⁰ 林歌子「西比利亞に於ける我同胞の実状」『廓清』9-3、1919年。

¹⁷¹ 林歌子「西比利亞に於ける我同胞の実状（二）」『廓清』9-4、1919年。

と、「見知らぬ異人」を相手に売春する行為を「最も大なる罪悪」と断言している。しかも、「人間生活上一家の幸福」は「一夫一婦制度が原則」であるのならば、海外にいる日本人娼婦は家庭というもうひとつの側面でも「罪」を犯していることになる。つまり、海外日本人娼婦は家庭の純潔と国民の純血を二重に穢す存在と見なされてしまうのだ。

(2) 天草・島原調査報告

シベリア視察を通して矯風会がいたく痛感したことは、「売淫婦の根拠地に向って、貞操の教育を施さねばならぬ」¹⁷²ことであった。「売春の根拠地」とは島原、天草、佐賀地方を指していた。視察報告後、矯風会はあらためて「売淫婦の根拠地」と目した地域の問題に取り組むことになり、シベリア委員会は「海外醜業婦防止会」と改称されることになる。ところで、シベリア視察の直接の契機は米国婦人からの手紙であったが、間接的には当時内務省の囑託であった布川孫一（静淵）が『婦人公論』二月号に寄稿した「日本婦人の面汚し」に促された行動でもあった¹⁷³。この布川の文章は、海外——特に東南アジアと中国——に在住する日本人娼婦の「普及」を報告したもので、世間に少なからず波紋を投げかけていた¹⁷⁴。

矯風会は、「売淫婦の根拠地」とされた島原、天草、佐賀の実地調査をこの布川に依頼した。島原と天草を見聞した布川の調査報告は1919（大正8）年9月に一冊に編纂され、全国に配布されることになった。この調査報告のなかで、布川は福沢らが考えた日本人男性の「性的慰安」のためなら娼婦の海外移住も認めるべきとする論に反論する。これは福沢に限らず「男子少壮にして独身海外に渡り、事業を經營し又は労働を為す場合に於て、異性の慰樂を欲するは生理的自然の要求にて、[……] 醜業婦も亦必要ならずや」という論が常に浮上したからであった¹⁷⁵。布川は海外にいる日本人娼婦の相手が日本人男性ではない点を強調する。

¹⁷² 林歌子「西比利亞に於ける我同胞の実状（二）」『廓清』9-4、1919年。

¹⁷³ 布川静淵「日本婦人の面汚し——海外に於ける日本醜業婦の近況」『婦人公論』2月号、1918

¹⁷⁴ 久布白、前掲書、132頁。

¹⁷⁵ 日本キリスト教婦人矯風会編『海外醜業婦問題 第一輯 天草島原之部』1919（〔編集復刻版〕『買売春問題資料集成 戦前編 第2巻』）不二出版、1997所収）、55-56頁。

大多数の酌婦は同胞たる日本の男子を相手にせぬことを原則として居ることを知らねばならぬ。〔……〕日本人の慰楽となるために海外醜業婦も必要なりとの説は、未だ事情を知らぬものゝ憶説に過ぎない。¹⁷⁶

この主張に際立つのは、植民地公娼制度に組み込まれた女性とそうでない女性との弁別である。日清・日露戦争を経て、海外膨張を政策とする日本政府主導で植民地あるいは租借地に公娼制度が導入されていき、また、日本政府は「移民保護法」によって「醜業婦」の海外渡航を表面上禁止していたが、「清国」と朝鮮を適用除外としていたため、内地の公娼制度と同様に娼妓奉公の仲介業者は何ら咎められることなく日本人女性を連れ出すことができた。そのようなザル法の目的は日本人男性への管理された「性」の供給であったが、布川は先に見たようにそのような目的には適っていないことを力説するのである。

そして、島原・天草の地域は「売淫婦の根拠地」であるからして、「さらに此地方に何等格段の事情存するや、今其の調査せる所の一斑を述べやう」と記し、布川は島原と天草の「歴史的事情」に注目する。「即ち天草と島原との地勢に加へて、長崎港に於ける居留外人に奉公せる歴史的事情を看過してはならぬ。徳川氏三百年間、長崎は本邦唯一の外国貿易港にて、外国的気分は独り長崎附近に於てのみ味はれたのである。天草や島原は片田舎であるが、長崎とは距離に於て極く近く、外人崇拜心を煽る空気内であったのである」と、鎖国時でも唯一海外へ開かれていた歴史的事情がそこで遡行され、外国人に親しんでいたことが取り沙汰される¹⁷⁷。そのような「空気内」に満たされた地域の「外人崇拜」の物的証拠として「混血」が注視されることになる。

天草及び島原には私生児が多い。特に天草に酷^{きび}しい。海外より帰る女は往々混血児を伴ひ来る。其の数は一村に十五六人に上るものもある。当人は之を以て、恰も軍人が金鷄勲章を貰ひたる如く心得、郷党亦之を卑しめず、群童に伍して、小学にも通ふ、由来私生児多き地なれば之を怪しまぬのである。〔……〕されば天草女島原娘の連れ帰る混血児にも独逸種、米国種、和蘭種、露

¹⁷⁶ 日本キリスト教婦人矯風会編、前掲書、55-56頁。

¹⁷⁷ 日本キリスト教婦人矯風会編、前掲書、22頁。

西亜種、支那種、其の他雑多に亘ることは言ふまでもない。英国人は植民地にありても一般に混血児を産ましむることは最も少なく品性高きを以て有名であるが、本邦の海外醜業婦は世界中の種を持って来るのは情けない話である。¹⁷⁸

たしかに海外日本人娼婦の先駆けとして洋妾が存在し、洋妾の前段階として長崎出島における名附遊女と呼ばれる遊女との連続性が見いだせることを斟酌すると、開国以前から外国人との性的雇用関係が成立していた長崎や天草という地域の歴史的・地理的な特異性が出稼ぎの女性らを生み出す背景となったことについて否定すべき点はない。だが、矯風会は海外の日本人娼婦に対して会設立初めより「在外売淫婦」と蔑称し、政府へ取り締まりを請願していたが、かれらが出稼ぎ女性へ向ける憤りは、あくまで経済的営為の手段として売春することを「恥」としない女性への蔑視から噴出したもので、とりたてて売春の相手が外国人であることに注意は払われてこなかった。しかし、布川が調査をした 1919（大正 8）年という時代にあつては、むしろ外国人相手に売春することこそが焦点化されるようになる。それは「混血」という言葉に象徴される、「日本民族の純潔なる血」を汚す行為の現場として捉えられたからに他ならなかったからであった。

小括

優生学とは、計量科学的な装いのもとに、「民族」を優劣性の言説で競合関係に置き、優秀で純粋な「種」をいかに維持するかが国家の盛衰を決すると説く論であった。その論理が、矯風会の訴える海外の日本人娼婦へ敷衍されたとき、もっとも問題視されたことは、「民族」を問わずに売春をすることであった。それは先にも見たように、植民地公娼制度によって管理される「性」／管理されない「性」——つまり、日本人男性のための「性」なのか、そうではないのか——といった区分がより明確にされ、他方、「日本民族」以外に売春をする行為は、「他民族」との混血によって「純血」であ

¹⁷⁸ 日本キリスト教婦人矯風会編、前掲書、39-41 頁。

る「血」が汚されるといった嫌悪や恐怖へ容易に転化することになった。優生学の影響をうけ民族混交を忌避する廃娼運動の言説は、娼婦を日本人男性のために囲い込もうとする公娼制度のもくろみと、血の純潔を語る地点で足並みをそろえる。

こうした思想を抱えて島原、天草の調査に臨んだ布川の眼前に現れた光景は、長崎での外国人との性的雇用関係の確立に伴う、出稼ぎの風習、また、「混血児」を連れ帰っても「郷党之を卑しめず」という空気であった。つまり、歴史的にも地理的にも特異な条件が重なった土壌に培われた島原、天草の「文化」がそこにはあったのである。しかし、布川にとって、「世界中の種」を日本に持ち込む者は「九州の片田舎の娘、無学文盲の低級者」としてしか映らなかった¹⁷⁹。

この調査報告は、『海外醜業婦問題 第一輯 天草島原之部』としてまとめられ何千部と印刷されて、講演会の材料や五銭袋の材料に使われ全国へ配布されることになる。また、この調査報告によって、島原、天草の女性が海外へ出稼ぎをしに渡航する気風と習俗があるといった喧伝がされるようになった。それは、海外日本人娼婦イメージの固定化につながり、また「日本人」女性という「国民」の問題ではなく、九州の一地方の習俗の問題として矮小化されるという側面も同時に併せもつことになったといえよう。

¹⁷⁹ 日本キリスト教婦人矯風会編、前掲書、56頁。

終章

森崎の『からゆきさん』に、対照的なふたりの元からゆきさんが登場することは序章で触れたとおりである。いま少し具体的に述べてみたい。一人はおキミという老齡のからゆきさんで、天草で生まれたが、5才か6才の頃に浅草に養女に出され、16才の時に養父母に売られたとある。本論文でも説明したが、「売られる」ということは明治以前からの風習であり、昭和に入ってもみられる光景であった。「売られる、ということばは、日々人の口にのぼっていたが、それは口べらしにされるといほどの意味あいであった。売られた者もまたそのおかげで、どこかで食べてゆけた」¹⁸⁰とあるように、民衆の日常に深く食い込んだ風習であった。しかし、16才の時おキミは李慶春という朝鮮人を買われて朝鮮に渡り、そこで「おショウバイ」をすることになる。それは明治も末の頃で、朝鮮鉄道の敷設工事現場の付近に建てられた小屋で行われた。粗暴な日本人に使役されている朝鮮人工夫らが毎晩、おキミたちへ日頃の日本人への憎しみをぶつけた。おキミはこの時の経験によって戦後日本に帰国した後に精神的な病いを抱えることとなる。

もう一人の元からゆきさんは、森崎が天草を訪れた時に出会った老女である。「椿の咲く港の、段々畠のほとりで老女が地蔵さんを洗っていた。南洋に働きにいていたので子どもはいない、とのことであった。老女は「働きにいったちゅうても、おなごのしごとたい」と、こともなげにいったのである」¹⁸¹。老女のこの態度は森崎に強い印象を与えた。おキミとあまりに対照的な女性に会った後、森崎は地元福岡に帰り、「おキミさんはほんとうに天草の方なの」¹⁸²とおキミの養女である綾に尋ねている。そして、森崎はあることに気付く。

わたしは幾度かの旅によって、ようやく気付きはじめた。「戦争まえと戦争あとは、ころっとかわった」と村の古老たちが語るそのかわったものの内容に。
(中略) おそらく明治のころはもっともっと村びとの心のありようはちがって

¹⁸⁰ 森崎、前掲書、9頁。

¹⁸¹ 森崎、前掲書、19頁。

¹⁸² 森崎、前掲書、47頁。

いたことだろう。わたしが統計などをとってみた明治三十五年以降の十年間の、
いたいけな娘たちの心のふるさとは、いま見るこの風土とはどこがちがって
いたにちがいないのである。¹⁸³

森崎が柔らかい文体で書く内容は、しかし重要な示唆を含んでいる。そもそも金銭授受を伴う性行為を一般に売春というが、それは個人（間）の経験でもあり、その経験は人によって千差万別である。だが、歴史的、社会的文脈から全く切り離して個人の経験にのみ還元できる事柄でないことが、上の森崎の文章から浮かび上がってくる。

第1節 各章のまとめ

本論文を通して検討してきたことは、からゆきさんの行為、ひいては個人の「性」というものが、歴史の中でどのように言説化され、また推移し、実際に利用されてきたのかということであった。

第1章では、まず第1節で近世までの身売りとその意味を検討した。当時の民衆社会における「身売り」の出稼ぎ的側面を確認し、開国後の彼女たちの労働が近代的な労働観に基づいたものではなく、出稼ぎ奉公の流れの中に位置づけられることを確認し、併せて、近世の公権力と庶民の売春への対応とその論理をおさえたが、そこでは売春への倫理的判断の欠落と、経済の論理のみで売春を捉える公権力の姿勢が明らかになった。またそれは庶民にも共有されていた。続く第2節、第3節で開国以降の明治政府の芸娼妓への政策と、いち早く海外に〈出稼ぎ〉へ出た女性たちが多く出現した長崎の歴史と地域的特性を描いた。欧米から管理買売春制度と衛生思想を学んだ知識人や役人らは日本の公娼制度を近代的なものに再編した。近代的な公娼制度とは、娼妓に鑑札を付して税を徴収し、検閲を義務づけるシステムである。しかし当然のことながら近世から連続する娼妓渡世の観念は根強く、人々は「より稼ぎがいい」欧米人らと性的な雇用関係を結んだり、海を越えていったりした。第4節では、上海でのそうした女性の増加によって対応を迫られた上海領事と明治政府の対応を検討したが、

¹⁸³ 森崎、前掲書、48頁。

国家の体面を気にした両者の意図とは、罰則規定でもって女性たちを取り締まる方針だったことを確認した。

第2章では、芸娼妓をめぐる言説の変化を検討した。開国以前の状況と開国以降に展開される主張の差異が明確になるように、第1節ではまず欧米の知識や性道徳観が流入する以前の江戸社会における芸娼妓たちの状況を、外国人たちの見聞記から確認をした。続く第2節と第3節において、開国以降の公娼制度をめぐる議論された存娼派と廃娼派の主張とその主張的背景を考察したが、両者が「婦人」あるいは「妻」の立場を向上させるために、芸娼妓蔑視観ともいえるイメージを共有し、本来は存娼派と廃娼派として反発しあはずの両者の主張には親和性があったことをみてきた。

第3章では、考察対象を渡航幫助者にうつして、主に九州の地方新聞に掲載された「密航婦」検挙記事を分析した。女性たちがどのような方法で海外へ渡航していたのか、また、そこにはどのような人々が関わっていたのかを資料から具体的に検証するためである。その際に注目したのが、幫助者の職業のみならずジェンダーであった。大部分を男性が占める幫助者の中に女性もいたという事実を列挙するだけでなく、そこでのジェンダー的役割と、さらには記事内の表現の差異に注目することで当時の社会的ジェンダー秩序の一端を明らかにしえたかとおもう。

第4章では、またもやマクロな視点に立ち、日本の海外膨張とそれに伴うからゆきさんへの言説を政策と、存娼派、廃娼派の三本柱で検討した。ここでは第1章の第4節で確認した上海におけるからゆきさんを取り締まろうとする対応が方針転換をし、まず「日本婦女保護法案」を撤回し、売春を目的とする女性を処罰対象としていた移民保護法に、朝鮮と「清国」のみ適用除外を設けた明治政府の意図をおさえた。政府の意図とは、日本人男性の移動と定住を促すためには日本人娼婦が必要であるとするものであった。続く第2節で存娼派と廃娼派における対外膨張と海外の日本人娼婦に関わる主張の中身を考察した。日本人男性の移動を促すために日本人女性の管理された身体が必要だとして、植民地や占領地へ次々と国内の公娼制度に準じた法令を整備していった政府と、それを後押しする存娼派の言説が重なることは言うまでもないが、廃娼派の批判言説もまた、外国人を売春相手とする日本人女性を想定していたために、「家族的膨張」のために彼女たちを取り締まるようにとの提言は、植民地や占領地で管理下に入らない性（＝私娼）を取り締まる動きと連動するものであり、何ら効力をもち得なかったことを考察した。

さて、第5章では、芸娼妓入会をめぐる誌面論争へと発展した愛国婦人会と『婦女新聞』の議論を取り上げた。前章で確認するように、膨張主義が政府のみでなく民衆レベルにまで浸透する社会状況の中で、日露戦争を契機に拡大していく愛国婦人会と、そこへの賛意を示しながらも芸娼妓入会を批判する『婦女新聞』とのやり取りは、軍事援護団体である愛国婦人会を媒介にして「国民」へと女性が組み込まれていく過程において、「近代家族」の一員である「婦人」と娼婦に序列がつけられ、娼婦が周縁化されていく様相を呈していたことを示した。また同時に、ゆるやかに連続していたそれまでの芸娼妓と妻との間の境界が、入会拒絶という現実によって断絶されるという、〈旧来の性意識〉と近代的な性規範の相克をも露にしていたことも考察した。

最後の第6章では、優生思想の流入が娼婦派たちの言説とどのように結びつき、いかなる帰結をもたらしたかを検討した。日清・日露戦争を経て膨張主義に邁進する日本で、より「科学的」に娼婦運動を支える思想として優性思想が用いられたとき、海外にいる日本人娼婦の性を売る対象が外国人であることが焦点化されることになった。優生思想によって「性」が「民族」と結びつき、外国人を売春相手としていた彼女たちの行為が、「純血」と「純潔」のどちらもが汚される行為としてみなされたのである。このイメージと論理は、優生思想流入以前にはみられなかったものであった。さらにシベリア視察団をきっかけとして、はじめて島原、天草への調査が行われたが、鎖国時から外へ開いていた長崎との関係のなかで培われてきた出稼ぎや外国人との交流が、「低俗な」風習として取り沙汰され、こうした調査報告によって海外の日本人娼婦のイメージは一地方の習俗の問題として固定化されるに至る要因ともなったのである。

本論文では、第1章から時代を降りながらからゆきさんをめぐる言説と政策を考察してきたが、国家、存娼派、娼婦派、軍事援護団体、そしてメディアにおいて、常に女性の「性」というものが、その身体から切り離され、日本という国家や日本人というエスニシティとともに語られてきたことをみてきた。各自の思惑は様々なれども、日本という国家を最優先とするナショナリスティックな感情に根ざしている点では共通していた。歴史的な経緯の中で、国家、一夫一婦制、処女性、エスニシティといった概念が複雑に絡み合いながら、徐々にからゆきさんに対するまなざしを変化させていったが、森崎が出会ったおキミと、元からゆきさんとしての体験を「こともなげに」語る老女とのその隔絶のあり様は、からゆきさんが徐々に周縁化されていく存在となっていたことの証左でもあった。

第2節 森崎と山崎の比較を通じて

本節では、森崎が提起しているであろう「からゆきさん」のもうひとつの側面をみていきたい。本論文中で扱った資料からはなかなか浮かび上がってこない側面でもあるため、山崎と森崎のテキストを比較・読解するという形で提示することを試みる。

山崎の『サンダカン』執筆のきっかけが『ドキュメント日本人5 棄民』に所収された森崎の「からゆきさん——あるからゆきさんの生涯」であったことは序章で述べたとおりである。エリート女性史へのアンチテーゼとなる「底辺女性史」の題材を探していた山崎は、からゆきさんと「出会った」。山崎がからゆきさんに見出したものとはなんだったのか。

[なぜ〈からゆきさん〉に執心するのかという——引用者] かつて天草や島原の村々から売られて行った海外売春婦たちが、階級と性という二重の桎梏のもとに長く虐げられてきた日本女性の苦しみの集中的表現であり、ことばを換えれば、彼女らが日本における女性存在の〈原点〉をなしている——と信ずるからである。¹⁸⁴

山崎にとってのからゆきさんとは、「階級と性の二重の桎梏のもとに長く虐げられてきた」日本人女性の〈原点〉であった。山崎は「二重の桎梏」というが、ここには、階級と性と日本人という三つのカテゴリーがあることに注意すべきである。というのも、山崎は売春相手のエスニシティによって売春婦に序列を持ち込んでいるからである。

俗謡や踊りなどの芸を売物に酒席にはべる芸者を上として、下には東京の吉原・州崎・新宿などの遊郭に働く公娼や場末の街の私娼があり、さらにその下には、日本の国土をあとにして海外に連れ出され、そこで異国人を客としなければならなかった〈からゆきさん〉という存在もあったからだ。そして、これ

¹⁸⁴ 山崎、前掲書、8頁。

ら幾種類かの売春婦たちのどれがもっとも悲惨であったかと問うことは、あまり意味をなさないことかもしれないが、それでもあえて問うならば、おそらく誰もが、それは海外売春婦であると答えるのではなかろうか。¹⁸⁵

注目すべきは、山崎がいう「異国人」とは、「ヨーロッパ人」や「アメリカ人」ではなく、「主として中国人やさまざまな種族の原住民」を意味していたことである。からゆきさんが売られていった国は、「日本よりももっと文明が遅れ、それ故に西欧諸国の植民地とされてしまった東南アジアの国々に」であり¹⁸⁶、山崎にとって、彼らは「ことばは通ぜず、肌の色は黒く、立居振舞いの洗練されていない原住民の男」として映っていたがゆえに、そのような男を相手にすることは「おそらく非常な屈辱感を味わったにちがいない」と、からゆきさんの心情を斟酌している¹⁸⁷。

しかし、山崎が聞き書きをしたおサキは自分の体験を以下のように述べている。

事が済んですぐに「プラン[帰れの意味——引用者]」言うても、怒る土人はひとりもおらんじゃった。土人はうちらを大切にしてくれての、手荒なことなど絶対にせん。(中略)みんな良か者の気性ば持とった。あれのほうも、あっさりしとって一番よか。土人にくらべて二番目によかったのは、メリケン人やイギリス人じゃ。支那人は親切ではあるばって、あれが長うてしつこうして、ねまねましとる。日本人はな、うちらにも内地が恋しいか気持ちのあるけん、誰もが喜んで客に取ったが、ばってん、客のなかで一番いやらしかったのと違うか。うちらの扱いが乱暴で、思いやりというもんが、これっばかしも無かったもんな。¹⁸⁸

1896（明治 29）年生まれのおサキは 10 か 11 才の頃にボルネオのサンダカンに渡航し、13 才で初めて客をとらされたので、引用の経験は 1909（明治 42）年以降のものである。この時期にはすでに海外膨張へと舵を切った日本政府が、日本人男性のため

¹⁸⁵ 山崎、前掲書、11-12 頁。

¹⁸⁶ 山崎、前掲書、12 頁。

¹⁸⁷ 山崎、前掲書、12 頁。

¹⁸⁸ 山崎、前掲書、97 頁。

の日本人女性への「供給」と管理を優先し、植民地、占領地以外の地域にいる女性たちの「保護」を放棄していた。また当時の彼女たちに対する言説空間がどのようなものであったかはすでに確認してきたとおりである。そうした集積が、おサキの言葉に如実に表れているとはいえないだろうか。しかし、このおサキの体験を書き留めながらも山崎は全く「聴いて」いないかのように、自身のからゆきさんへの思い込みを綴っているのはいま見たとおりである。

山崎のこうした態度は何ら疑問に思われることなく『サンダカン』はベストセラーとなり広く認知されていった。山崎の「思い込み」を付与されたからゆきさん像を容れ消費していく社会に対して、森崎は74年、『現代の眼』に「からゆきさんが抱いた世界」を書いて批判をしている。当然、山崎自身にも批判の矛先は向いているといっていだろう。

ところでこうして定着しているもの（からゆきさんという観念に今日まで残っている出稼ぎ観——引用者）を、外部へ秘めさせるようになった。私はその契機に、たとえば炭鉱の人々が抵抗しつづけてきたものと同質の社会の目を感じている。それは近代化された生活と意識に立って、前近代的生活原理をものめずらしげに眺めやる目である。それを利用して近代化を推し進めてきた者の持つ、特有の目である。いたましげに寄りそいつつ、自らの生活態度をくずそうとはしない市民的なまなざしである。¹⁸⁹

森崎の批判を読むまでもなく、山崎が内面化し、端なくもからゆきさんに投影した性意識とは、本論文で追いかけてきた、まさに開国以降に国家と知識人、そして興隆する近代家族の人々が吸収し、内面化し、喧伝をした意識そのものであることがみてとれよう。山崎の意識からすっぱり抜け落ちているのは国家である。時代を考慮すればそれは対外膨張に象徴される植民地主義とも言い換えられよう。そもそも山崎の執筆のきっかけになったはずの森崎のエッセイの主題はそこにあっただともいえるのである。

エッセイの主軸である島木ヨシは、明治19年に天草南端の村の炭坑で六人兄弟の中

¹⁸⁹ 森崎和江「からゆきさんが抱いた世界」『現代の眼』15(6)、1974年6月。

に生まれている。日清・日露戦争後に、それまでの好景気の反動で不況に陥った炭坑を出てシンガポールへ奉公に行くことを19才の時に決めた。ヨシはシンガポールで働いているなかで、上海の方がつとめが楽で金になるという噂を聞き、苦心しながら5年ほどかけて5円を貯めて密行し、上海で外人相手の爪みがきとマッサージを行うイギリス人の店に住み込む¹⁹⁰。このエッセイでは、ヨシがシンガポールで5年の間従事していた「おんなのしごつ」の詳細や状況は述べられない。「あるからゆきさんの生涯」という副題が示すように、このエッセイはヨシという一人のからゆきさんの生涯を描くことを目的としており、より多く紙幅が割かれるのも、ヨシが日本人の女ふたりを雇い入れてマッサージ店を開いた後の人生である。

海を渡ったヨシが上海やシンガポールで強く心に刻んだのは、「日の丸」のちからであった。上海では、「日本人だということだけで、外人も支那人も大事にしてくれた」という¹⁹¹。ヨシはよく人々に、「日の丸のおかげで、どがしこ助かったかしれん。日本のなくなることもあるなら、わしは舌かみきってでん死ぬど」¹⁹²と語っていた。「日本がなくなる、とは植民地となることを意味」¹⁹³していたという。ヨシの言葉からは外国で出稼ぎをした女性たちが、多かれ少なかれ日本という国家と自身の関係を意識せざるを得ない状況であったことがうかがえる。シンガポールでマッサージ店を開いたヨシは雇った女たちに自分が日本人であることを自覚するべきだと常々伝えていた。それはヨシ自身が「日の丸」として見られた体験に裏打ちされていた。

…わたしは五円玉いっちょにぎりしめて、きもの一枚持たんまま上海に逃げたとき、つくづく思ったね。外人の店に走りこんで、日本人です働かしてください、といったとき身にしみたね。外人はわたしを日の丸だとみたよ。おなごが来た、という顔はせんだった。あげな顔するのは、日本の男たい。

あんたら、自分は日の丸じゃと思わな。ええか。あんたらがそげえ思ったなら、もうしめたもんたい。ええかげんなことはでけんごつなる¹⁹⁴

¹⁹⁰ 森崎和江「からゆきさん——あるからゆきさんの生涯」谷川健一、鶴見俊輔、村上一郎編『ドキュメント日本人5 棄民』学林書房、1969年、前掲書、8-9頁参照。

¹⁹¹ 森崎、前掲書、9頁。

¹⁹² 森崎、前掲書、9頁。

¹⁹³ 森崎、前掲書、9頁。

¹⁹⁴ 森崎、前掲書、15頁。

日本の外交政策が陰に陽に海外で生きる自分に影響を及ぼすことをヨシは体験から十分に理解していた。自分へのまなざしと待遇はヨシが「日本人」であるからこそだった。だからこそヨシは「日の丸」に恥じないように自分たちの行動を律し、海外でマッサージ店を営む自分たちの行為を「民間外交」と名付けたのである。しかし、侵略戦争に突き進む日本は、そんなヨシの「民間外交」をなしくずしにしていく。ヨシは失意のうちに日本に引き揚げ、天草で余生を過ごすも最終的に自死する。

ここには、愛国婦人会へ献金をした多くのからゆきさんのように、ナショナリズムを内面化し愛国心を発露していく「日本人」の姿が描かれている。それは当時の人々から「醜業婦」としてまなざされることで、彼女たち自身もそのまなざしをある種ハビトゥスとして身につけざるをえなかったがゆえに、より強化された心情でもあった。しかし、彼女たちが心の拠り所とした「日本」、あるいは「日の丸」は、決して彼女たちを顧みることにはなかったのである。森崎のこのエッセイが『ドキュメント日本人』シリーズの『棄民』に所収されている所以である。

だが森崎は、海外の地において、日本人アイデンティティを身につけざるをえなかった彼女たちの思いが結局国家に報われることはなかった、という単純な「悲劇」の物語として描いたわけではなかった。「国が失うなったらみじめじゃ」とガンジイの不服従運動に共感するというヨシの言葉を「これは体験から出たナショナリズムで、こうした心情はからゆきさんの献金などにも通じている。支配の側はこの動向を次第に絶対主義的侵略に結びつけていくのである」¹⁹⁵と国家が彼女たちを利用していく様を描きつつ、他方で、彼女たちが「日本人」として自らをアイデンティファイするがゆえに帯びてしまう膨張主義の体現者となっていることも見逃さないのである。

からゆきさんはその苦界を民間外交などとも言って、事実、まことに深部をえぐる外交を心に感じとってきた。それは近親者などへ少なからぬ影響を及ぼしていることを聞き歩きの折々に感じさせられる。が、その体験さえ、侵略戦争とさまざまな形でつながっている。日本が植民地とした朝鮮へ売られ、売られつつなお「日の丸」であったからゆきさんの話をうかがったりもしたけれど、

¹⁹⁵ 森崎、前掲論文、120頁。

からゆきさんすら一椀のめしを現地の民衆とうばいあう関係のなかにいたのである。¹⁹⁶

日本の膨張主義に利用され、その渦に巻き込まれたからゆきさんは単に抑圧された女性に留まらない輻輳する「民族」やジェンダー間の軋轢の中に放り込まれたのである。森崎の最初のエッセイには、元からゆきさんであったサトという人物が登場するが、サトは第二次大戦中に香港でイギリス人の夫が抑留されたために、昼間は華僑の電気器具卸店で通訳をし、夜は「慰安婦」の監督をしていたという。森崎はわざわざそのサトをエッセイに書き込んだのである。だが山崎は、からゆきさんが持つ輻輳性には目をむけなかった。山崎は言う。「からゆきさんという存在が近代日本国家の採ったアジア侵略政策の痛ましい犠牲者なのだということは、誰の眼にもあきらかであろう」¹⁹⁷と。そして、「日本人軍隊慰安婦が相手とした男性は外国人ではなくて同じ日本人であったけれど、しかし海外に流浪してその肉体を売らねばならなかった点では、かつてのからゆきさんといささかも変わらなかった」¹⁹⁸として、「慰安婦」をからゆきさんと安易に重ね合わせてしまう。

だが、これは山崎ひとりに帰すべき問題では決してない。女性史、ひいては歴史学全体が、森崎のこのからゆきさんにみる膨張主義の体現者となってしまった植民地主義的輻輳性を見落としてきたといえるのではないだろうか。森崎は「からゆきさんが抱いた世界」を『現代の眼』に掲載した後に下書きをしていた原稿を書き換え、『からゆきさん』を世に出した。そこには、日本人に日々使役される朝鮮人工夫らの恨みをぶつけられ、精神的な病を抱えるおキミの話が描かれていることはすでに触れたが、これは、上海へ密行したヨシが「日の丸のおかげで、どがしこ助かったかしれん。日本のなくなることもあるなら、わしは舌かみきってでん死ぬど」¹⁹⁹との感慨のまさに裏面を為しているといえる。言い換えれば、植民者である「日本人」をいやがおうにも帯びてしまうがゆえに朝鮮人男性からぶつけられる憎しみは、抑圧された性＝被害者としてのみでは決して捉えることはできないのである。森崎はすでに交錯する地

¹⁹⁶ 森崎、前掲論文、123頁。

¹⁹⁷ 山崎、前掲書、271頁。

¹⁹⁸ 山崎、前掲書、272-273頁。

¹⁹⁹ 森崎、前掲書、9頁。

点に立つからゆきさんの姿を見定めていた。「もしからゆきさんから「唐」体験をのぞくなら、国家の侵略主義に結びつけられたことから来る心の屈折は失せるだろう。また、もしそのアジア体験から国家の侵略主義をのぞくことができるなら、男に性をもてあそばれ商品化された苦痛のみに終止できたらう。」²⁰⁰

だが、繰り返しになるが、森崎が描くからゆきさんの輻輳性はこれまでずっと看過されてきた。たとえば、「慰安婦」問題を世に問うてきたライターである川田文子は、山崎と森崎を比較するなかで、からゆきさんを「底辺」と名付ける山崎の立ち位置を批判して森崎の『からゆきさん』を評価するが、精神を病んだおキミと、ヨシの自死に触れた後に「そのようなからゆきさんの姿は、私が話を聞いた何人もの「慰安婦」にされた女性たちに重なる。森崎は二十数年前に、「慰安婦」にされた女性たちと同質の傷を書ききっていたのだ」²⁰¹と述べ、「老いたおキミの姿は、私が話を聞いた数多くの日本軍性暴力被害者の姿に重なる」²⁰²としてしまう。川田のからゆきさんへの感慨には、森崎がいう「心の屈折」は見当たらず、結局のところ、からゆきさんと「慰安婦」を「犠牲者」として何も変わらないとした山崎と立場を同じくしてしまっている。

序章で述べたとおり、性の問題の扱いにくさが、私たちがもう一步踏み込めない足枷になっているのかもしれない。だが、それだけではなく、女性史やフェミニズムが植民地主義や戦争責任の問題を、家父長的支配構造における「女性の抑圧」という問題に回収してしまい、「日本人」として思想的に深めてこなかった背景もあるのではないだろうか。わたしたちは以下の森崎の言葉を、より深く重く受け止めるべきである。

売られることもなく、売春の味も知らずに齢を重ねてしまう私が、からゆきさんと出会うことができる唯一の小道は、彼女らが海の外でアジア諸民族と肌をあわせつつ育てあげた特有の心象世界を、日本への鋭い内部批判として受けとることにある。そしてそれを、彼女らもまたすべての日本民衆と同じように他民族の一椀のめしを叩き落す存在ともなっていた地点を、見のがしてやるような不遜な立場をつくり出すことなく行なうことができるか否か、にある。²⁰³

²⁰⁰ 森崎、前掲論文、120頁。

²⁰¹ 川田文子「国境を越える性 からゆきさんと「慰安婦」加納実紀代編『リブという〈革命〉——近代の闇をひらく』インパクト出版会、2003年、187頁。

²⁰² 川田、前掲論文、188頁。

²⁰³ 森崎、前掲論文、123頁。

本論文において、時代を追ってからゆきさんに特化した言説と政策を検討し、からゆきさんの性を日本人男性への性へと囲い込んでいく見取り図は描けたかと思う。管理された女性の「身体」と「性」を日本人男性のために利用するという暴力的な思考は当時の膨張主義と相まって、後の「慰安婦」制度へと繋がっていく。そこでは被植民者の「身体」と「性」も入り込むことによって、より重層的で複雑な権力関係が生じていた。からゆきさんとはその輻輳する地点に立たされた女性であった。からゆきさんを「慰安婦」やこんにちの「セックスワーカー」と安易に重ね合わせることは最早できない。またその意味において、「被害者」や「犠牲者」、あるいは「出稼ぎ者」や「植民者」という一側面のみで描くことにも私たちは注意深くあらねばならないことも了解されよう。そこには日本の植民地主義の歴史が深く絡みついているのである。

【参考文献】

- 赤松啓介『夜這いの民俗学・夜這いの性愛論』ちくま学芸文庫、2005年。
- 青木澄夫『アフリカに渡った日本人』時事通信社、1993年。
- 『放浪の作家 安藤盛と「からゆきさん」』風媒社、2009年。
- 青山薫『「セックスワーカー」とは誰か——移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店、2007年。
- アラン・コルバン『娼婦』藤原書店、1991年。
- アン・ローラ・ストーラ『肉体の知識と帝国の権力——人種と植民地支配における親密なるもの』永渕康之・水谷智・吉田信訳、以文社、2010年。
- 市川房枝編『日本婦人問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版、1978年。
- 伊藤秀吉『日本娼婦運動史』不二出版、1995年。
- 今西一『近代日本の差別と性文化——文明開化と民衆世界』雄山閣、2003年。
- 今村昌平企画『村岡伊平治自伝』講談社文庫、1987年。
- 入江寅次『邦人海外発展史』井田書店、1942年。
- 大越愛子『近代日本のジェンダー』三一書房、1997年。
- 大場昇『からゆきさん おキクの生涯』明石書店、2002年。
- オールコック『大君の都——幕末日本滞在記—— 中』山口光朔訳、岩波書店、1962年。
- 『大君の都——幕末日本滞在記—— 下』山口光朔訳、岩波書店、1962年。
- 岡本勝『アメリカ禁酒運動の軌跡——植民地時代から全国禁酒法まで』ミネルヴァ書房、1994年。
- 奥田暁子編『闘ぎ合う女と男——近代 下 女と男の時空-日本女性史再考 13巻』藤原書店、2000年。
- 長田忠一『新々赤毛布』(1904)復刻版『明治北方調査探検記集成(7)』所収、ゆまに書房、1988年。
- 小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度——民衆史と国際関係史の視点から』吉川弘文館、2010年。
- 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房、1992年。
- 沖野岩三郎『娼妓解放哀話』中公文庫、1982年。
- 荻野美穂『ジェンダー化される身体』勁草書房、2003年。
- 折井美耶子編集『資料 性と愛をめぐる論争』ドメス出版、1991年。

加藤秀一『＜恋愛結婚＞は何をもたらしたか——性道徳と優性思想の百年間』ちくま新書、2004年。

加藤千香子・細谷実編『ジェンダー史叢書 5巻 暴力と戦争』明石書店、2009年。

金井圓編訳『描かれた幕末明治 イラストレイテッド・ロンドン・ニュース 日本通信 1853-1902』雄松堂書店、1974年。

加納実紀代編『リブの〈革命〉——近代の闇をひらく』インパクト出版会、2003年。

鹿野政直『兵士であること——動員と従軍の精神史』朝日新聞社、2005年。

ギャトリ・C・スピヴァク『サバルタンは語るができるか』上村忠男訳、みすず書房、2009年。

川田文子『戦争と性——近代公娼制度・慰安所制度をめぐって』明石書店、1995年。

川元祥一『開港慰安婦と被差別部落——戦後 RAA 慰安婦への軌跡』三一書房、1997年。

金一勉『遊女・からゆき・慰安婦の系譜』雄山閣出版、1997年。

工藤美代子『カナダ遊妓楼に降る雪は』晶文社、1983年。

——『哀しい目つきの漂流者』集英社、1991年。

久布白落実『廃娼ひとすじ』中公文庫、1982年。

倉橋正直『からゆきさんの唄』共栄書房、1990年。

——『島原のからゆきさん——奇僧・広田言証と大師堂』共栄書房、1993年。

——『従軍慰安婦問題の歴史的研究——売春婦型と性的奴隷型』共栄書房、1994年。

——『北のからゆきさん』共栄書房、2000年。

ケンペル『ケンペル江戸参府紀行 下巻』呉秀三訳、駿南社、1929年。

古賀十二郎『新訂 丸山遊女と唐紅毛人 前編』長崎文献社、1995年。

——『新訂 丸山遊女と唐紅毛人 後編』長崎文献社、1995年。

国際日本文化研究センター編『世界の日本研究 2002——日本統治下の朝鮮：研究の現状と課題』国際日本文化研究センター海外研究交流室、2003年。

小森陽一、成田龍一、木下直之編『日露戦争スタディーズ』紀伊国屋書店、2004年。

小谷野敦『江戸幻想批判——「江戸の性愛」礼賛論を撃つ』新曜社、1999年。

佐伯順子『遊女の文化史——ハレの女たち』中公新書、2003年。

酒井直樹・ブレット・ド・バリー・伊豫谷登士翁編『ナショナリティの脱構築』柏書房、1996年。

清水元『アジア海人の思想と行動』NTT出版、1997年。

清水洋・平川均『からゆきさんと経済進出——世界経済のなかのシンガポール——日本関係史』コモンズ、1998年。

下重清『〈身売り〉の日本史 人身売買から年季奉公へ』吉川弘文館、2012年。

ジャック・ロシオ『中世娼婦の社会史』阿部謹也・土浪博訳、筑摩書房、1992年。

ジョーン・W・スコット『増補新版 ジェンダーと歴史学』平凡社ライブラリー、2004年。

ジョルジュ・デュビイ／ミシェル・ペロー監修『女の歴史6 十九世紀2』杉村和子・志賀亮一監訳、藤原書店、1996年。

ジョージ・L・モッセ『ナショナリズムとセクシュアリティ』佐藤卓巳・佐藤八寿子訳、柏書房、1996年。

白石顕二『ザンジバルの娘子軍（からゆきさん）』冬樹社、1983年。

新城郁夫編『沖縄・問いを立てる—3 攪乱する島——ジェンダー的視点』社会評論社、2008年。

鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 8巻 人権・廃娼Ⅰ』不二出版、1997年。
——編『日本女性運動資料集成 9巻 人権・廃娼Ⅱ』不二出版、1998年。

総合女性史研究会編『日本女性史論集 9 性と身体』吉川弘文館、1998年。

曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館、2003年。

宋連玉・金栄編『軍隊と性暴力——朝鮮半島の20世紀』現代史料出版、2010年。

田崎英明『売る身体／買う身体——セックスワーク論の射程』青弓社、1997年。

竹村民郎『廃娼運動』中公新書、1982年。
——『大正文化 帝国のユートピア——世界史の転換期と大衆消費社会の形成』三元社、2004年。

谷川健一編『近代民衆の記録 3 娼婦』新人物往来者、1971年。
——編『ドキュメント日本人 5 棄民』学芸書林、1969年。

鶴田文史編著『歴史と文芸と青春——天草崎津浦物語・別巻』近代文芸社、2006年。

唐権『海を越えた艶ごと』新曜社、2005年。

中村三郎『日本売春取締考——日本売春史—第3巻』日本風俗研究会、1954年。

中村茂樹『近代帝国日本のセクシュアリティ』明石ライブラリー、2004年。

日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986年。

早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店、1998年。
——編『〈戦争・暴力と女性3〉植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年。

早川紀代・李ヒョン娘・江上幸子・加藤千香子編『東アジアの国民国家形成とジェンダー』青木書店、2007年。

林博史編『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店、1997年。

林玲子・柳田節子監修『アジア女性史——比較史の試み』明石書店、1997年。

原田伴彦『長崎』中公新書、1964年。

ヒュー・コータツツィ『維新の港の英人たち』中須賀哲朗訳、中央公論社、1988年。

藤野豊『性の国家管理——賣売春の近現代史』不二出版、2001年。

藤目ゆき『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1999年。

堀江満智『ウラジオストクの日本人街——明治・大正時代の日露民衆が語るもの（ユーラシア・ブックレット 73）』東洋書店、2005年。

牧英正『近世日本の人身売買の系譜』創文社、1970年。

——『人身売買』岩波新書、1971年。

三橋修『明治のセクシュアリティ——差別の心性史』日本エディタースクール、1999年。

宮崎康平『からゆきさん物語』不知火書房、2008年。

村上信彦『明治女性史 下巻』理論社、1972年。

森克己『人身売買——海外出稼ぎ女』至文堂、1959年。

森崎和江『異族の原基』大和書房、1971年。

——『からゆきさん』朝日新聞社、1976年。

森田朋子編『女の社会史 17-20 世紀』「1 章 マリア＝ルス号事件と芸娼妓解放令」山川出版社、2001年。

山崎朋子『サンダカン八番娼館』筑摩書房、1972年。

——『サンダカンの墓』文藝春秋、1974年。

——『あめゆきさんの歌』文藝春秋、1978年。

山田盟子『慰安婦たちの太平洋戦争——秘められた女たちの戦記』光人社、1991年。

——『「娘子軍」哀史——からゆき、娼婦、糸工女たちの生と死』光人社、1992年。

横山源之助著書代表『明治記録文学集 明治文学全集 96』筑摩書房

吉田常吉『唐人お吉』中公新書、1966年。

吉見周子編『日本女性史 第4巻 近代』「売娼の実態と廃娼運動」東京大学出版会、1982年。

ロナルド・ハイアム『セクシュアリティの帝国』本田毅彦訳、柏書房、1998年。

渡部英三郎『日本売春史』鏡浦書房、1960年。

<雑誌・新聞>

『編集復刻版・買売春問題資料集成[戦前編]』第1-31巻、不二出版、1997年。

『復刻版・廓清』廓清会編、第1-34巻、不二出版、1986年。

『復刻版・婦人新報』日本キリスト教婦人矯風会編、第1-60巻、不二出版、1985年。

『愛国婦人』愛国婦人会、マイクロフィルム、1902-1945年。

『東洋日の出新聞』マイクロフィルム、1902-1934年。

『門司新報』マイクロフィルム、1893-1938年。

『福岡日日新聞』マイクロフィルム、1880-1942年。

<論文>

青山晴美『『女』であること・オーストラリア（第一話）『からゆきさん』と呼ばれた女たち』『研究論集』愛知学泉大学編、36号、2001年。

秋定嘉和「「存娼論」の主張と行動——昭和十年二月の全国貸座敷聯合会臨時大会の紹介——」『キリスト教社会問題研究』37号、1989年3月。

阿部保志「明治五年井上馨の遊女「解放」建議の考察——近代的公娼制への志向」『史流』36号、1996年6月。

——「明治五年横浜における貸座敷制の成立——近代的公娼制の成立」『史流』37号、1997年。

イチオカ、ユージ 訳中村宗子「あめゆきさん——19世紀アメリカにおける日本人売春婦」『女性学年報』(2号)、1981年10月。

伊藤晃／藤目ゆき／鈴木祐子「戦後責任を問い直す——象徴天皇制・米軍暴力・歴史教科書の観点を通して」『女性・戦争・人権』5号、2002年12月20日。

伊藤康子「地域女性史からみた愛国婦人会」『中京女子大学研究紀要』31号、1997年。

今中保子「1920-1930年代の廃娼運動とその歴史的意義——広島県を中心として」『歴史学研究』559号、1986年10月。

植田朱美「民法における日本女性の近代化——「明治民法」から「民法改正要綱」へ」『女性・戦争・人権』6号、2003年12月1日。

大越愛子「ジュリア・クリステヴァの視点——知の解体のためのフェミニスト的実践」『女性学年報』5号、1984年11月。

大橋稔「シンポジウム報告フェミニズムとコロニアリズム」『女性・戦争・人権』6号、2003年12月1日。

岡崎亜澄・山根真理「大正期における性規範に関する研究——貞操論、廃娼論を中心として」『愛知教育大学家政教育講座研究紀要』33。34号、2002年。

荻野美穂子「雑誌『女性日本人』に見る大正期の女性解放論」『女性学年報』4号、1983年

11月。

小倉襄二「廃娼論の輪郭——山室軍平の主張と背景1」『キリスト教社会問題研究』6号、1962年4月。

——「キリスト者の社会事業実践と戦時厚生事業——抵抗の挫折について」『キリスト教社会問題研究』10号、1966年4月。

——「<資料>「廓清会」の成立——廃娼運動史の系譜」『人文学』97号、1967年7月。

——「廃娼の思想——山室軍平・『社会廓清論』を中心に」『キリスト教社会問題研究』30号、1982年2月。

——「烙印と福祉史——冥さの思想史へのノート」『キリスト教社会問題研究』37号、1989年、3月。

——「天皇制と社会事業——なぜ‘福祉’なのか」『部落』43巻3号、1991年3月。

小野沢あかね「帝国議会開設期の廃娼運動——群馬県を中心として」『歴史学研究』637号、1992年10月。

——「大正デモクラシー期の廃娼運動の論理——長野県を中心として」『歴史学研究』668号、1995年2月。

——「「国際的婦女売買」論争（1931年）の衝撃——日本政府の公娼制度擁護論破綻の国際的契機」『国際関係学研究』24号、1997年。

——「1930年代の廃娼運動——公娼廃止から性教育——」『史学雑誌』106巻7号、1997年7月。

——「1997年度歴史学研究会大会報告批判」『歴史学研究』705号、1997年12月。

——「藤目ゆき著『性の歴史学』書評」『日本史研究』433号、1998年9月。

——「第一次世界大戦後における廃娼運動の拡大——日本キリスト教婦人矯風会の活動を

中心として」『国際関係学研究』26号、1999年。

——「公娼制度廃止問題の歴史的位罫——戦間期日本における勤儉貯蓄と女たち」『歴史学研究』764号、2002年7月。

片野真佐子「天皇制下の性と人間——『廓清』に見る廃娼運動の一側面」『福音と世界』37巻11号、1982年11月。

川田文子「徹底追及「自由主義史観」——「慰安婦」＝「公娼」論を繰り返す日本の男の性意識」『金曜日』5巻7号、1997年2月21日。

小山静子「近代的女性観としての良妻賢母思想——下田次郎の女子教育思想にみる一典型」『女性学年報』17号、1982年11月。

——「与謝野晶子における女性解放思想——良妻賢母主義教育批判を中心に」『女性学年報』4号、1983年11月。

神田多恵子「売春禁止途上の日本——犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国連アジア会議における報告書」『法律時報』30巻2号、1958年2月。

佐々木敏二「榎本武揚の移民奨励政策とそれを支えた人脈」『キリスト教社会問題研究』37号、1989年3月。

椎名其二「奴隷としての女——パリの売笑婦たち」『法律時報』30巻2号、1958年2月。

清水左市「性風俗小史（上）——廃娼運動の変遷」『警察学論集』38巻12号、1985年12月。

——「性風俗小史（下）——廃娼運動の変遷」『警察学論集』39巻1号、1986年1月。

清水美和子「愛国婦人会の〈女中〉をめぐる社会事業——両大戦間期を中心に」『関西国際大学研究紀要』第2号、2001年。

鈴木壽一「日本における売春関係法制の沿革」『法律時報』30巻2号、1958年2月。

鈴木裕子「セカンド・レイプにほかならない（公娼論に反論する）」『世界』632号、1997年3月。

千本木みち子「日本に於ける廃娼運動史」『婦人の世紀』8号、1949年1月。

宋連玉「書評 藤目ゆき『性の歴史学』」『歴史学研究』708号、1998年3月。

——「朝鮮植民地支配における公娼制」『日本史研究』371号、1993年7月。

竹村民郎「反天皇制ファシズム論」『現代の理論』9巻11号、1972年11月。

——「公娼制度の定着と婦人救済運動——二〇世紀初頭大連において」『環』10号、2002、sum。

——「公娼制度成立前後——二〇世紀初頭大連の場合」『アジア遊学』44号、2002年10月。

谷口絹枝「森崎和江への一視点・覚え書——『からゆきさん』に即して」『社会文学』15号、2001年。

趙徳玉「近代日本婦女の海外出稼ぎと女性への人権侵害——『門司新報』の記事分析を中心に」『九州国際大学 社会文化研究所紀要』39号、1997年3月。

ド=フェリス、T.H.「世界の廃娼制度」『法律時報』(30巻2号)、1958年2月。

西村みはる「女学雑誌にみる廃娼論とその影響——巖本善治を中心に」『日本女子大学紀要・文学部』31号、1981年。

——「創設期婦人救済所の意図と実態——『ときのこえ』にみる資料を中心に」『日本女子大学社会福祉学科』23号、1983年。

島中暁子「『廓清』における優生思想の影響と論議の展開——リプロダクティブライツと障害者の生きる権利の狭間を考える端緒として」『キリスト教社会問題研究』49号、2000年12月。

——「『廓清』における産児調節論の展開——障害児の生まれ生きる権利と女性の生きる権利及び産み育てる権利の展開」『キリスト教社会問題研究』50号、2001年12月。

羽田野慶子「<自由に売春する身体>の成立——明治期廃娼論にみる売春女性イメージ」『女性学年報』19号、1998年11月。

福田淳子「からゆきさんのイメージと実像——出身地、渡航地に関する考察」『民族社会研究』1号、1998年。

藤永壯「植民地朝鮮における公娼制度の確立——1910年代のソウルを中心に」『二十世紀研究』5号、2004年12月。

藤林伸治「自由民権と廃娼運動」『福音と世界』37巻11号、1982年11月。

藤目ゆき「戦間期日本の産児調節運動とその思想」『歴史評論』430号、1986年2月。

——「ある産婆の軌跡——柴原浦子と産児調節」『日本史研究』365号、1993年2月。

船橋邦子「『婦女新聞』と福島四郎」『婦人問題懇話会々報』38号、1983年。

前田訣子「明治時代の廃娼運動」『日本史研究』35号、1958年1月。

松野誠也「軍紀・風紀からみた日本軍と「慰安婦」問題——一九三九年初頭までの華中戦線を中心に」『歴史評論』640号、2003年8月。

水溜真由美「森崎和江『からゆきさん』をどう読むか」『女性・戦争・人権』5号、2002

年 12 月。

三輪公忠「満州をめぐる国際関係——十九世紀末から二〇世紀前半にかけて」『環』10 号、2002 年、sum。

村山幸輝「『社会廓清論』の世界——山室軍平の廃娼論」『キリスト教社会問題研究』37 号、1989 年 3 月。

室田保夫「戦前の『ときのこえ』覚え書」『キリスト教社会問題研究』37 号、1989 年 3 月。

森克己「挽歌・からゆきさん物語」『論争』2 号、1963 年。

山田昇「巖本善治の女学論・廃娼論の考察」『奈良女子大学文学部研究年報』35 号、1991 年。

楊 善英「日本キリスト教婦人矯風会の廃娼運動——1900 年代における支部の活動を中心に」『言語・地域文化研究』9 号、2003 年 3 月。

吉見義明「歴史資料をどう読むか（公娼論に反論する）」『世界』（632 号）、1997 年 3 月。

Butler, Judith. *Bodies That Matter: On the Discursive Limits of "Sex."* New York: Routledge, 1993.

---. *Excitable Speech: A Politics of the Performative.* New York: Routledge, 1997.

Butler, Judith and Joan W. Scott eds. *Feminists Theorize the Political.* New York: Routledge, 1992.

Douglas, Mary. *Purity and Danger: An Analysis of Concept of Pollution and Taboo.* New York: Routledge, 2002.

Foucault, Michel. *The History of Sexuality: Volume I: An Introduction.* Trans. Robert Hurley. New York: Vintage, 1990.

Frühstück, Sabine. *Colonizing Sex: Sexology and Social Control in Modern Japan.* Berkeley and Los Angeles: U of California P, 2003.

Gilligan, Carol. *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development.* Cambridge, Harvard UP, 1982.

McClintock, Anne. *Imperial Leather: Race, Gender and Sexuality in the Colonial Contest.* New York: Routledge, 1995.

Pratt, Mary Louise. *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation.* New York: Routledge, 1992.

Scott, Joan Wallach. *Gender and the Politics of History.* New York: Columbia UP,

1988.

Showalter, Elaine. *Sexual Anarchy: Gender and Culture at the Fin de siècle*. London: Virago, 1992.

Stoler, Ann Laura. *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and the Intimate in Colonial Rule*. Berkeley and Los Angeles: U of California P, 2002.

---. *Race and the Education of Desire: Foucault's History of Sexuality and the Colonial Order of Things*. Durham: Duke UP, 1995.

Takaki, Ronald ed. *From Different Shores: Perspectives on Race and Ethnicity in America*. Oxford: Oxford UP, 1987.

Tanaka, Yuki. *Japan's Comfort Women: Sexual Slavery and Prostitution During World War II and the US Occupation*. New York: Routledge, 2002.

Warren, James Francis. *Ah Ku and Karayuki-san: Prostitution in Singapore, 1870-1940*. Singapore: Singapore UP, 2003.